

決済システムレポート

2007 - 2008

PAYMENT AND
SETTLEMENT
SYSTEMS
REPORT

日本銀行

2008年10月



BOJ
Reports & Research Papers

本稿の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合は、あらかじめ日本銀行決済機構局までご相談ください。

転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

はじめに

決済システムレポートは、わが国決済システムの動きを概括し、今後の課題を把握することを目的として発行するものであり、以下の3点を柱に記述している。

- ① わが国決済システムにおける取扱高の推移や制度改革の動向を分析・紹介すること。
- ② わが国決済システムの安全性・効率性の面での課題を把握し、それへの対応状況と日本銀行の取組みを紹介すること。
- ③ 決済システムにかかる研究成果を紹介し、国内外における決済問題への取組みに貢献すること。

今回のレポートの対象期間である2007年初から2008年秋までを振り返ると、金融政策の変更や米国サブプライムローン問題の顕在化をきっかけに、わが国における資金・証券の決済量は大幅に増加した。

この間、わが国決済システムは、こうした決済量の大幅増加にもかかわらず、安定的な処理を実現してきた。特にリーマン・ブラザーズ証券の破綻においては、債券や株式の現物、先物の決済に多額の不履行が生じたが、その後の処理は、各決済システムの規則や取引当事者間の合意であらかじめ定められた方法、手順等に従い進捗した。

しかし、内外の決済システムの相互依存関係が一段と強まったもとの、国際金融資本市場の動揺は依然続いている。こうした状況を踏まえれば、海外の決済システムの動向もフォローしながら、わが国決済システムをより安全で効率的なものとしていくことが一層重要な課題となっている。

そうした観点から最近の制度面の動きをみると、わが国では、現在、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）における次世代RTGSプロジェクトや証券決済システムにおける株券電子化のプロジェクトが進行中である。また、業務継続体制充実に向けての取組みなども活発化している。

一方、海外の動向をみると、欧州連合では、資金・証券決済システム改革が急ピッチで進行しているほか、米国や英国では、最近の国際金融資本市場の動揺を踏まえ、中央銀行による決済システムのオーバーサイトに関する制度整備も検討されている。

日本銀行としては、今後とも、わが国中央銀行として、決済システムの運営主体や参加金融機関、海外中央銀行等との緊密な連携のもとで、より安全で効率的なわが国決済システムの構築に向けて引き続き注力していく考えである。

目 次

要 旨

第 1 部	主な決済システムにおける 2007 年度中の決済の動向.....	1
第 1 章	概況.....	1
第 1 節	資金決済の動向	
第 2 節	証券決済の動向	
第 2 章	決済リスクの動向.....	11
第 1 節	日銀当座預金・国債決済における動向	
第 2 節	民間決済における動向	
第 2 部	決済システムの改善に向けた動き.....	24
第 1 章	日銀ネットの改善.....	24
第 1 節	次世代 RTGS の実現	
第 2 節	ネットワークインフラの高度化	
第 2 章	証券決済システムの改善に向けた動き.....	37
第 1 節	証券決済制度改革の動向と日本銀行の取組み	
第 2 節	日本銀行の運営する証券決済システムの動向	
第 3 節	民間証券決済システムの動向	
第 3 章	業務継続体制の強化に向けた取組み.....	43
第 1 節	日本銀行における業務継続体制の充実に向けた取組み	
第 2 節	金融機関や金融市場における業務継続力強化の動き	
第 3 部	小口決済における特徴的な動き ——最近の電子マネーの動向について——	46
第 4 部	欧米における決済システムを巡る動き.....	54
第 1 章	欧州における決済システム統合の動き.....	54
第 1 節	大口資金決済システム (TARGET2)	
第 2 節	証券決済システム (TARGET2-Securities)	
第 3 節	リテール決済 (SEPA)	

第4節 おわりに

第2章 中央銀行によるオーバーサイトの枠組みの整備に関する米英の動向.....	65
付属論文.....	69
「決済システムの相互依存関係（system interdependencies）について —— CPSS 報告書とそのインプリケーション ——」	
「『証券決済システムのための勧告』に基づくわが国の国債決済制度の自己評価 —— 決済システムに関する国際基準の適用 ——」	
資料編.....	97
図表1：わが国決済システムの鳥瞰図.....	98
図表2：わが国決済システム改革の流れ.....	99
図表3：わが国決済システムに関する主な動き（年表）.....	100
決済システムに関する参考文献.....	106
統計編.....	109

■ 要 旨 ■

(決済の動向と新たな動き)

わが国の主要決済システムが取り扱う決済の金額・件数は、2006年から2007年にかけて大幅に増加したあと、2008年前半も高水準で推移した。これは、2006年以降における日本銀行の金融市場調節方針の変更と市場金利の上昇、2008年初までの景気の緩やかな拡大を背景に、実物取引、金融取引が拡大したことによるものとみられる。この間、日銀ネットおよび民間の資金・証券決済システムは、こうした決済量の大幅増加にもかかわらず、安定的な処理を実現してきた。特に2008年9月のリーマン・ブラザーズ証券の破綻においては、債券や株式の現物、先物の決済に多額の不履行（デフォルトやフェイル）が生じたが、その後の処理は、各決済システムの規則や取引当事者間の合意であらかじめ定められた方法、手順等に従い進捗した。

(わが国の決済システムの改善に向けた動きと課題)

(1) 次世代 RTGS 構想

日本銀行は、2008年10月、日本銀行金融ネットワークシステム（日銀ネット）における次世代 RTGS プロジェクト第1期の稼動を開始した。

次世代 RTGS プロジェクトは、わが国の大口資金決済システムの効率性と安全性の一段の向上を目的とするものであり、①日銀当座預金上の RTGS 処理に流動性節約機能を導入すること、②民間決済システムを通じて時点ネット決済で処理されている大口資金取引（外為円決済取引、大口内為取引）について RTGS 処理できるようにすること、を施策の柱としている。このうち第1期対応では、流動性節約機能の導入と外為円決済取引の RTGS 化を実現した。

今後は、第2期対応として、2011年後半を目途に、大口内為取引の RTGS 化を予定している。これが実現すれば、わが国の大口資金決済は原則として全て RTGS 処理されることとなり、決済システムの安全性、効率性は一段と強固なものとなる。次世代 RTGS 第2期対応の実現に向けて、着実な準備を進めていくことが重要である。

(2) 証券決済システムの改善

民間証券決済システムでは、現在、2009年1月に実施予定の株式等

の完全ペーパーレス化に向けて準備が進められている。これが実現すれば、わが国は、世界でも数少ない証券完全ペーパーレス化の実施国となる。円滑な開始に向けて、万全の準備が進められていくことが期待される。

この間、リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの破綻をきっかけとする国際金融資本市場の動揺を受けて、決済リスク削減の重要性が一層強く認識されるようになった。そうした観点から、各決済システムにおけるリスク管理策の点検・充実や、国債取引の決済サイクル短縮（T+1 決済の実現）などに取り組むことが次の課題として指摘できる。

また、日本銀行は、2007年11月、CPSS/IOSCO「証券決済システムのための勧告」に基づき、わが国国債決済システムに関する自己評価を公表した。このほか民間の資金・証券決済システムでも一部に同様の動きがみられている。今後は、より多くの決済システムでこうした自己評価の実施・公表が行われることが期待される。

(3) 業務継続体制の強化

日本銀行は、業務継続体制を一層強固なものとするため、近年、本店代替業務拠点の整備と体制充実に努めてきた。また、民間市場参加者間でも、短期金融市場、証券市場、外国為替市場における緊急時の体制整備が図られている。

わが国決済システム、金融市場・金融機関の業務継続体制を全体として強化していく観点からは、ストリートワイド訓練の実施などが今後の検討課題として考えられる。

(4) 電子マネーの発展

2007年度の主要6電子マネー（IC型）の利用状況をみると、年度末発行枚数は80百万枚を超え、同発行残高（未使用残高）も771億円となった。また、同年度中の決済件数・金額も、相次ぐ新規電子マネーの発行を反映して、810百万件、5,636億円と大幅に増加した。

こうした電子マネーの発行残高・利用金額は、従来からの主要な小口決済手段である現金等との比較でみる限り、なお僅少な割合にとどまる。しかし、その増加テンポの速さや利用可能店舗の拡大等を踏まえれば、電子マネーは小口決済手段の1つとして一定の位置を占めつつあるように窺われる。電子マネーが、今後活発な競争のもとで、安全性、効率性、利便性の向上を含め、どのような発展を遂げていくか注

目される。

(欧米における決済システムを巡る動き)

欧州連合（EU）では、資金・証券決済システムの統合・調和や高度化に向けたプロジェクトが相次いで進行している。資金決済システムでは、2007年11月から2008年5月にかけてより高度の機能・サービスを有する大口資金決済システム「TARGET2」が順次稼働を開始した。また、従来欧州各国の民間決済システムが中心となり運営してきた証券決済サービスに関しては、2013年の稼働開始を目途に、ユーロシステム（ECB およびユーロ参加国の各国中央銀行）が一括して運営する「TARGET2-Securities」への移行に向けて、プロジェクトが進められている。

また、米国や英国では、最近の国際金融資本市場の動揺を踏まえ、中央銀行による決済システムのオーバーサイトに関する制度整備も検討されている。

内外の決済システムは相互依存関係を一段と強めており、これによって、特定のある地域で生じたショックが瞬時かつ広範に伝播する可能性が高まっている。国際金融資本市場の動揺も依然続いている状況を踏まえれば、海外の決済システムの動向も踏まえながら、わが国決済システムをより安全で効率的なものとしていくことが一層重要な課題となる。

日本銀行としては、わが国中央銀行として、決済システムの運営主体や参加金融機関、海外中央銀行等との緊密な連携のもと、上述の課題に引き続き積極的に取り組み、わが国決済システムの安全性、効率性の一層の向上に貢献していく考えである。

第 1 部 主な決済システムにおける 2007 年度中の決済の動向

第 1 章 概況

わが国の主要決済システム（資料編・図表 1）が取り扱う決済の金額・件数は、2006 年から 2007 年にかけて大幅に増加したあと、2008 年前半も高水準で推移した。これは、2006 年以降における日本銀行の金融市場調節方針の変更と市場金利の上昇、2008 年初までの景気の緩やかな拡大を背景に、実物取引、金融取引が拡大したことによるものとみられる。

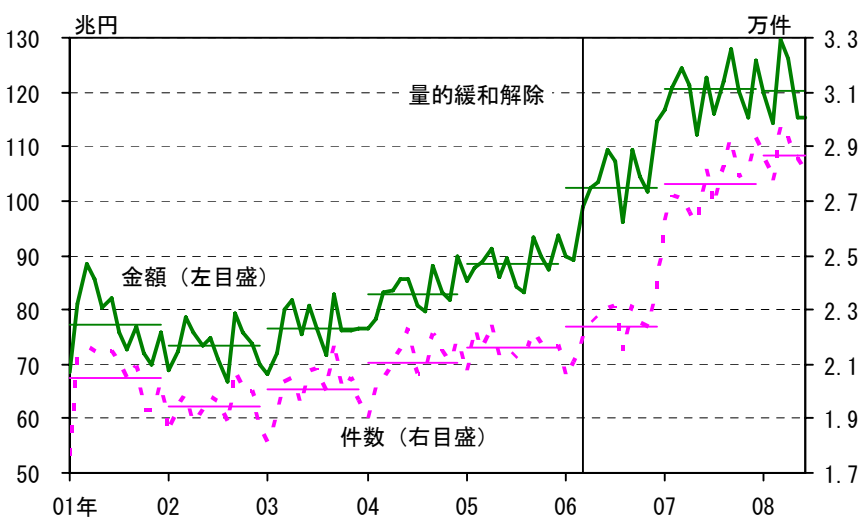
本章では、日本銀行が運営する日本銀行当座預金（以下、「日銀当座預金」という）決済および国債決済と、民間の資金・証券決済システムにおける決済動向を概観する¹。

第 1 節 資金決済の動向

1. 日銀当座預金決済

日銀当座預金は、金融機関間で行われる資金取引の決済や国債等証券取引の代金決済、民間決済システムの最終ネット尻の決済などに利用されている。日銀当座預金決済は、日本銀行が運営する日本銀行金融ネットワークシステム（以下、「日銀ネット」という）によって処理されている。

図表 1-1 日銀当座預金決済の推移



（注）折れ線グラフは各月の 1 営業日平均、水平線は期間中の 1 営業日平均を表す。以下同じ。

（出所）日本銀行

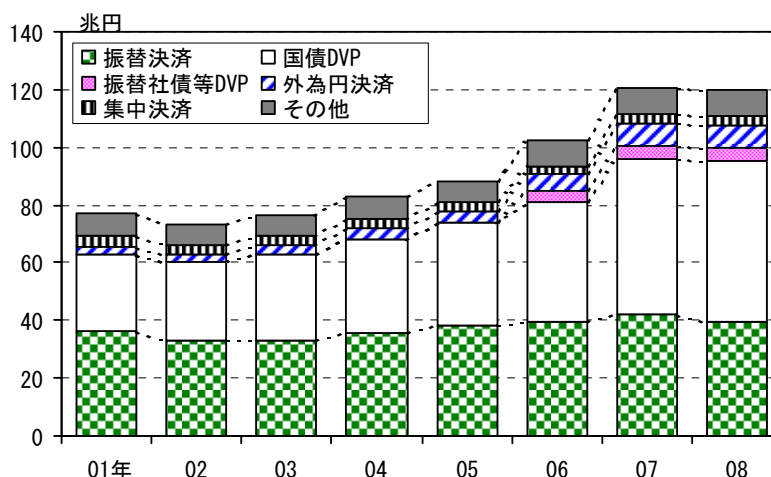
¹ 各決済制度に関する詳細な解説、および 1990 年代以降の長期的な決済金額・件数の推移については、日本銀行「決済システムレポート 2005」（2006 年 3 月）を参照。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

日銀当座預金決済は、2006年以降、増加テンポが高まり、2007年の1営業日平均の決済金額・件数はともに前年比+20%前後の大幅な伸びを記録した²。また、2008年前半も、前年並みの高水準で推移した（図表1-1）。こうした動きは、2006年3月以降の日本銀行による金融市場調節方針の変更と市場金利の上昇、2008年初までの景気の緩やかな拡大を受けたものとみられる。

2007年中の決済金額の内訳をみると、国債決済に連動する資金決済（国債DVP<Delivery versus Payment：証券資金同時受渡>）が全体の増加に大きく寄与した。このほか、

コール取引等の資金決済（振替決済）、外国為替円決済制度（以下、「外為円制度」という）のもとでの資金決済（外為円決済）もそれぞれプラスに寄与した（図表1-2）。

図表 1-2 日銀当座預金決済の内訳



（注）「振替決済」は主にコール取引の資金決済、「国債DVP」は国債DVPに伴う代金決済、「振替社債等DVP」は振替社債等DVPに伴う代金決済、「外為円決済」は外為円制度のもとでの資金決済、「集中決済」は民間資金決済システム（除く外為円制度）の最終尻の決済、「その他」は金融機関と日本銀行との資金決済等を表す。

（出所）日本銀行

² 本文および図表中の計数は、特に断りのない限り、1営業日平均、片道ベース（振替であれば、入金か引落のいずれか）。なお、2008年中の計数は、2008年1～6月の実績に基づく。

2. 民間資金決済

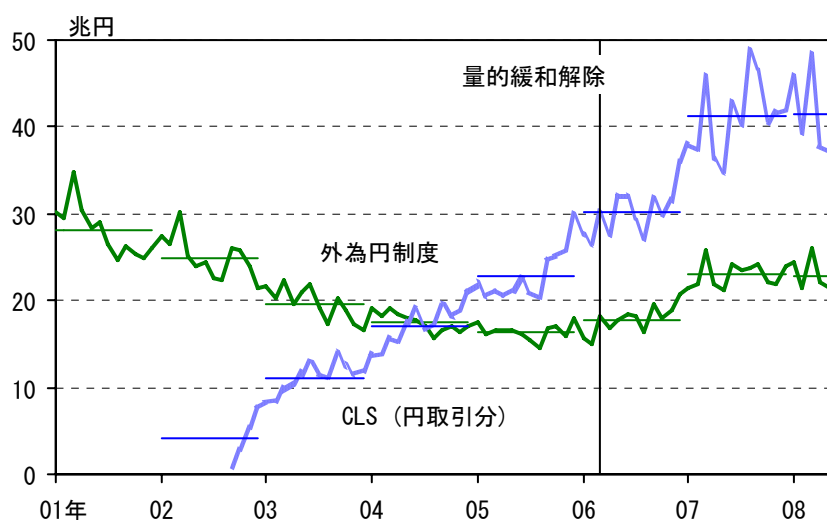
(1) 外国為替円決済制度・CLS

わが国における対外的な円取引の決済は、主に外為円制度と CLS (Continuous Linked Settlement) を通じて行われている。前者は、東京銀行協会（以下、「東銀協」という）が運営しており、外為取引、ユーロ円取引や円建仕向送金等に関連した円資金の受払いが決済されている。後者はドル/円取引などの 2 通貨の外為取引を対象とするクロスボーダーの多通貨決済システムであり、ニューヨークに本拠を置く CLS 銀行が運営している。

外為円制度の決済高をみると、2002 年以降、CLS への取引移行が続く中、減少傾向を辿ってきたが、2006 年に小幅ながら 5 年振りに増加した。その後、2007 年は景気の緩やかな拡大に伴う貿易取引、外為取引の増加や国内の金融情勢を反映したユーロ円取引の活発化などから、大幅な増加となった。他方、CLS における 2007 年中の円決済は、サブプライムローン

問題を背景とした為替相場のボラティリティの高まり等を主因に外為取引が大幅に増加したことを反映して、伸び率をさらに高めた。2008 年入り後は、両決済システムともに前年並みの高水準の決済金額となっている（図表 1-3）。

図表 1-3 外為決済の推移



(出所) 東銀協、CLS

なお、2008 年 10 月 14 日以降、日銀ネット次世代 RTGS 第 1 期の稼動開始に伴い、外為円制度の決済方式は時点ネット決済から即時グロス決済 (Real Time Gross Settlement、以下、「RTGS」という) に移行している (第 2 部第 1 章第 1 節参照)。

【BOX 1-1】外為決済リスク削減の進展

外為決済リスクとは、外為取引の売渡通貨を支払ったにもかかわらず、相手方の支払不能により買入通貨を受け取れないリスクを指す。国際決済銀行（BIS）支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems、以下、「CPSS」という）は、1996年に外為決済に伴うシステミック・リスクの削減に関する長期的なストラテジーを公表し、金融機関に対して改善を働きかけてきた。

こうした取組みの最も大きな成果は、2002年のCLS決済の開始である。CLSは、上記ストラテジーに呼応して世界の主要金融機関が設立した多通貨決済システムであり、外為取引の一方の通貨の支払いが可能な場合に限り他方の通貨の支払いを行うというPVP（Payment-versus-Payment）を採用することで、外為決済リスクを取り除く仕組みとなっている。

CLSの取扱高は順調に拡大しており、CPSSではこの間の進展を確認する目的で、2006年4月、外為決済リスクに関する調査を実施し、その結果を2008年5月に公表した^{（注）}。同調査には、各国の外為市場において8割以上のシェアをカバーすることを念頭に選ばれた金融機関109先が参加した。

（注）Bank for International Settlements, “Progress in reducing foreign exchange settlement risk,” May 2008. 日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に要旨と提言の仮訳を掲載。

同調査の結果をみると、対象15通貨の決済金額のうち55%（日本円では62%）がCLSを通じて決済されており、外為決済リスクの削減が相当程度進んでいることが確認された。

図表 B1-1-1：外為取引の決済方式別のシェア

	CLS	コルレス銀行 経由	ハイテラル・ ネットィング	その他
15通貨合計	55%	32%	8%	5%
日本円	62%	24%	8%	6%

しかしながら、外為決済リスクに晒される「コルレス銀行経由」（現地の銀行に決済業務を委託するなどして、売渡通貨と買入通貨の決済を別々に行う方式）等の決済方式が、対象15通貨の決済金額のうち30%超残存していることも判明した。また、調査結果に基づく試算によると、一部の金融機関では、1先の取引相手に対するエクスポージャーが自己資本の対比で10%を超えている例があることも分かった。

外為決済リスクを管理するうえでは、短期与信と同様に、取引相手毎に限度

額を設定し、当該限度額に照らしてエクスポージャーを計測することが重要となる。上記調査では、金融機関の77%において適切なリスク管理手続が整備されている一方、63%の先においてはエクスポージャー計測の過程で過小評価が生じており、さらなる改善の余地があることが確認された。また、リスク削減効果の高い決済方式の選択に関する社内のインセンティブが十分でない先があることを示唆する結果もみられた。

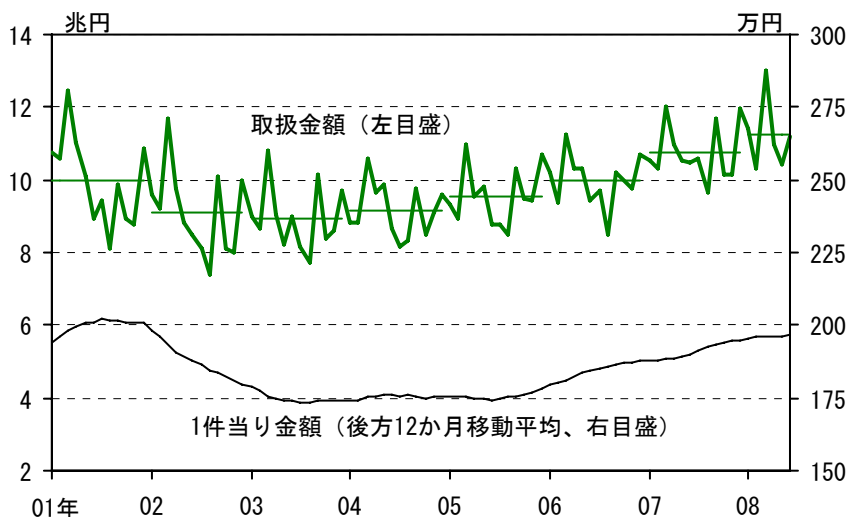
CPSS は、今回の調査結果を踏まえ、これまでの取組みを維持・改善していくための措置を提言しており、今後についても、個別金融機関における適切な外為決済リスク管理の確保に向けて、バーゼル銀行監督委員会との間で協力のあり方を検討していく予定である。

(2) 全国銀行内国為替制度

全国銀行内国為替制度（以下、「内為制度」という）は、振込、送金など国内の為替取引のため、参加者間の為替通知の授受および資金決済を集中的に行う制度であり、東銀協が運営する全国銀行データ通信システム（以下、

「全銀システム」という）を通じて決済がなされている。内為制度の取扱金額は、2003年以降、国内景気の緩やかな拡大を背景に増加傾向を辿っている。1件当り金額についても、2006年以降、大口化の傾向がみられている（図表1-4）。

図表 1-4 内為決済の推移



(出所) 東銀協

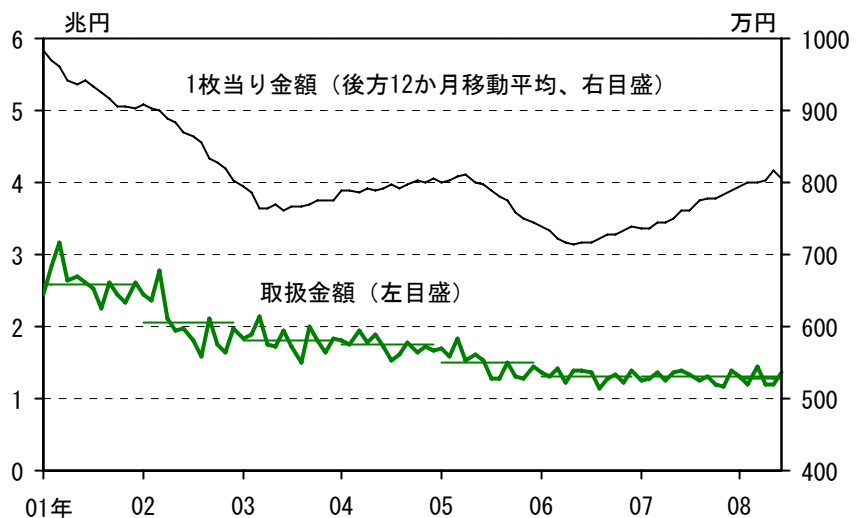
(3) 手形交換制度（東京手形交換所）

全国の手形交換の約7割を取り扱う東京手形交換所の動向をみると、印紙税負担や手形・小切手の管理・受渡負担の軽減を目的に、多くの企業において決済方法を手形等の利用から内為制度の利用に変更する動きが続いている。

この結果、取扱金額は趨勢的に減少してきたが、2007年以降は減少テンポが鈍化している（図表1-5）。

この間、内為制度と同様に、2006年以降、1枚当たり金額の増加傾向がみられている。

図表 1-5 手形交換高（東京手形交換所）の推移

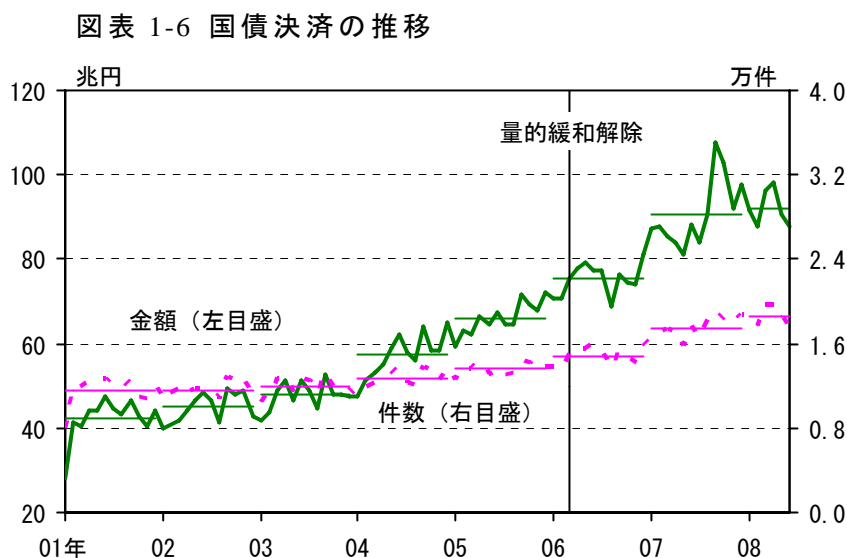


(出所) 東銀協

第2節 証券決済の動向

1. 国債決済

日本銀行における国債決済（日銀ネットにおける国債の振込口座振替・移転登録）の動向をみると、日本国債清算機関（以下、「JGBCC」という）の清算業務を通じたネットエイジング効果の拡大にもかかわらず、国債発行額の増加や量的緩和解除後のレポを含む国債取引の活発化により、2007年以降も大幅な増加を続けた（図表1-6）。



（注）国債決済は、振込口座振替と移転登録の合計を表す。
金額は額面ベース。

（出所）日本銀行

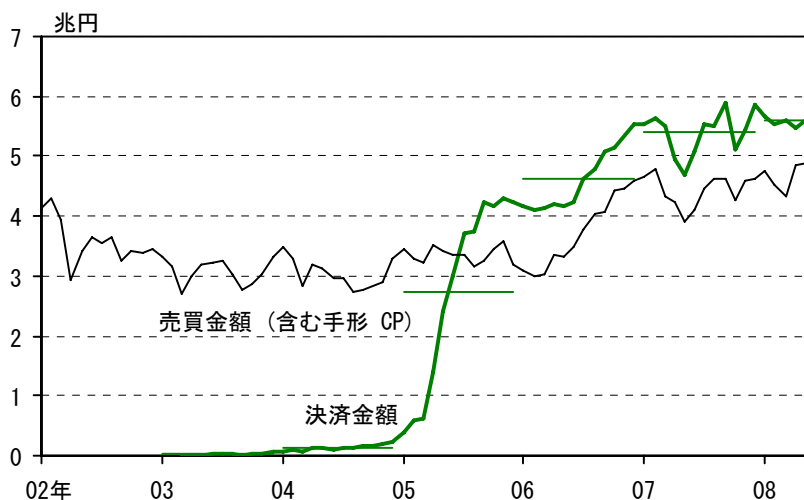
なお、国債取引全体に占める JGBCC の清算対象取引高のシェア（額面ベース）³は、引き続き拡大しており、2007 年中は 4 割弱となった。2007 年中の日本銀行における国債決済額は 1 日当たり約 90 兆円であるが、JGBCC の清算業務を通じた圧縮分を加えると、その決済規模は約 120 兆円となっており、JGBCC の清算業務を通じて決済の効率化が図られていることが分かる。

³ JGBCC を相手方としない国債決済と、JGBCC の清算対象取引高の合計を国債取引全体と単純にみなして試算。

2. 民間証券決済

短期社債決済（証券保管振替機構<以下、「JASDEC」という>における電子CPの振替）は、2005年に手形CPからの移行により大幅な増加となったあとも、新規発行の増加と現先取引の活発化を反映して拡大を続けており、2007年中の決済金額（額面ベース）・件数はともに前年を+15%強上回った。2008年入り後も、伸び率は幾分鈍化しつつも、引き続き増加している（図表1-7）。

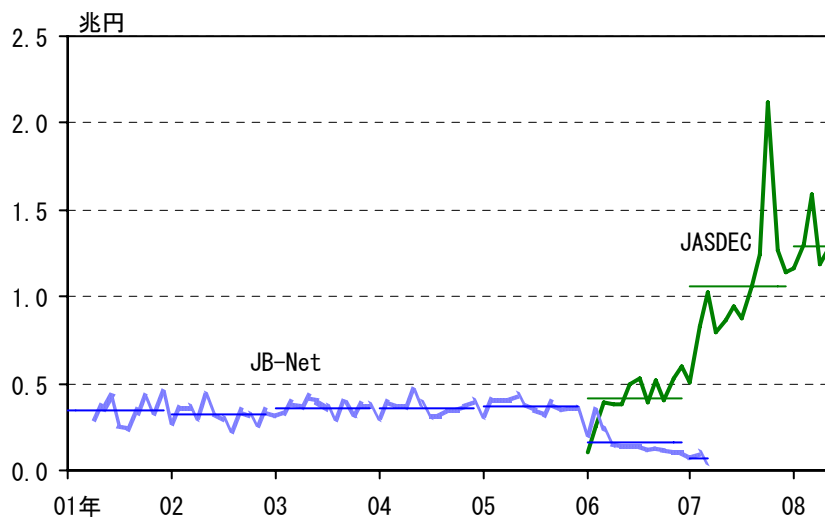
図表 1-7 短期社債決済の推移



（出所）JASDEC、日本証券業協会

2007年中の一般債決済をみると、活発な新規発行に加え、2008年1月の既発債（登録債・現物債）に関する税制優遇措置の廃止⁴に向けて、既発債から振替債への移行が進捗したことから、決済金額（額面ベース）・件数は前年比

図表 1-8 一般債決済の推移



（出所）JASDEC、JB-Net

⁴ 2008年1月6日以降、各種税制優遇措置（公共法人等が保有する公社債の利子所得に対する非課税措置、少額貯蓄非課税制度に基づく非課税措置および租税特別措置法上の指定金融機関が保有する公社債の利子所得の源泉徴収免除措置）は振替債のみに適用されることとなった。

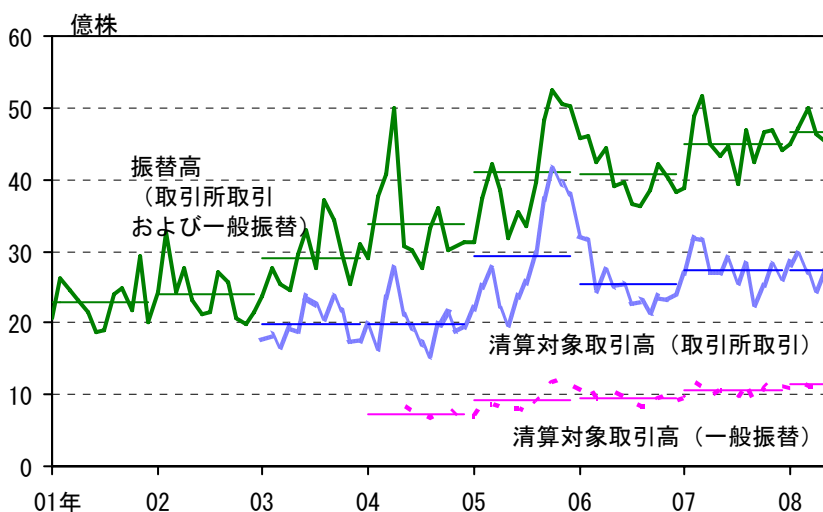
2.5 倍と大幅に増加した。2008 年入り後も、移行後の振替債の振替、償還等の増加により、決済金額（額面ベース）・件数ともに前年を上回る水準となっている（図表 1-8）。なお、1997 年以降、社債等登録制度のもとで登録機関と証券会社等を結ぶオンライン・ネットワーク（JB-Net）を運営してきた債券決済ネットワークは、一般債振替制度への移行処理の完了に伴い、2007 年 4 月 27 日をもって業務を終了のうえ、解散した。

わが国の株式取引の決済は、6 つの証券取引所⁵取引の清算業務（取引所取引分）が日本証券クリアリング機構（以下、「JSCC」という）によって、また、取引所取引以外の取引の清算業務（一般振替分）がほふりクリアリング（以下、「JDCC」という）によって、それぞれ行われたあと、その清算尻について保管振替機関である JASDEC において振替がなされる

仕組みとなっている。

これらの機関における 2007 年中の清算対象取引高および振替高は、景気の緩やかな拡大に伴う株式取引の活発化を背景に、前年を 1 割程度上回る増加となった（図表 1-9）。

図表 1-9 株式決済の推移



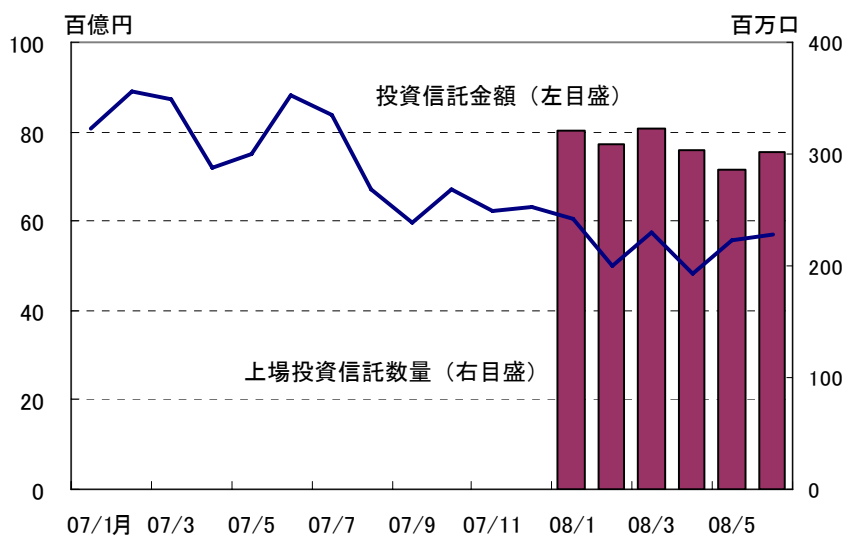
(注) 「振替高」のうち、取引所取引分は、渡し方から JSCC および JSCC から受け方への振替株数、一般振替分は、渡し方から受け方（DVPであれば JDCC）への振替株数を計上。

(出所) JASDEC、JSCC、JDCC

⁵ 東京、大阪、札幌、名古屋、福岡およびジャスダックの 6 証券取引所。

投資信託の決済に関しては、上場投資信託（ETF）を除く投資信託について、JASDEC を振替機関とする振替制度が 2007 年 1 月に始まった。2008 年 1 月には、上場投資信託（ETF）がその対象に加えられ、投資信託の全てについて完全ペーパーレス化が達成された（図表 1-10、第 2 部第 2 章第 3 節参照）。もっとも、投資信託の決済金額・件数は、低調な投資信託の販売実績等を映じて、2008 年入り後、前年を下回る水準で推移している。

図表 1-10 投資信託決済の推移



(注) 上場投資信託は口座振替（取引所取引および一般振替）の数量（口数）。

(出所) JASDEC

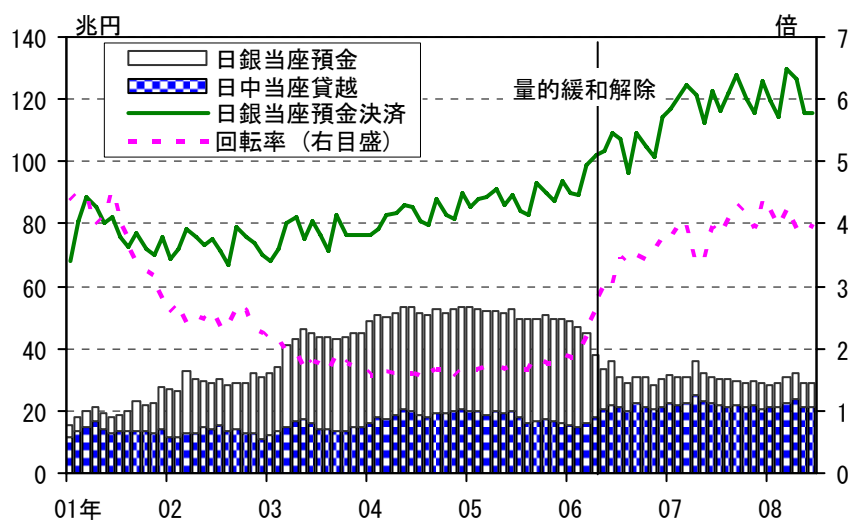
第2章 決済リスクの動向

本章では、第1章でみた決済動向のもとでの主要決済システムの運営状況やリスク管理面での対応等について整理する。

第1節 日銀当座預金・国債決済における動向

金融機関は、手持ちの日銀当座預金と日本銀行が提供する日中当座貸越を決済のための資金として利用し、日銀当座預金取引の決済を行う。このうち、日銀当座預金の残高は、量的緩和政策のもとでのピーク時には30兆円を超える水準に達していたが、同政策の解除後は、急速に減少し、所要準備の総額のレベル（約7

図表 1-11 決済金額と決済用資金の関係



(注)「日銀当座預金」は積み期間中の1営業日平均、「日中当座貸越」は利用額の日中ピークの1営業日平均、「回転率」は日銀当座預金決済と決済用資金(日銀当座預金と日中当座貸越の合計)との比を表す。

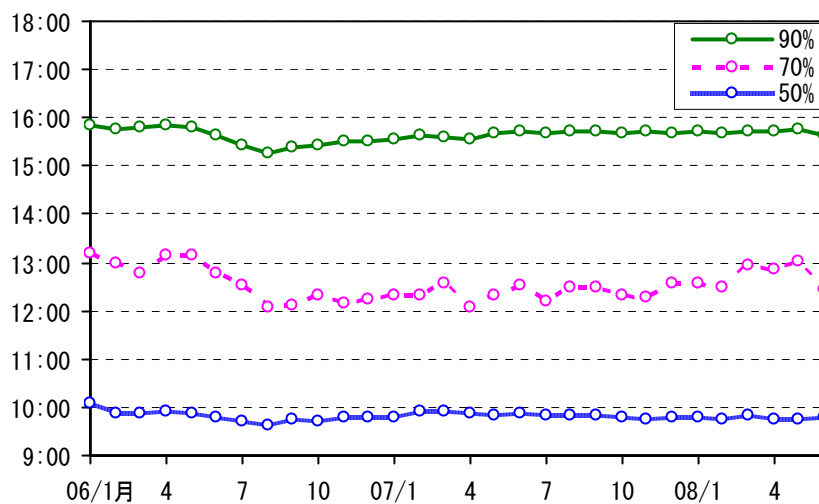
(出所) 日本銀行

兆円)で推移している。他方、日中当座貸越は、量的緩和政策の解除後は小幅の増加となった。この結果、日銀当座預金と日中当座貸越を合わせた決済用資金の規模は約30兆円と、量的緩和政策の時期の6割程度のレベルで推移している。この間、第1章でみたように、日銀当座預金決済の金額は増加してきており、両者の関係を表す決済用資金の回転率(=決済金額/決済用資金)は、量的緩和政策の解除直後から大きく上昇して、最近では2001年1月のRTGS導入時と概ね同じ水準で推移している(図表1-11)。

このように決済用資金の回転率は高まっているが、コール取引等の資金決済(振替決済)の進捗状況を見ると、取引・決済のタイミング

に関する市場慣行は基本的に遵守され⁶、10:00 までに 50%以上の資金決済が進捗し、13:00 までには 70%以上の資金決済が進捗するなど、始業直後を中心に午前中に決済が集中するパターンが維持されている（図表 1-12）。

図表 1-12 振替決済の決済進捗

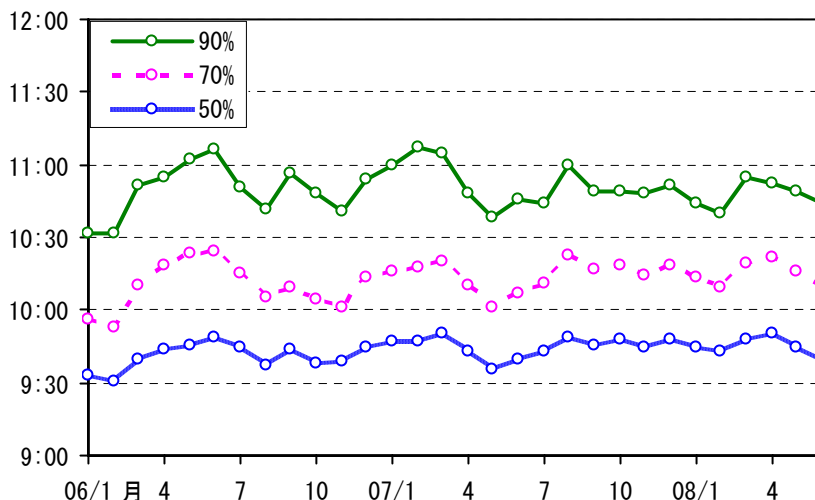


(注)1日の振替決済金額を100としたときの累積決済率を表す。
(出所) 日本銀行

⁶ 9:00以降遅くとも10:00までの返金や、約定後1時間以内の資金放出など。こうした市場慣行により、振替資金を受け取るタイミングの不確実性が排除されている。

他方、国債取引の決済（国債 DVP）をみると、取引が急増した 2006 年夏にかけて、参加者のオペレーションが決済の増加に追いつかず、全体的に決済が後ずれする傾向がみられた。もっとも、その後は、参加者の事務処理手続の見直しがみられたことなどから、日々の振れを均してみたベースでは、決済ボリュームのさらなる増加にもかかわらず、全体としては安定的な決済の進捗が実現している（図表 1-13）。

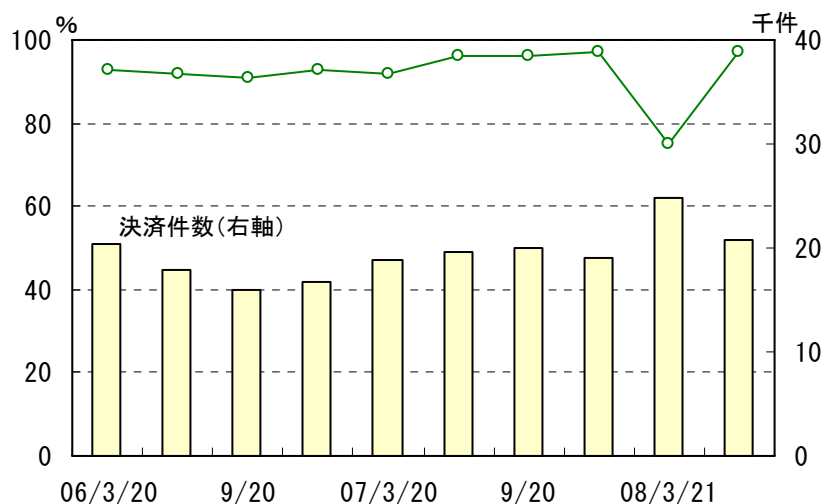
図表 1-13 国債 DVP の決済進捗



(注) 1日の国債 DVP 件数を 100 としたときの累積決済率を表す。
(出所) 日本銀行

こうした中、国債決済の集中日⁷の進捗状況をやや仔細にみると、決済件数が既往ピークを記録した 2008 年 3 月 21 日には、決済の大幅な後ずれが生じたが、その後、JGBCC を始めとする参加者がオペレーション面で対策

図表 1-14 国債決済集中日の正午までの決済進捗状況



(出所) 日本銀行

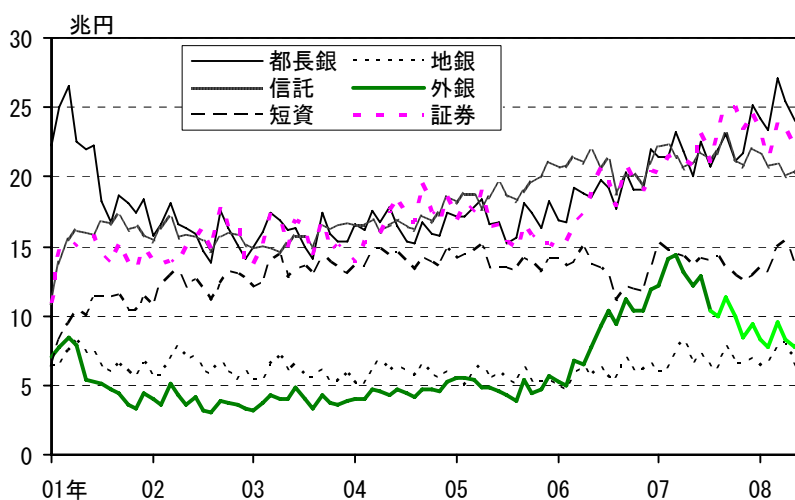
⁷ 3、6、9、12月の20日(土日に該当する場合は翌営業日)。これらの日は、国債の発行・償還が集中することから、これを展望した売買取引等の増加等を背景に決済件数・金額が嵩む傾向にある。

を講じたことにより、改善がみられている（図表 1-14）（このうち、JGBCC における事務処理手続での改善については本章第 2 節参照）。

このように、日本銀行における当座預金および国債の決済においては、決済ボリュームの増加や決済用資金の回転率の高まりのもとにおいても円滑な日中の決済進捗が全般に維持されてきた。こうした決済パターンは、個々の金融機関において日銀当座預金残高の日中変動の不確実性を低減させるものであり、短期金融市場の安定に寄与しているものと評価できる。日銀ネット次世代 RTGS 第 1 期の稼動開始（2008 年 10 月）に伴い、決済におけるこうした安全性と効率性がさらに向上することが期待される（第 2 部第 1 章第 1 節【BOX 2-1】【BOX 2-2】参照）。

なお、日銀当座預金決済の動きを金融機関・業態別にみると、都銀および証券の決済金額は引き続き増加した一方、2006 年に顕著な増加を示した外国銀行の決済金額は 2007 年初をピークに大幅な減少となった（図表 1-15）。

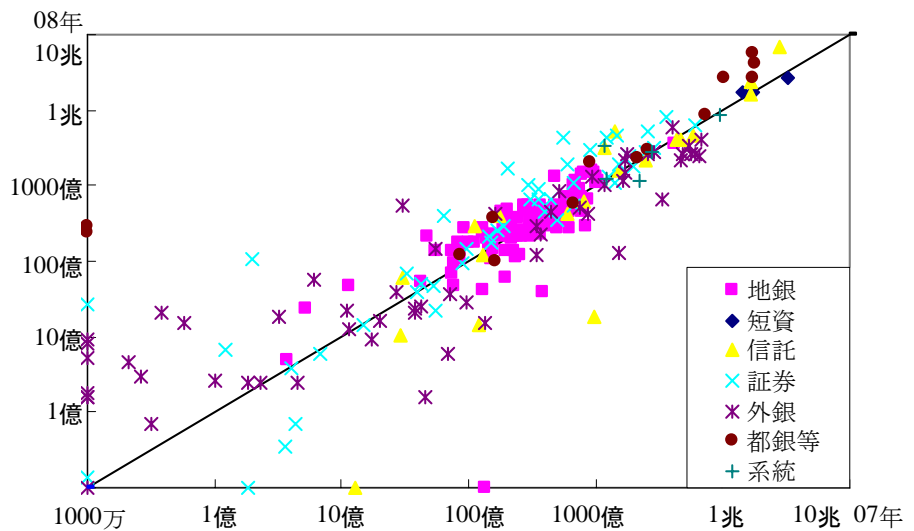
図表 1-15 業態別の日銀 当座預金決済



（出所）日本銀行

外国銀行の決済金額の減少について具体的にみると、2007年7月に大手外銀が日本法人化したといった統計的な要因があるが、個別金融機関でも、決済金額が減少している先が大口先を中心に多いことが指摘できる（図表 1-16）。この背景には、サブプライムローン問題以降の外国銀行における本邦内での資産圧縮や市場調達額の抑制の動きがあるものとみられる。この間、信託、短資および地銀は振れを伴いつつ、横這い圏内で推移している。

図表 1-16 振替決済の分布



（注）振替決済を対象に、07年1月（横軸）と08年1月（縦軸）について、（金融機関毎の）決済金額を算出。45度線の上側に位置する金融機関は、1年前と比べて決済金額が増加した先を表す。

（出所）日本銀行

第2節 民間決済における動向

1. 決済リスクの管理

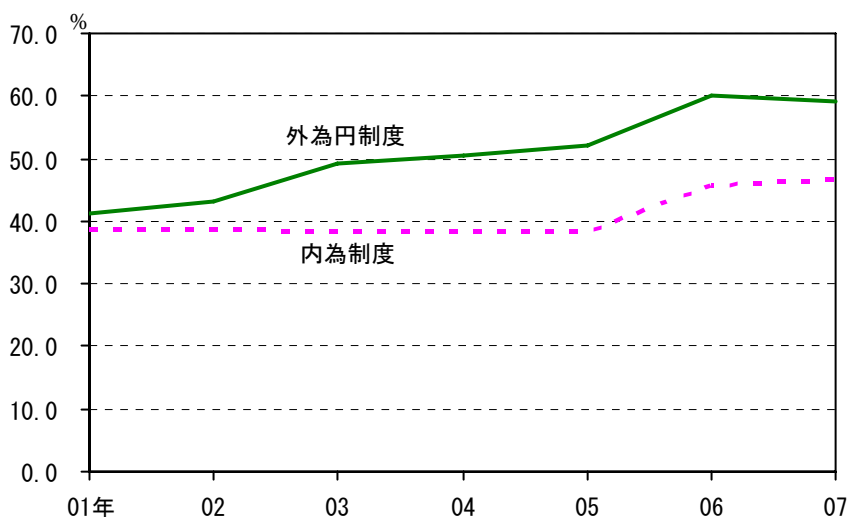
外為円制度には、指図交換の受払尻を一括して日銀当座預金で決済する時点ネット決済と、指図交換の都度、同預金で即座に決済するRTGSの2つの決済方式があった。これまでは、基本的には資金負担の少ない時点ネット決済が大部分（2007年中の取扱金額の7割程度）を占めていたが、2008年10月14日の次世代RTGS第1期の稼働開始により、全ての外為円取引にかかる決済がRTGSで行われることとなった（第2部第1章第1節参照）。他方、内為制度は、現在は時点ネット決済のみによって処理を行っている。

時点ネット決済は、参加者のうち1先でも決済不履行に陥ると、そ

の時点で予定されていた全ての参加者の全ての決済を実行できなくなるリスクを内包している。このため、内為制度では、参加者の決済不履行に備え、決済エクスポージャーを一定範囲に限定する観点から、仕向超過限度額を個別の参加者毎に設定している。各参加者は、当該限度額の範囲内で支払指図の授受を行っており、万が一、不払いが発生した場合には、あらかじめ選定されている流動性供給銀行が、流動性供給コミットメント額の範囲内で所要の流動性を供給し、当日中に全体の決済を完了する仕組み（流動性供給スキーム）となっている⁸。

内為制度では、金融機関の合併・統合などを背景に、一部参加者への集中傾向が続いており（図表 1-17）、取扱金額が増加している先の中には仕向超過限度額に抵触して支払指図を一時的に送信できないケース（送信遅延）がみられている。

図表 1-17 上位 3 行の取扱金額シェア



(出所) 東銀協

⁸ 外為円制度および内為制度のリスク管理策の詳細は、前掲脚注 1 の日本銀行「決済システムレポート 2005」（2006 年 3 月）を参照。

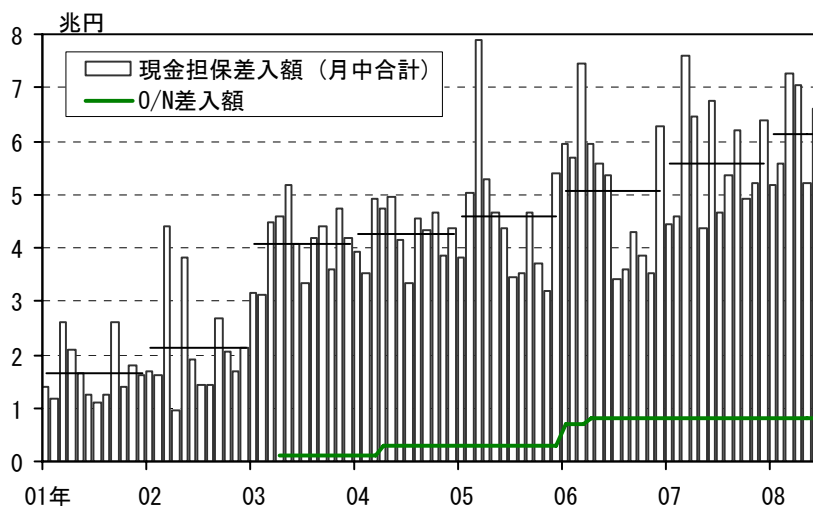
こうした状況への対応としては、参加者の仕向超過限度額の引上げがあるが、この場合、引上げ額に見合う追加担保の差入れが必要となるほか、それに伴

う流動性供給銀行の流動性供給コミットメント額の引上げが必要となることもある。このため、継続的にこうした対応をとることは難しく、仕向超過限度額に抵触する参加者の中には、一時的に追加的な資金調達負担を負うことで、

時点ネット決済での送信遅延を緩和しようとする動きが引き続きみられている。具体的には、

限度額に抵触する可能性のある参加者が、日中に現金担保⁹を差し入れることで、限度額を一時的に引き上げて、送信遅延を緩和している。さらに、取扱いがピークとなる月末決済日には、決済日の前日から当日にかけて現金担保を前もって差し入れる対応もとられている。この結果、決済日の前日までに支払指図の授受を行う先日付取引や、決済日当日の早朝から支払指図の授受を行う取引が仕向超過限度額に抵触する頻度は抑制されている。こうした現金担保の差入れは、2007年以降も増加する傾向が続いている（図表 1-18）。

図表 1-18 内為制度の現金担保差入れ



(注) 水平線は期間中の月中平均を表す。「O/N 差入額」は、「現金担保差入額」のうち、決済日の前日から決済日当日まで差し入れられた分を表す。

(出所) 東銀協

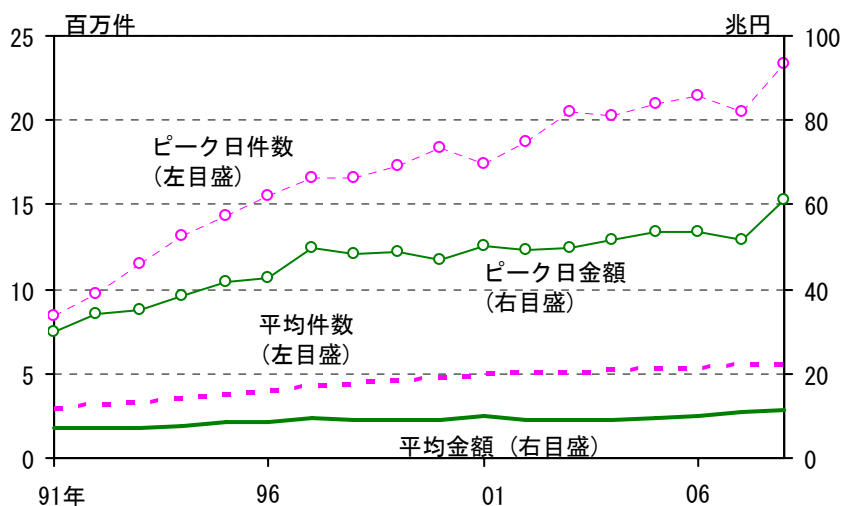
⁹ 現金担保を差し入れる場合は、証券担保と異なり、当該担保を不払い時の流動性としてそのまま利用できるため、流動性供給コミットメント額の引上げは不要とされている。

現金担保は、流動性供給銀行に過度の供給負担をかけることなく、当日中の決済完了と送信遅延の緩和を両立させるための工夫であり、それ自体は適切な決済リスク管理策と位置付けられる。ただし、金利環境次第では、資金調達コストの増嵩といった別途の負担も生ずる可能性がある。2011年に予定されている次世代 RTGS 第2期の導入が実現すれば、時点ネット決済の規模の縮小を通じて、決済エクスポージャーを引き下げる方向に作用することが期待される（第2部第1章参照）。

2. 事務処理システム面の対応状況

内為制度では、内為決済の月末日への集中が強まっており、繁忙日と通常日の取扱量の乖離が拡大する傾向にある（図表 1-19）。また、日中でも、始業後の 2～3 時間に取引が集中する傾向がみられ、内為決済を処理する全銀システムの処理能力に対する負荷が高まっている。このため、全銀システムでは、2006 年 5 月から、月末日の稼働開始時刻を従来の 8:30 から 7:30 に 1 時間繰り上げることで、始業直後に集中している支払指図の送信を分散・平準化し、こうした負荷を緩和している。また、1 営業日当りの取扱件数の増加に対応するため、2007 年中にファイル容量の拡張を実施している。

図表 1-19 全銀システムのピーク日取扱量



(注)「平均件数」「平均金額」は送信日（全銀システムが指図を受け付けた日）ベース、「ピーク日件数」「ピーク日金額」は決済日（最終尻の決済を行った日）ベース。

(出所) 東銀協

国債取引に関する決済については、前述（本章第 1 節）のとおり、全体としては安定的な決済の進捗が実現しているが、国債 DVP の件数が既往ピークを記録した 2008 年 3 月 21 日に決済の大幅な後ずれが生じたことを受けて、参加者の間ではオペレーション面で様々な対策が講じられている。

このうち、JGBCC では、渡し方参加者より受け取った同一銘柄の国債を 50 億円単位に纏めたいうえで受け方参加者に引き渡すオペレーションを基本としている¹⁰。しかしながら、2008 年 3 月 21 日には、国債 DVP の件数が既往ピークの水準となる中で、50 億円未満の国債が幅広

¹⁰ JGBCC における決済の仕組みの詳細は、前掲脚注 1 の日本銀行「決済システムレポート 2005」（2006 年 3 月）を参照。

い銘柄に亘って JGBCC に流入してきた結果、受け方参加者に引き渡すべき国債を 50 億円単位に纏めるのに時間を要したことから、決済全体の大幅な後ずれが生じた。これを受けて、JGBCC では、その後、国債決済集中日のさらに決済が集中する時間帯において、既に手許にある 50 億円未満の国債と同じ銘柄の受取りを優先的に実行することで、50 億円単位での引渡しを迅速に行う方向でオペレーションの手順を改善している。

3. リーマン・ブラザーズ証券破綻後の決済を巡る動き

(注) 本節の記載は 9 月 30 日までの状況を基にしている。

本年 9 月 15 日、リーマン・ブラザーズ・ホールディングスが米国において連邦倒産法第 11 章の適用を申請したことを受けて、日本法人であるリーマン・ブラザーズ証券に対して金融庁より業務の一部停止命令が発出された。その後、翌 16 日には、リーマン・ブラザーズ証券により民事再生手続の開始が申請され、19 日には、東京地方裁判所により再生手続の開始が決定された。

この間における日銀当座預金決済を始めとする資金・証券決済システムの対応をみると、リーマン・ブラザーズ証券破綻に起因する連鎖的な証券フェイルの積み上がりや日中決済進捗の遅れが一時的にみられたものの、その後の処理は、決済システムや取引当事者間であらかじめ合意された方法、手順等に従い、進捗した。この結果、決済システム全体としてみれば、元本取りはぐれリスクやカウンター・パーティ・リスクが広範に顕現し、市場参加者間で資金決済不能の連鎖が生じるといった事態は回避された。こうした決済リスク顕現の抑制は、関係者によるこれまでの決済リスク削減のための取組み（清算機関におけるリスク管理策の導入、DVP 決済の導入、外為取引にかかる PVP 決済の導入等）が効果をあげているものとみなすことができる（資料編 図表 2「わが国決済システム改革の流れ」参照）。

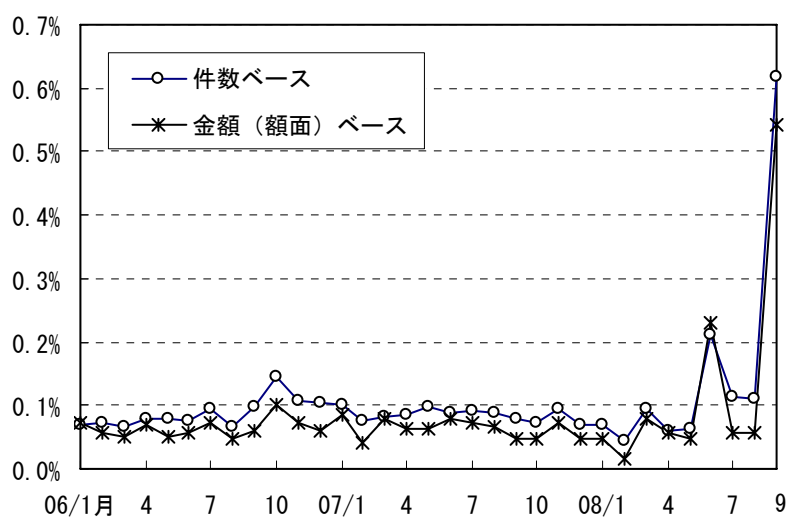
すなわち、国債取引決済についてみると、JGBCC を介して行われる決済と相対決済において、それぞれ以下の対応がとられた。

まず、JGBCC では、リーマン・ブラザーズ証券の破綻直後に、同社との間で予定されていた国債・資金の受払いについて一括清算が実施された。これにより、同社との間では、①同社による資金支払い（JGBCC から同社への国債引渡し）、②同社からの国債引渡し（JGBCC から同

社への資金支払い)、に関する全ての債権・債務が一本の金銭債権・債務に置き換えられることとなった。この結果、①および②に関して破綻後の各営業日に予定されていた全ての決済は実施されない扱いとなった。このうち、①の決済が行われなくなったことにより国債の受取資金が不足する問題に関して、JGBCCは、流動性供給スキームの発動等により金融機関から借入れを行うことで、国債払方参加者に資金を支払い、最終的にリーマン・ブラザーズ証券に引き渡される予定であった国債を受け取った¹¹。この結果、JGBCCには、一時的に国債の保有と金融機関からの借入れが積み上がることとなったが、JGBCCは、規則にてあらかじめ定められたとおり、その後順次市場で国債を売却し、その代わり金により金融機関からの借入れを返済した。

他方、②の決済が行われなくなった影響についてみると、破綻直後の数営業日間は、JGBCCから国債受方参加者への国債引渡し（JGBCCが同社から引き受けた国債引渡債務の履行）にかかるフェイルが積み上がるにつれて、他の参加者と

図表 1-20 フェイルの発生状況



(出所) 日本銀行

JGBCCの間における国債受払いについてもフェイルが連鎖することとなった(図表 1-20 参照)。しかし、こうしたフェイルも、リーマン・ブラザーズ証券より受け取る予定であった国債を JGBCC が市場調達

¹¹ JGBCCを介した国債決済は、参加者がネット引渡ポジション銘柄の国債をJGBCCにDVPで引き渡したあと(DVP1)、JGBCCがその銘柄にかかるネット受取ポジションの参加者にDVPで引き渡す(DVP2)といったプロセスを経て行われる。その際、JGBCCでは、払方参加者から国債を受け取るにあたり、日銀ネットの国債DVP同時担保受払機能を利用して、日本銀行から日中当座貸越の供与を受けている。リーマン・ブラザーズ証券の破綻後は、同社との間でDVP2が生じない(=同社による買取りが生じない)ため、最終的に同社に引き渡される予定であった国債をJGBCCがDVP1で受け取る際に発生した当座貸越債務は、JGBCCがあらかじめ用意した流動性供給スキーム等により、資金を金融機関から調達することで、解消することとなる。

することにより、国債受方参加者に順次引き渡した結果、9月末にかけて着実に解消した。

市場参加者間の相対決済分についても、破綻直後の数営業日間は、同社による国債・資金の支払不能およびそれに伴い生じたJGBCCにおける上述のフェイルの影響を受けて、市場関係者間でのフェイルが件数・金額ともに急増した。この間、同社とのレポ取引については、債務不履行による取引解除や一括清算を実施するなど契約に基づく清算処理が行われ、また、同社との売買取引については、取引自体をキャンセルする事例が多くみられた。以上のような事情により、同社から予定通りに国債を受け取ることができなかった市場参加者はポジション再構築に取り組んだ。こうした取組みとJGBCCにおける上述のフェイル解消の努力が相まって、国債市場においては、9月末にかけて、フェイルの解消に向けた動きが進んだ。

その他の証券取引にかかる決済の動向をみると、清算機関を介して行われる分については、各清算機関において、JGBCCと同様の対応（流動性供給スキームの発動、フェイル解消を目的とした対象証券の市場調達）がとられた結果、資金決済は予定通り行われたほか、長期間に亘る証券決済の遅延は回避された。

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの破綻は、その後国際金融資本市場を大きく動揺させ、世界的な金融取引の縮小を招くなど、その影響には甚大なものがある。しかし、リーマン・ブラザーズ証券破綻に伴う決済不履行がわが国決済システムに直接的に及ぼした影響に限ってみれば、上記のとおり、決済リスクの顕現は抑制されたものとみなすことができる。さらなる仔細な評価にはなお時間が必要であるが、今後は、決済システム関係者において、決済リスクの一層の削減に向けた改善の余地がないかどうかを点検し、検討することが重要と考えられる。今回の一連の対応を踏まえ、例えば、清算機関においては、リスク管理策（流動性供給スキーム等）にさらなる改善の余地がないかどうか、吟味、検討することが必要と考えられる。また、国債決済の不履行に伴うフェイルの積み上がりを抑制する観点からは、米国等と同様に、国債取引の決済サイクルを短縮すること（T+1決済の実現）が1つの検討課題となろう。

【BOX 1-2】 OTC デリバティブ取引を巡る動向

近年、欧米市場では、OTC デリバティブ市場が急速に拡大する中、取引の増加ペースに金融機関の事務処理体制が追いつかず、約定確認未了の取引が積み上がるなど、エクスポージャー管理上問題となる事態が深刻化してきた。

これに対して、国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）や、主要金融機関の有識者で構成されるカウンターパーティリスク・マネージメント・ポリシーグループ II（CRMPG II）が、業界全体としての対応を呼びかけてきたほか、2005 年夏以降、ニューヨーク連銀を中心とする米国等の金融監督当局が主要な市場参加者に対してクレジット・デリバティブ取引の事務処理体制の改善を要請し、その後、対応が本格化した^{（注）}。こうした取組みの結果、最近では、OTC デリバティブ取引の約定未確認バックログも大幅に減少してきている。

その後、2007 年後半以降、欧米当局の関心は、クレジット・イベント発生時の決済手続きにかかる約定の普及、取引相手の破綻に備えた手続きの整備（破綻先との間のエクスポージャーや清算金額の迅速な把握）などに徐々に移行してきたように窺われる。

こうした中、現在、欧米においては、Eurex、NYSE Euronext、シカゴマーカンタイル取引所（CME）/Citidal、インターコンチネンタル取引所（ICE）/Clearing Corporation といった、複数の主体により、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）取引の清算機関（CCP）業務に関する検討が進められている。

CCP 利用のメリットとしては、市場参加者破綻時のシステミックな影響の軽減のほか、CCP 対象取引とするために取引の標準化が進むことが挙げられる。他方、CCP にエクスポージャーが集中するため、CCP 自身のリスク管理が極めて重要となる。

リーマン・ブラザーズ証券の破綻もあり、わが国においても OTC デリバティブ取引決済の安定性確保が重要な課題として強く意識され始めている。

わが国における OTC デリバティブ市場の取引規模は、欧米に比較し依然として小規模なものにとどまっているものの、着実な拡大を続けている。こうした中、日本銀行としては、CPSS での今後の議論も踏まえながら、OTC デリバティブ取引にかかる決済の有効なリスク管理策の策定等について貢献していく考えである。

（注）詳細は、「OTC デリバティブ取引の約定後の事務処理を巡る動き—BIS 支払・決済システム委員会による検討報告書—」『決済システムレポート 2006』（2007 年 7 月）を参照。

第2部 決済システムの改善に向けた動き

第1章 日銀ネットの改善

第1節 次世代 RTGS の実現

1. プロジェクトの概要

日本銀行は、2008年10月、日銀当座預金における次世代 RTGS 第1期の稼動を開始した。

次世代 RTGS プロジェクトは、わが国の大口資金決済システム全体の効率性と安全性の一段の向上を目的としており、市中協議のプロセスを経て確定した以下の2つの施策を柱としている¹²。

- ① 日銀当座預金上の RTGS 処理に流動性節約機能を導入すること。
- ② 民間決済システムを通じて時点ネット決済で処理されている大口資金取引（外為円決済取引、大口内為取引）について、流動性節約機能を備えた日銀当座預金上で RTGS 処理できるようにすること。

本プロジェクトは、関係者の負担やリスクを考慮し、稼動開始時期を2段階に分けている。まず、2008年10月14日には、第1期対応として、上記①の流動性節約機能の導入と、②のうちの「外為円決済取引の RTGS 化」を実現した。また、②に関し、残る「大口内為取引の RTGS 化」については、第2期対応として2011年後半を目途に実施する予定である。

流動性節約機能の導入により、個々の金融機関において決済に要する資金や担保の量が節約されるほか、いわゆる「すくみ¹³」が効果的に抑制されることで決済の迅速化が促される。これにより、決済システム全体としても、より少ない流動性でより迅速な決済進捗が可能となり、効率性の向上が期待される。また、こうした円滑な決済進捗は日中エクスポージャーの削減に繋がることから、今回のプロジェクトは、上記の大口資金取引の RTGS 化も合わせ、決済システムの安全性を同時に向上させる効果を持つことになる¹⁴。

¹² 「日本銀行当座預金決済における次世代 RTGS の展開—関係者のご意見を踏まえて—」（2006年2月）を参照。第1期対応の稼動開始に向けた実務的な対応状況は「次世代 RTGS プロジェクト通信（創刊号～第6号）」を参照。いずれも日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

¹³ 「すくみ」とは、決済資金の調達コストを抑制しようとして、参加者間でお互いに相手からの資金振替を待つ結果、各参加者における未決済残高が積み上がる状態をいう。

¹⁴ 「日本銀行当座預金決済の新展開—一次世代 RTGS 構想の実現に向けて—」（2006年9月）

2. 流動性節約機能の導入

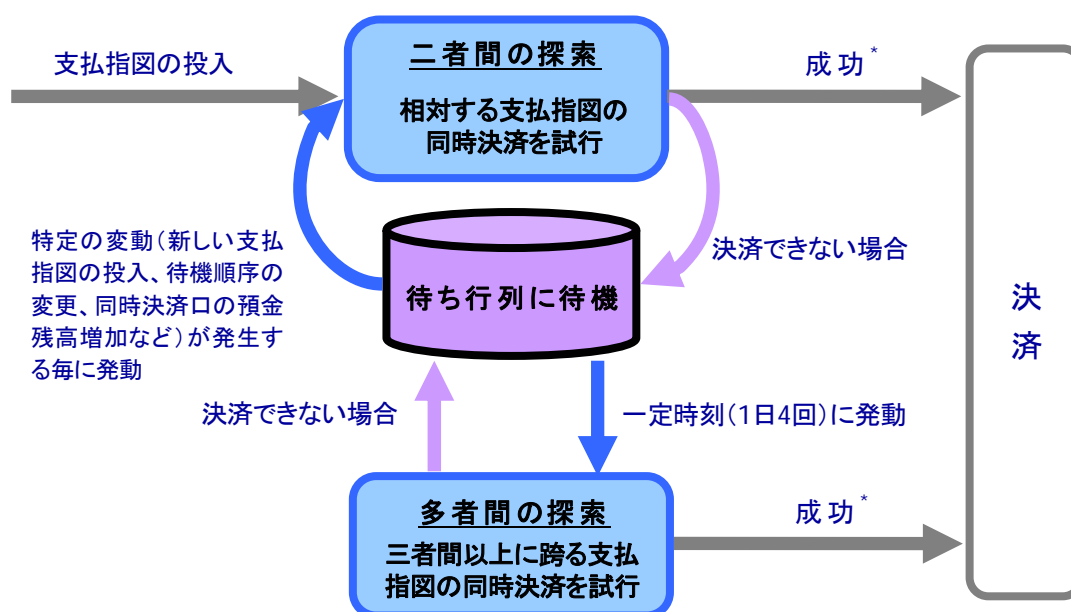
流動性節約機能は、日銀当座預金決済に関し、新たに「待ち行列機能」と「複数指図同時決済機能」を導入することにより実現される（図表 2-1）。

「待ち行列機能」とは、日本銀行への支払指図の送信時に資金不足である場合、従来であれば拒絶・返戻されていた支払指図を、日銀ネット内に設ける金融機関毎の待ち行列に待機させておく機能である。

「複数指図同時決済機能」とは、新規に送信された支払指図や、上記の「待ち行列機能」により待機している支払指図の中から、二者間あるいは多者間で同時に決済できる組合せを探し出し、その都度、当該組合せにかかる複数の決済を同時に行う機能である。

ここでいう「同時に決済できる組合せ」とは、自らの手許資金に加え、取引相手方からの受取予定資金も支払いの原資に含めることとすれば、当該相手方からの資金の受取りと同時に自らの支払いを実行し、決済することが可能となる支払指図の組合せをいう。日銀ネットにより、こうした組合せの探索と決済を日中頻繁に繰り返すことで、従来より少ない流動性のもとでも迅速な RTGS 処理が可能となる（図表 2-2）。

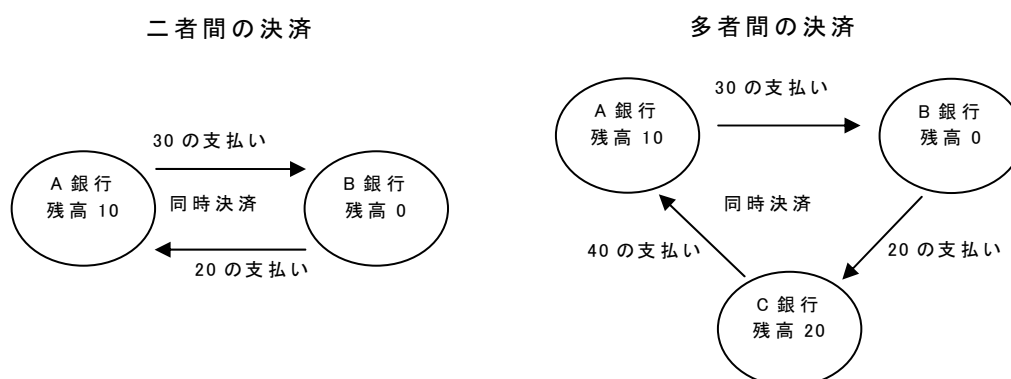
図表 2-1 流動性節約機能付き RTGS の処理のイメージ



* 結果的に、1本の支払指図を単独で即時決済する場合も含む。

を参照。日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載。

図表 2-2 流動性節約機能による決済の例



* 上の例では、支払指図を単独で決済しようとした場合は残高不足となるが、相手方からの受取予定資金も支払原資に含めるとすれば、いずれの決済も同時に行うことが可能となる。

流動性節約機能は、日本銀行に新たに設ける専用の当座勘定（「当座勘定（同時決済口）」と呼称）において提供される。第1期対応スタート時点では、日銀ネット利用先の約8割に相当する292の金融機関等が当座勘定（同時決済口）を開設した（図表 2-3）。

図表 2-3 当座勘定（同時決済口）の開設先数

業態	日銀ネット利用先数 *	新口座開設先数
都銀	6	6
信託	20	17
地銀	64	64
第二地銀	45	44
外銀	58	51
信金	89	50
証券	42	36
短資	3	3
証券金融	3	3
その他	27	18
合計	357	292

* 2008年9月末現在の当座勘定取引に関する日銀ネット利用先数。第二地銀2先が10月14日に合併。

この間、短期金融市場取引活性化研究会においては、次世代 RTGS 導入後の市場取引のあり方について検討が進められた。

具体的には、2008 年 3 月に、「次世代 RTGS 後の市場慣行」が取り纏められ、10 月の稼動開始時より実施されている。そこでは、市場取引¹⁵ は、原則として当座勘定（同時決済口）を利用して決済するとされ、そのうえで、①こうした市場取引を迅速かつ優先的に決済することが望ましい、②指図投入前には必要な流動性をあらかじめ用意しておくことが適当である、といった基本的な考え方にに基づき、市場参加者における具体的な対応が整理されている。

3. RTGS 対象取引の拡大

CPSS が 2001 年に取り纏めた「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」¹⁶ では、システミックな影響の大きい資金決済システムが、その設計・運営に関して遵守すべき原則を定めている。外為円決済システムおよび全銀システムは、これまでも「少なくとも決済日の終了時までには決済を完了させるべき」との最低限遵守すべき基準をクリアしていたが、先進国において特に望ましいとされる「日中の即時決済の実現」という基準（ベスト・プラクティス）は満たしていなかった。

第 2 期対応まで含めた次世代 RTGS プロジェクトが完了することで、これらの民間決済システムで処理されている大口資金取引は日銀当座預金の RTGS の直接の対象となり、上記ベスト・プラクティスが満たされることになる（図表 2-4、図表 2-5）。

（1）外為円取引

今回の第 1 期対応により、これまで時点ネット決済処理の対象となっていた約 16 兆円（2007 年中の 1 営業日平均）の外為円取引が、流動性節約機能付 RTGS で処理されることとなった。他方で、従来の時点ネット決済のための処理は廃止された。

¹⁵ コール取引（無担保コール、有担保コール、日中コール）、NCD 取引、証券決済に関連する DVP 以外の資金決済（短期社債〈非 DVP〉、一般債券〈非 DVP〉、貸借マージンコール、ペアオフネットティング資金尻、店頭オプション取引プレミアム等）など。

¹⁶ 日本語仮訳を日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

この結果、引き続き通常の当座勘定において決済される CLS 取引分を含め、外為円決済システムで処理されている全ての取引に日中即時のファイナリティが付与されることとなった。

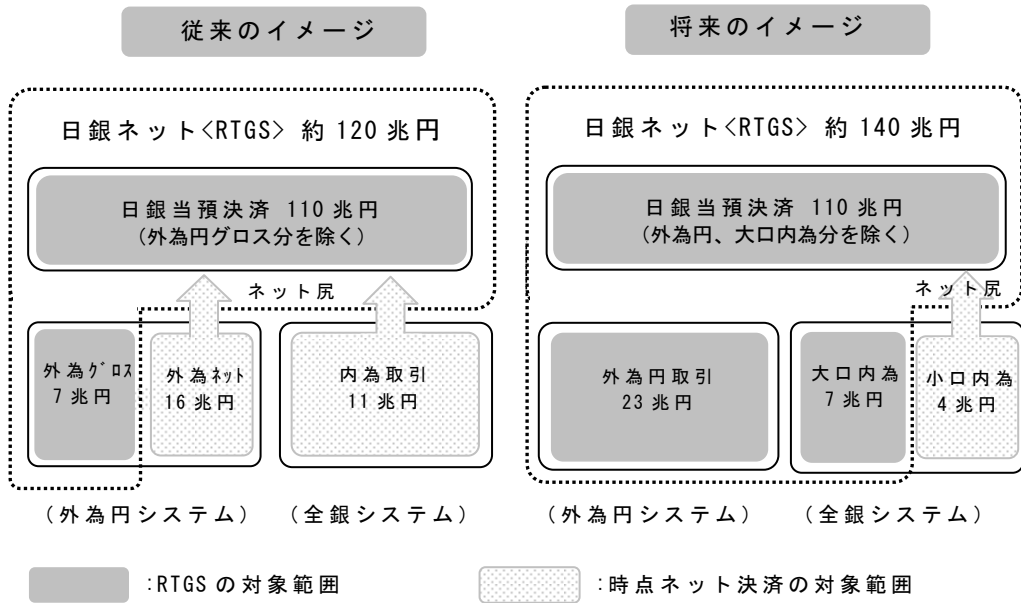
なお、外為円制度を運営する東銀協では、銀行間の資金決済と銀行内の顧客口座への入金事務等を円滑に行う観点から、当座勘定（同時決済口）を利用する場合の日銀ネットへの入力締切時刻を 14:00 とするなど、次世代 RTGS 導入に伴う新たなルールを策定した。また、同様の観点から、従来の取扱いを踏まえつつ、「午前 11 時までには、1 日の同時決済口支払指図のうち、件数の 65%、金額の 55%を送信・決済する」ことを内容とする新たな申合せ（紳士協定）を、同制度加盟銀行の間で確認している。

（２）大口内為取引

大口内為取引の RTGS 化は、全銀システムの次期更改時期に合わせ、2011 年後半の実施が予定されている。具体的には、全銀システム内に新たに構築するインターフェースを経由して同システムと日銀ネットを接続し、大口の内為取引（1 件 1 億円以上の取引を想定）を、流動性節約機能付 RTGS により処理することを可能とする予定にある。なお、大口取引以外の内為取引は、引き続き、全銀システムを通じた時点ネット決済により処理される。

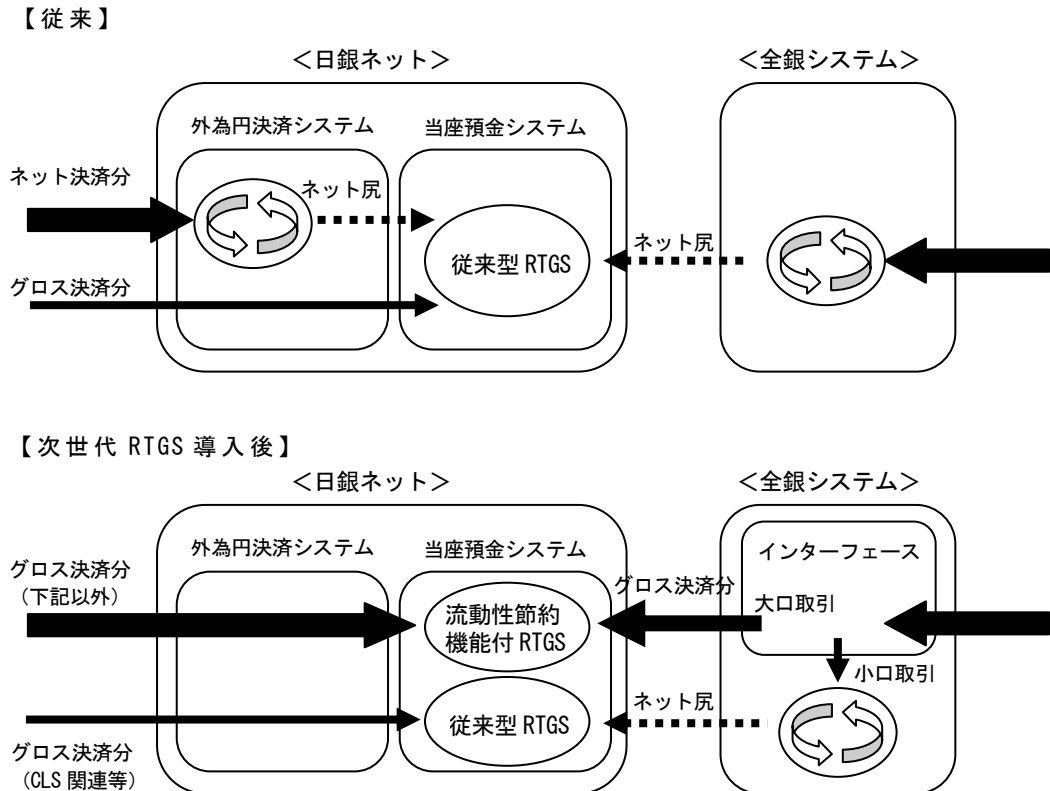
こうした対応によって RTGS 化される取引は、件数では内為取引全体の 1%に満たないものの、金額では、全体の約 65%に相当する 7 兆円に達すると見込まれる。

図表 2-4 RTGS の対象範囲の拡大



* 計数は 2007 年中の 1 営業日平均の決済金額。

図表 2-5 日銀ネットと民間決済システムの接続イメージ

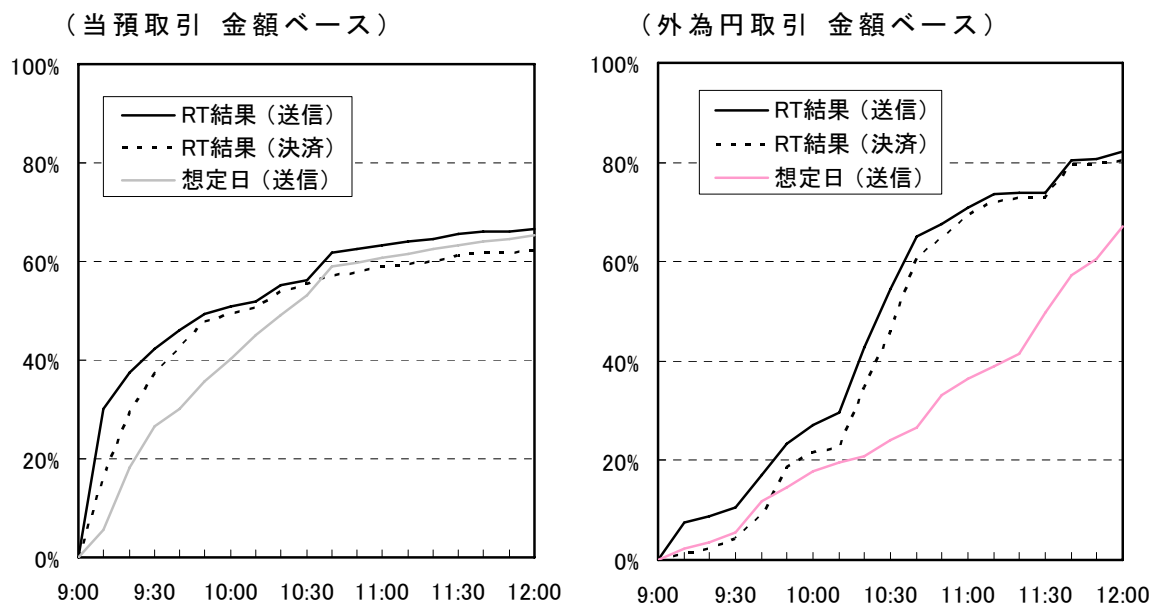


【BOX 2-1】次世代 RTGS 導入後の決済イメージ

日本銀行では、次世代 RTGS の稼動開始に先立ち、2008 年 6 月以降、当座勘定（同時決済口）の開設予定先のほぼ全てが参加する形で、3 回に亘る総合運転試験（RT）を実施した。当該試験において、各参加先は、過去の特定の営業日（想定日）の取引データを利用して、流動性節約機能を備えた RTGS 処理のもと、1 日を通じた支払指図の送信および決済の運営方法を実践的に確認した。

次世代 RTGS 導入後の決済イメージを掴むため、図表 B2-1-1 では、6 月 15 日に実施された総合運転試験（RT）第 1 回における、支払指図の送信・決済の進捗状況を示している。これをみると、当預取引（市場取引が中心）については午前 10 時までに 1 日の約 50%、外為円取引については午前 11 時までに 1 日の約 70%の送信が完了しており、従来型の RTGS（RT 第 1 回の想定日である 5 月 12 日の送信実績）と比べ、支払指図の送信ペースの前倒し傾向がみられる。また、流動性節約効果が発揮される形で、支払指図の送信からさほど遅れることなく、日中の決済も円滑に進捗している姿が窺われる。

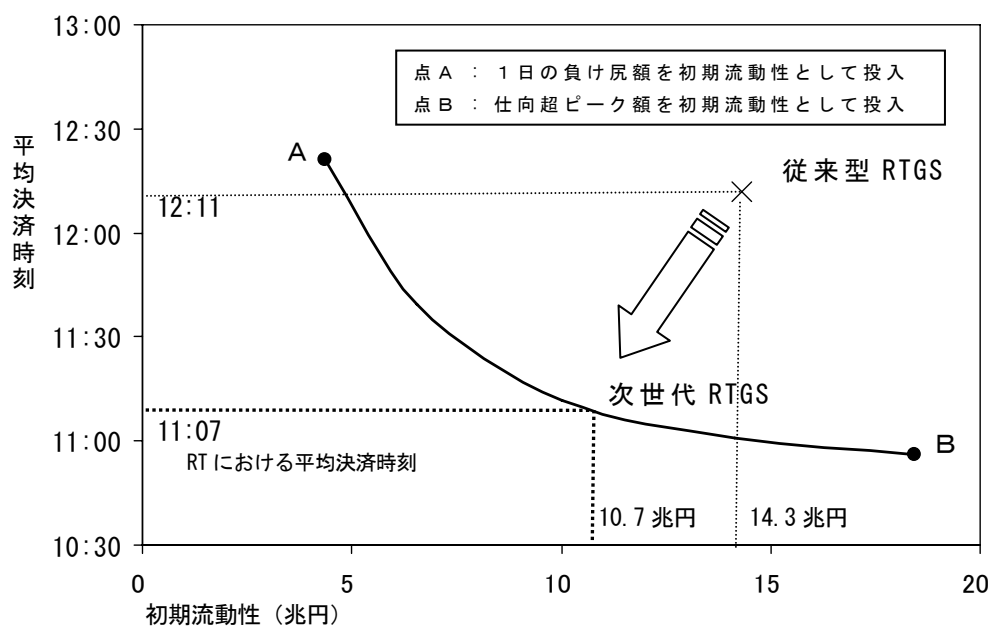
図表 B2-1-1 支払指図の送信・決済の進捗状況



- * RT 実施日の送信件数を 100%とした場合の累積進捗率。
- * 本 RT は、2008 年 5 月 12 日（取引件数・金額とも平均的な日）を想定日として実施。281 の金融機関が参加し、当預取引（6,200 件、35 兆円）、外為円取引（33,600 件、23 兆円）を決済。
- * RT においては、想定日の取引データを用いつつも、支払指図を送信する順序・タイミングは、新たな市場・決済慣行を前提に参加者が自由に設定した。なお、次世代 RTGS 後の所要流動性を確認する観点から、各参加先が 9:00~9:20 に同時決済口へ投入する資金の額を、現行 RTGS のもとで必要な流動性の 50% 以下に制限している。

図表 B2-1-2 は、従来型の RTGS と次世代 RTGS における決済の進捗と流動性の関係を示したものである。1 日における決済の平均時刻をみると、従来型 RTGS（5 月 12 日の実績）では 12 時 11 分であるが、次世代 RTGS では、外為円取引が RTGS 化されたことに加え、支払指図の送信ペースが前倒しされたことにより 11 時 07 分となっている。また、この平均決済時刻を実現するために必要な初期流動性（理論値）の水準は、従来型 RTGS が 14.3 兆円であるのに対し、流動性節約機能を備えた次世代 RTGS のもとでは 10.7 兆円にとどまっている。このように、次世代 RTGS においては、決済の円滑な進捗と、決済に必要な流動性の削減という 2 つの効果を実現することが期待される。

図表 B2-1-2 平均決済時刻と初期流動性の関係



- * 曲線 AB は、RT 第 1 回における支払指図の送信パターンを元に試算した、各金融機関が決済のために用意する流動性と、それにより達成可能な平均決済時刻の理論値の組合せ。
- * 「従来型 RTGS」は、当預取引は流動性節約機能がない RTGS、外為円取引は 14:30 における時点ネット決済のもとで実現した 5 月 12 日の平均決済時刻とそのために必要な初期流動性の水準。
- * 平均決済時刻は、(取引金額と決済時刻の積の総合計) / (取引金額の総合計) により算出。例えば、9 時に 100 億円、10 時に 500 億円が決済されたのであれば、平均決済時刻は 9 時 50 分となる。
- * 「仕向超ピーク額」とは、日中の決済プロセスにおいて「決済開始からの支払の合計額－受取の合計額」が最大となる金額であり、これと同額の流動性を初期投入することで、当日の全ての支払指図が待ち行列に待機することなく決済されることになる。

【BOX 2-2】次世代 RTGS における送金不能波及リスクの削減効果

第1部でみたように、日銀当座預金 RTGS では、参加者間で決済用資金（日銀当座預金（約9兆円）および日中当座貸越（約23兆円））を繰り返し回すことにより、その4倍にあたる約120兆円の取引が1営業日中に決済されている。こうした状況においては、ある参加者が、コンピュータ・システムの障害など何らかの理由により送金不能となった場合には、当該参加者からの送金を見合いにしていた他の参加者の送金も不能となるなど、当該参加者以外の参加者間の決済に広く影響が及ぶ可能性がある。ここでは、ある参加者の送金不能が他の参加者の送金不能に波及するリスクをシミュレーションによって定量化した。その結果、次世代 RTGS の導入により、一参加者の送金不能が決済システム全体の送金不能に波及するリスクを大幅に削減し得ることが確かめられた。

シミュレーションは、日銀当座預金取引のうち、当座勘定（同時決済口）の対象取引である銀行間振替と外為円決済取引の2007年9月の実際の取引データにより行った。シミュレーションのストレスシナリオとして、大手の参加者が終日送金不能となった場合を想定し、単純 RTGS（流動性節約機能がない RTGS）と次世代 RTGS のそれぞれについて波及効果を測定した。その際、送金不能先以外の参加者における①終日送金不能となった取引の規模、②決済遅延の程度、の2つを決済不能が波及する度合の評価軸とした。また、各参加者が用意する流動性の水準 $L(\alpha)$ は以下のように定義した。

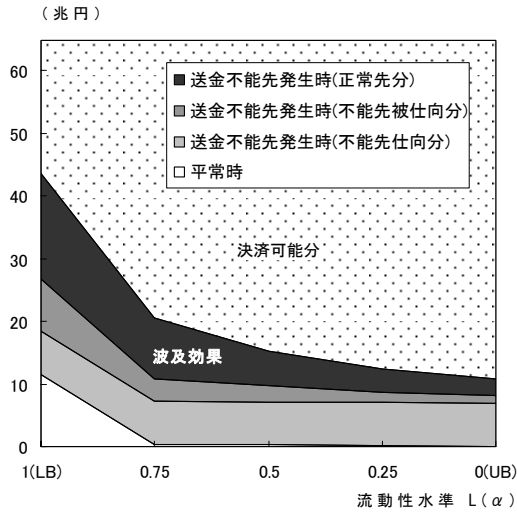
$$L(\alpha) = UB - \alpha(UB - LB), 0.0 \leq \alpha \leq 1.0$$

UB は仕向超ピーク額、 LB は1日のネット負け尻額、 α は流動性の水準を設定するための変数（ $\alpha=0.0$ のとき $L(\alpha)=UB$ 、 $\alpha=1.0$ のとき $L(\alpha)=LB$ 。ここでは、0.25刻みで5パターンの流動性の水準を設定した）。

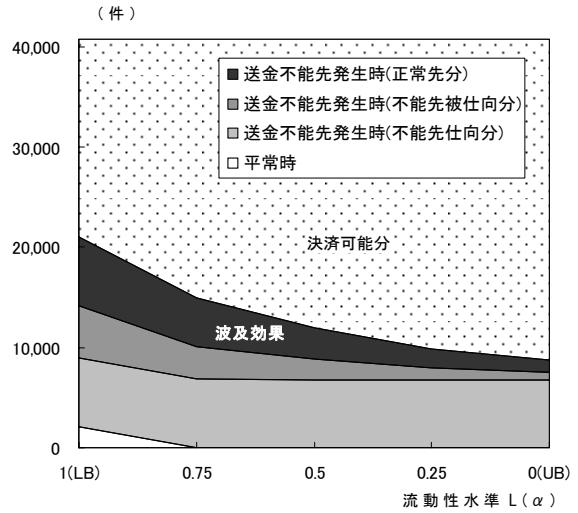
図表 B2-2-1 は、単純 RTGS において、ある参加者が終日送金不能となった場合の全参加者に関する決済不能金額および件数の測定結果である。送金不能先の仕向取引（取引全体に占める割合は金額で約1割、件数で約2割）が決済不能となることで、送金不能先以外の参加者（正常先）の仕向取引の多数が決済不能となっていることが分かる（濃いシャドーの部分）。例えば、金額ベースで見ると、流動性の水準が $\alpha=0.5$ のケースでは、送金不能の影響により、送金不能先の仕向取引と同規模の正常先における仕向取引が追加的に決済不能となっている。こうした波及効果は、システム全体の流動性が少なくなると大きくなり、流動性を大幅に絞った場合（ $\alpha=1$ のケース）においては、正常先における仕向取引全体の約半分が決済不能となっている。

図表 B2-2-1 単純 RTGS システムにおける決済不能金額と件数

【金額ベース】

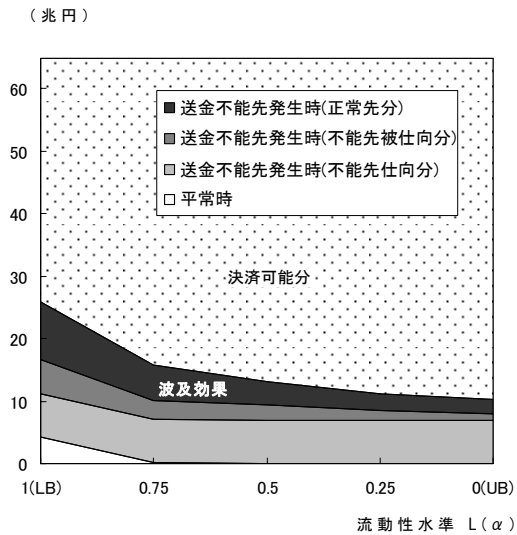


【件数ベース】

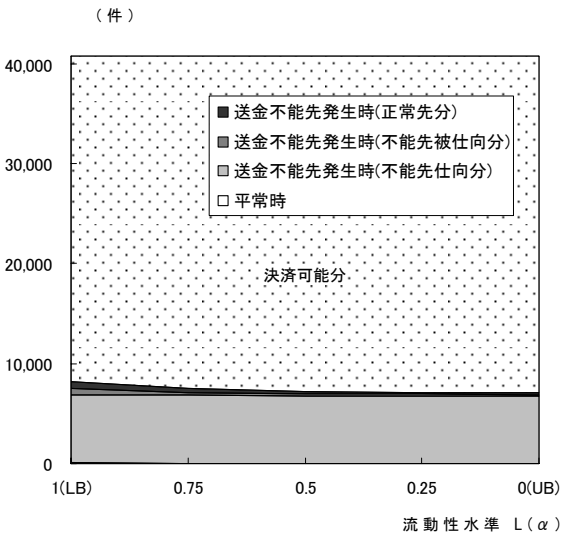


図表 B2-2-2 次世代 RTGS システムにおける決済不能金額と件数

【金額ベース】



【件数ベース】



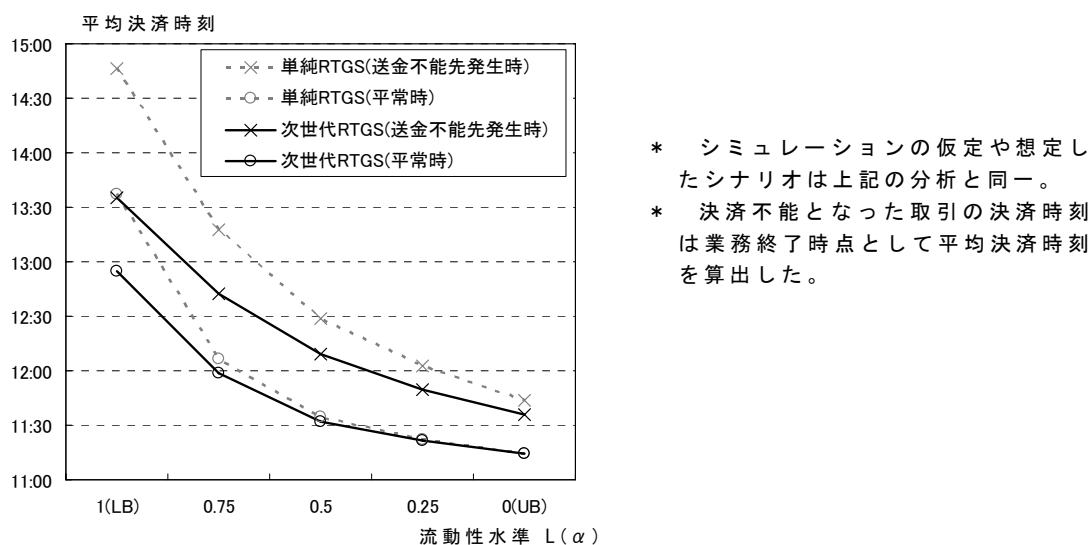
* 参加者のうち取引金額が大きい順に3先を抽出し、それぞれ単独に送金不能が発生したケースについてシミュレーションを行い、その平均値を算出した。また、送金不能先以外の正常先の行動は変化しないものと仮定した。すなわち、正常先は、当日予定していた決済を終了させるため、送金不能先に対しても通常どおり支払指図の送信を行うこととした。

* 14:30に時点ネット決済されていた外為円決済取引は、単純RTGS、次世代RTGSいずれの場合においてもグロス決済されるものとした。また、支払指図の送信時刻も単純RTGSと次世代RTGSにおいて同一とした(流動性節約機能の導入による支払指図の送信ペースの変化は考慮しない)。

図表 B2-2-2 は、次世代 RTGS における測定結果である。金額ベースで単純 RTGS と比較すると、特に流動性の水準が低い場合（平常時においても参加者が流動性の制約に晒されている場合）において決済不能金額が大きく削減されていることが分かる。さらに、件数ベースでみると、単純 RTGS のもとで決済不能となっていた大部分の取引は、次世代 RTGS のもとでは決済可能となっている。これは、次世代 RTGS の導入により、ある参加者が送金不能となった場合の正常先における事務の混乱や負担が大幅に軽減されることを示唆している。

図表 B2-2-3 は、正常先間の取引の平均決済時刻を測定し、ある参加者の送金不能により他の正常先の決済がどの程度遅延したかを分析した結果である。平常時においては、流動性の水準がネット負け尻額($\alpha=1$)の場合を除き、単純 RTGS と次世代 RTGS の決済時刻に大きな差異はみられないが、送金不能先が生じた場合には、流動性の水準を問わず、単純 RTGS よりも次世代 RTGS における決済時刻が早くなっている。この結果、送金不能に伴う決済遅延の度合は、平均すれば、次世代 RTGS においては、単純 RTGS の半分程度にとどまっている。

図表 B2-2-3 正常先間取引の平均決済時刻と初期流動性の関係



以上のように、次世代 RTGS の導入によって、参加者が送金不能になるというストレス環境においても、決済システム全体に決済不能が波及するリスクを限定し得ることが確かめられた。ただし、次世代 RTGS によっても、こうしたリスクを完全に排除することができないことも同時に確認された。各金融機関においては、例えば、障害等の発生時においても送金を継続するための代替手段の整備・向上を図ることが、引き続き重要と考えられる。

第2節 ネットワークインフラの高度化

日本銀行は、ネットワーク技術の進展や標準化などに積極的に対応する観点から、日銀ネットのネットワークインフラの高度化を進めている¹⁷。

1. 日銀ネット新端末の利用

2006年11月より、日銀ネットの新端末の利用が可能となった¹⁸。新端末では、操作性の向上、導入期間の短縮、調達費用の軽減等を企図し、従来の専用端末に代えて、汎用のパソコンを使用している。また、端末からの取付け・取外しが容易な端末認証装置（USBトークン）を活用して利用先を特定し認証する仕組みを採用している。このため、金融機関では、端末認証装置を差し替え、他の端末あるいはあらかじめ通信回線を敷設しておいた他店舗の端末を活用して業務を行うことが可能となっており、新端末の導入は障害・災害時における業務継続体制の一段の整備にも資すると考えられる。

新端末への移行は2008年4月までに完了し、現在では、日銀ネットを利用する約420の金融機関等の全てが、新端末を利用して各種の取引を行っている。

2. TCP/IPプロトコルによるコンピュータ接続への移行

日銀ネットと金融機関とのコンピュータ接続¹⁹については、2005年以降、それまでの全銀協プロトコル²⁰を用いた接続方式に代えて、新たに標準技術であるTCP/IPプロトコル²¹を用いたコンピュータ接続が可能となった。

その後、こうした接続方式を利用する先は順調に拡大し、前述の次

¹⁷ 「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について」（2002年1月）、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について一関係者のご意見・ご提案を踏まえて」（同年3月）を参照。いずれも日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

¹⁸ 『次期日銀ネット端末』の利用開始について」（2006年10月）。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

¹⁹ 日本銀行センターと利用先コンピュータセンターを回線接続することにより、端末装置を介さずに直接データの送受信を可能とする接続方式。

²⁰ 日本独自の通信手段である全銀協標準通信プロトコル。

²¹ TCP/IP(Transmission Control Protocol/Internet Protocol)：現在国際標準として広く利用されているインターネットの標準通信プロトコル。

世代 RTGS 第 1 期対応時までには、コンピュータ接続を行う全ての金融機関（52 先）が新方式の利用を開始している。

このようなネットワークインフラにおける標準技術の採用は、利用可能なハードウェアおよびソフトウェアの選択肢を拡げ、日銀ネットと利用先システムの親和性向上や接続費用の削減といった効果をもたらすことが期待される。

3. 「新日銀ネット構築タスクフォース」の設置

2008 年 10 月、日本銀行では、現在の日銀ネットについての評価を踏まえ、新しい日銀ネットの構築について、その機能やシステム構成のあり方、システム開発手法、開発規模や実現方式等に関する検討を行い、基本方針を立案することを目的として、「新日銀ネット構築タスクフォース」を設置した。

第2章 証券決済システムの改善に向けた動き

第1節 証券決済制度改革の動向と日本銀行の取組み

わが国の証券決済制度については、近年、①統一的な証券法制の整備、②STP化（Straight Through Processing、決済プロセスの電子一貫処理）、③DVPの実現、といった課題に取り組むかたちで、改革が進められてきている。

こうした改革の動きの中で、日本銀行は、関係機関（日本証券業協会、法制審議会等）における制度改革の議論・検討に参画するとともに、日本銀行自らが運営する国債の決済システムについて、業務・システムの両面でその安全性・効率性を向上させる取組みを続けている。また、証券決済のDVP化、STP化に際しては、これまで、電子CP、一般債および投資信託について、日銀ネットと民間の運営する証券決済システムを接続させることにより、資金決済の側面から、証券決済制度改革の実現・推進を支援してきており、現在、株券および新株予約権付社債等（以下、「株式等」という）について、同様の取組みを進めている。

第2節 日本銀行の運営する証券決済システムの動向

日本銀行は、完全ペーパーレス化された国債（振替国債）の決済制度として、国債振替決済制度を運営している²²。

国債振替決済制度の参加者の参加形態には、「参加者」（日本銀行に直接口座を有する口座管理機関）、「間接参加者」（参加者または他の間接参加者に口座を有する口座管理機関）および「外国間接参加者」（外国において顧客向けに口座を開設する間接参加者）の3つがある²³。同制度の参加者数をみると、金融機関の合併等の動きを受けて引き続き減少傾向にある。他方、間接参加者については、同じく合併等を背景とした参加廃止の動きが引き続きみられる一方で、農協、信用組合、

²² 日本銀行は、国債の決済制度として、国債登録制度も運営しているが、2001年1月に、登録国債に関する税制優遇措置が廃止され、振替国債のみに同措置が認められたこと等を受けて、登録国債から振替国債への移行が進み、登録国債のウエイトは極めて小さくなっている（2007年末の無記名国債発行残高に占める登録国債の割合は約0.03%）。

²³ 外国間接参加者という参加形態は、2001年度の税制改正により、海外における金融機関等の営業所または事務所を通じて寄託された振替国債のうち非居住者または外国法人が保有するものについて、一定要件のもとで、利子所得にかかる非課税措置（源泉徴収免除）が認められることとなったのに伴い導入された（租税特別措置法5条の2参照）。

中小証券会社の間では、個人向け国債等の販売と保護預りの開始を目的とした新規参入の動きが広がっており、2007年度は全体として若干の増加となった。この間、外国間接参加者の数は引き続き増加している（図表 2-6）²⁴。

日本銀行では、2007年11月に、CPSS/IOSCO「証券決済システムのための勧告」に基づき、わが国の国債決済システムに関する自己評価を実施し、公表した。これは、振替国債の店頭取引に関する照合・清算・決済に関する仕組みを対象に、証券決済システムが最低限満たすべき国際基準を示した同勧告に照らして、遵守状況を評価したものである。評価結果を概観すると、該当する18の勧告のうち、17項目について「遵守」、1項目（約定確認）について「ほぼ遵守」となっている（詳細は付属論文『証券決済システムのための勧告』に基づくわが国の国債決済制度の自己評価 — 決済システムに関する国際基準の適用 — 参照）。

図表 2-6 国債振替決済制度の参加者数の推移（年度末）

	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
参加者	361	349	338	330	329	324
間接参加者	1,123	1,081	1,064	1,059	1,054	1,061
外国間接参加者	54	67	93	112	126	131

（出所）日本銀行

第3節 民間証券決済システムの動向

1. 証券の完全ペーパーレス化に向けた取組み

わが国の証券の完全ペーパーレス化は、「社債等の振替に関する法律」（以下、「社債等振替法」という）および同法を改正した「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社債・株式等振替法」という）等のもとで順次進められており、国債および電子CP（いずれも2003年）、一般債（2006年1月）、上場投資信託を除く投資信託（2007年1

²⁴ 日本銀行は、2005年7月、国債振替決済制度の外国間接参加者の承認申請に関する申請書類について、記載内容の明確化や簡素化を行い、参加承認手続の効率化を図っている（詳細は日本銀行ホームページ<<http://www.boj.or.jp/>>を参照）。

月)、上場投資信託(2008年1月)の順に、完全ペーパーレス化が実現した²⁵。現在は、JASDEC、市場関係者、関係機関等によって、株式等の完全ペーパーレス化(2009年1月<予定>)に向けた取組みが進められている。

(1) 上場投資信託受益権(ETF)

上場投資信託受益権については、2008年1月から、社債等振替法に基づき、JASDECを振替機関とする上場投資信託振替制度が開始された。現在、国内の金融商品取引所に上場されている全ての上場投資信託受益権が同制度のもとで決済されている。

(2) 株式等

株式等の決済は、1991年以来、「株券等の保管及び振替に関する法律」に基づき、JASDECが運営する株券等保管振替制度のもと、制度参加者を通じて現物株券がJASDECへ寄託され、JASDECの振替口座簿上の振替により行われている(「不動化」による株券のペーパーレス化)²⁶。

これに対して、JASDEC、市場参加者、関係機関等の間では、株式等の完全ペーパーレス化を実現するべく、数年に亘って検討が進められてきた。その結果、2009年1月から、社債・株式等振替法に基づき、JASDECを振替機関とする株式等振替制度が開始される予定である(「完全ペーパーレス化」の実現)。現在は、制度参加予定者とJASDECによるシステム稼動試験を始めとして、制度移行に向けた最終準備が進められている。

なお、社債・株式等振替法の施行により、上場企業の株券は、強制的に無券面化され、株券は無効となる。その際、株券等保管振替制度を利用してJASDECに預託されている株券は、自動的に株式等振替制度に移行するが、JASDECに預託されていない株券については、株主

²⁵ 国債については日本銀行が、また、電子CP、一般債および投資信託についてはJASDECが、それぞれ社債等振替法に基づく振替機関として振替制度の運営を行っている。

²⁶ 同制度は、多層構造のブックエントリー・システムである点で社債等振替法に基づく一般債振替制度等と類似しているが、一般債振替制度等とは異なり現物株券が存在するため、証券の完全ペーパーレス化(無券面化)ではなく「不動化」に該当する。

としての権利行使に支障が生じる可能性がある²⁷。このため、JASDECと日本証券業協会では、いわゆるタンス株（個人株主が独自に保管している株券）を始めとする現物株券のJASDECへの預託を早期かつ着実に促進するべく、説明会の開催、マスコミを通じた広告、上場企業の株主へのパンフレットの送付等の広範かつ大規模な広報活動を行ってきた。日本銀行も、関係機関とともに、こうした広報活動を支援してきた。

2. 証券決済のDVP化に向けた取組み

証券の決済リスク削減を図る観点からは、完全ペーパーレス化とともに、元本の取りはぐれリスクの削減を狙いとしたDVP化が重要である。

わが国におけるDVP化は、1994年の国債決済を嚆矢として、対象証券が順次拡充されてきている（図表2-7）²⁸。

図表 2-7 DVP化の流れ

	証券	DVPのモデル	証券決済機関	資金決済機関
1994年	国債	グロス＝グロス	日本銀行	日本銀行
1998年	一般債（登録債） [2007年廃止]	グロス＝ネット (3時同時処理)	各登録機関	日本銀行
2001年	株式（取引所取引）	ネット＝ネット	JASDEC	日本銀行 民間銀行
2003年	電子CP	グロス＝グロス	JASDEC	日本銀行

²⁷ JASDECに預託されていない株券についても、株主名簿上の株主の名義で発行会社が自動的に口座（「特別口座」）を開設するかたちで株式等振替制度に移行する。しかし、株式を売却するためには、別途、証券会社等に取引口座を開設し、特別口座からの振替を行う必要がある。その際、株主名簿上の名義書換を行っていない場合には、特別口座からの振替のために名義人の協力を要する。

²⁸ DVP決済にはいくつかのモデルがあり、BIS・CPSSの報告書「証券決済システムにおけるDVPについて（Delivery versus Payment in Securities Settlement Systems）」（1992年9月）は、証券と資金の決済をグロス（取引1件毎）で行うか、ネットで行うかに基づき、これを、①グロス＝グロス型（証券の受渡しと資金の受払いを1件毎に同時に条件付けて行う方式）、②グロス＝ネット型（証券の受渡しを1件毎に行う一方、資金の受払いは差引計算した結果＜ネット額＞だけを一時点で取り纏めて行う方式）、③ネット＝ネット型（証券の受渡し、資金の受払いとも差引計算した結果＜ネット額＞だけを一時点で取り纏めて行う方式）の3つのモデルに分類している。わが国の証券決済についても、各証券にかかる取引慣行、取引実態等を踏まえていずれかのモデルが採用されている。

2004年	株式（一般振替）	グロス＝ネット	JASDEC	日本銀行
2006年	一般債（振替債）	グロス＝グロス	JASDEC	日本銀行
2007年	投資信託	グロス＝グロス	JASDEC	日本銀行
2009年 （予定）	株式（発行）	グロス＝グロス	JASDEC	日本銀行

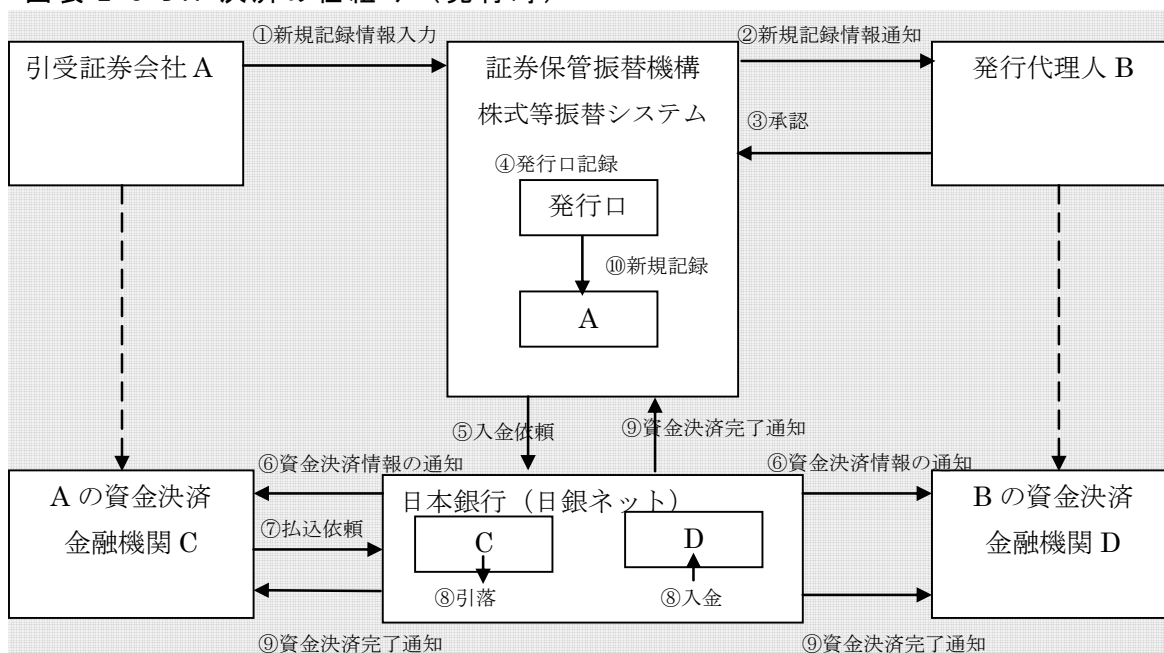
こうした DVP 化の進展に際して、日本銀行は、関係者との間で具体的なスキームのあり方や日銀ネットとの接続のあり方について検討を行い、所要のシステム開発や制度面での手当を行ってきた。

このうち、株式についてみると、流通市場における取引の決済は既に DVP 化されているが、日本銀行では、今般の電子化を機に、発行時の決済についても DVP 化を実現する方向で、現在、JASDEC 等と準備を進めている。

具体的な DVP 決済の方式は、国債、一般債および投資信託と同様、証券の振替と資金の振替を 1 件毎に紐付けて決済するグロス＝グロス型の DVP 決済（RTGS 決済）となる予定である。日銀ネットでは、JASDEC から日本銀行に対して入金依頼が行われる都度、日本銀行が資金決済データを資金の払い方に送信し、その後、払い方による払込依頼を受けて、日本銀行が入金・引落を実行したうえで、資金決済完了通知を JASDEC に送信する仕組みとなる（図表 2-8）。

来年 1 月の株式（発行）の DVP 化により、わが国の全ての証券決済において DVP 化が実現し、わが国証券決済の安全性がさらに高まることが期待される。

図表 2-8 DVP 決済の仕組み（発行時）



3. 証券決済の STP 化に向けた取組み

証券決済の STP 化は、約定や決済の照合システムの業務範囲の拡大や、照合システムと他の清算・決済システムとのリンク（連動処理）を中心に進展している。

JASDEC の決済照合システムは、機関投資家取引および業者間取引の約定または決済に関する情報について電子的に照合を行うものであり、2001 年 9 月にサービスを開始して以来、順次、対象証券や業務を拡充してきており²⁹、2009 年 1 月には、外国株券等がその対象となる予定である。また、JDCC は、同じく 2009 年 1 月から、これらを清算業務・DVP 決済の対象とすることを予定している。両者が実現すると、外国株券等に関する取引所取引以外の取引（いわゆる一般振替）について、照合から清算、決済に至る一連のプロセスでシステム間の連動処理が実現することになる。

²⁹ 対象証券は、当初の株式に加えて、CB（2002 年 2 月）、投信（2003 年 5 月）、国債（2003 年 5 月）、電子 CP および一般債（2006 年 1 月）に拡大してきている。また、同システムは、2004 年 5 月から、株式等の一般振替にかかる清算業務・DVP 決済について JDCC のシステムとの連動を行うとともに、2005 年 5 月からは、国債店頭取引の清算業務・DVP 決済について JGBCC の清算システムと連動を開始している。

第3章 業務継続体制の強化に向けた取組み

第1節 日本銀行における業務継続体制の充実に向けた取組み

日本銀行は、地震・風水害等の自然災害、システム障害等の技術的災害、大規模テロ等の人的災害あるいは感染症の伝染など多様な災害の発生時等においても、業務への影響を最小限にとどめ日本銀行の責務を円滑に遂行する観点から、業務継続体制の充実に向けた取組みを行っている³⁰。

2007年から2008年にかけては、日本橋本店使用不能時においても、優先度・緊要性の高い業務を継続できるよう、代替業務拠点の設備やマニュアルを整備したほか、災害等緊急時に必要となる対応を速やかにとり行う業務継続要員の体制を一層充実させた。また、重要なコンピュータ・システムのバックアップについても、メインセンターと異なる場所に分散系システムのバックアップの一部を追加的に設置する等、その対応力の強化に取り組んだ。現在、日本銀行では、新型インフルエンザ対策につき、政府における対策³¹等を踏まえながら、検討を進めているところである。

こうした体制面の整備のほか、運用面の強化にも注力した。災害発生時等に設置する災害対策本部の参集・運営訓練、代替業務拠点への参集および同拠点に設置したシステム設備を使用して事務を行うまでの一連の流れを確認する代替業務拠点移行訓練、本店が甚大な被災を受けた場合に大阪で本部機能・本部業務を代替して実施する訓練等、業務継続のための各種訓練を実施した。また、日銀ネットのシステム障害を想定したバックアップシステムへの切替えや取引先のコンピュータ接続の切替えの訓練については、取引先金融機関等の幅広い参加のもとで実施した。このほか、政府との間でも緊急時における連絡体制を確認する訓練を実施した。

第2節 金融機関や金融市場における業務継続力強化の動き

災害その他の危機時にあっても金融・経済活動が極力中断されるこ

³⁰ 日本銀行は、2005年9月に政府中央防災会議が公表した首都直下地震対策大綱において、経済中枢機能を担う首都中枢機関として位置付けられ、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにすること等が求められている。

³¹ 厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版：2008年8月）」等を参照。

となく円滑に維持されるためには、①個々の金融機関における業務継続、②金融市場における業務継続、さらには③他の金融機関や公共インフラを含む他業態との相互依存関係を前提とした金融セクター全体としての業務継続の3つの観点から体制を整備していくことが重要である。

このうち、①個々の金融機関における業務継続について、日本銀行は、考査やオフサイト・モニタリング等の場を通じて金融機関との間で業務継続体制に関する議論を深めるとともに、業務継続体制整備に関する内外取組事例等の公表³²などを通じ、金融機関の体制整備を促している。近年、各金融機関においては、様々な災害を想定した体制の整備が進んでいるが、現状、同一業態内においても、重要業務の復旧目標時間の設定や要員等の確保等の面で、なお格差が存在するように窺われる。各金融機関においては、金融システムや地域金融における個々の役割に応じた一段の体制整備が望まれる。

次に、②の金融市場における業務継続については、参加者間のネットワークを維持し金融市場の機能が確保されることが重要である。短期金融市場、証券市場および外国為替市場では、それぞれの市場の参加者により、被災時の情報共有体制や被災状況等に応じて推奨される市場慣行の変更（取引・決済方法の変更等）の内容やその決定にかかる協議・連絡のあり方など、被災時の業務継続力強化に向けた体制整備・運用面の強化が進められたほか、こうした体制整備・運用面を確認する場として次のような取組みが行われた。

短期金融市場では、全国銀行協会が事務局となり、BCP専用ウェブサイトを活用して、首都圏を対象とした直下型地震や大規模洪水を想定し、業務・稼動状況の情報収集・還元や市場慣行の一時的変更の推奨等を行う実践的な共同訓練が実施された（2007年9月〈第2回〉と2008年2月〈第3回〉）。本訓練では、日本銀行と取引先金融機関との間の連絡訓練も行われた。

証券市場では、日本証券業協会が事務局となり、BCP専用ウェブサイトが構築され、2008年10月に第1回目の共同訓練が実施された。

外国為替市場では、東京外国為替市場委員会が事務局となり、BCP

³² 「金融機関における新型インフルエンザ対策の整備について」（2008年3月）、「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例」（2008年5月）、「業務継続体制整備の具体的な手法」（2008年6月、業務継続体制整備に関する情報交換会）。日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

専用ウェブサイトが構築され、2008年1月から利用が開始されたほか、同サイトを利用した第1回目の共同訓練が2008年7月に実施され、災害発生時における同サイトを通じた協議や情報の収集・伝達方法の確認が行われた。

日本銀行では、市場取引の円滑、決済システムの効率性・安全性の確保等の観点から、これらの体制整備・運用面の強化に参画するとともに、各市場での取組みを積極的に支援している。

以上のような取組みをベースとして、今後は、③の金融セクター全体での業務継続の強化が課題となる。そうした観点から有益とされているのが、ストリートワイド訓練である。ストリートワイド訓練は、一定の被災シナリオのもとで、複数の金融機関が部門（フロント、バック、ミドル）を跨ぎ全社的に参加する共同訓練であり、海外においては、民間金融機関団体や中央銀行、政府等が主導して行われることが多い。既に訓練を重ねてきた国では、金融機関のみならず、電気・ガス、通信事業者、公共交通機関等の社会インフラ提供者等も参加する大規模訓練に発展している（図表2-9参照）。わが国においても、決済システム、金融市場・金融機関の業務継続体制を全体として強化していく観点からは、ストリートワイド訓練の実施などが今後の検討課題として考えられる。

図表2-9 海外におけるストリートワイド訓練の事例

	実施時期	実施期間	被災想定シナリオ
英国	03、04、05年 06年	半日 6週間	テロ 新型インフルエンザ
シンガポール	05、06年 08年	半日 2週間	テロ 新型インフルエンザ
米国	07年	3週間	新型インフルエンザ
仏国	08年	半日	停電等

第3部 小口決済における特徴的な動き — 最近の電子マネーの動向について —

わが国の小口決済分野における最近の特徴的な動きは、電子マネーの利用が急速に拡大していることである。特に2007年は、大手流通企業等による新規電子マネーの発行が相次ぎ、電子マネーの発行枚数や決済金額が急速に拡大した。こうした動きを捉えて、2007年を「電子マネー元年」と称する向きもみられる。

日本銀行では、主要電子マネー運営事業者に情報提供の協力をお願いし、その動向の把握に努めてきた。以下では、これらの情報を取り纏め、最近の電子マネーの動向を概観する³³。

1. 電子マネーの動向

電子的な小口決済手段には様々なものがあるが（図表3-1）、一般に「電子マネー」と呼ばれるものは、利用する前にあらかじめ入金（チャージ）を行うプリペイド方式の電子的小口決済手段を指す。これはさらにIC型とサーバ型の2種類に大別される³⁴。IC型は、カードや携帯電話などの媒体に埋め込まれたICチップ上に金銭的価値を記録し、分散管理するものをいう。これに対してサーバ型は、そうした媒体を持たず、典型的には電子マネー運営事業者のコンピュータ・サーバ上において金銭的価値を記録し、中央管理するものをいう。

なお、ポストペイ（事後払い）方式であるクレジットカードの中には、非接触型ICチップを採用し、署名等を要さない迅速な決済を実現するタイプのものが現れている。これも、その利用形態がプリペイド方式の電子的小口決済手段に類似していることから、ポストペイ式電子マネーと呼ばれることがある。

いずれの電子的小口決済手段も、ここ数年、保有者数・加入者数が増大しているが、特にIC型電子マネーは、コンビニエンスストア、家電量販店、飲食店、駅売店、スーパーなどでの対面取引用の小口決済

³³ 本稿は、日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について」（2008年8月）の要約版である。

同論文は日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載。

³⁴ 「決済システムレポート2006」（2007年7月）では、電子マネーを「ストアード・バリュー型」、「センター管理型」に大別していたが、今回のレポートではその特徴を一般的にイメージしやすいように、それぞれ「IC型」、「サーバ型」との用語を用いることとした。

手段として、顕著な伸びを示している。

【図表 3-1】わが国における電子的小口決済手段のサービス例

	電子マネー(含むサーバ型)			クレジットカード等		デビットカード	
	サーバ型	IC 型		クレジットカード等			
利用媒体 アクセス手段	ID、 パスワード	カード(非接触)		カード(非接触)		カード (接触)	
			携帯電話	携帯電話			
日本における サービス例	ちょコム WebMoney BitCash NETCASH	Edy Suica ICOCA nanaco WAON PASMO	Edy Suica nanaco WAON	QUICPay Visa Touch iD	QUICPay Visa Touch Smartplus PayPass iD PITAPA	各種クレ ジットカード	J-Debit Visa-Debit
決済タイミング	プリペイド方式			ポストペイ方式		即時	

以下では、特に断りのない限り、上記のうち IC 型電子マネーを、単に「電子マネー」と呼び、その利用動向や普及拡大を巡る特徴的な動きについて概説する³⁵。

(1) 最近の主要電子マネーの利用状況

日本銀行決済機構局では、電子マネー運営事業者にご協力いただき、汎用性が高く、広域展開されている主要な電子マネーについて、発行・利用状況等の調査を行った。具体的には、「Edy」、「Suica」、「ICOCA」、「PASMO」、「nanaco」、「WAON」の6電子マネーである³⁶。以下では、これら主要電子マネーの集計値について説明する。なお、交通系電子マネー(Suica、ICOCA、PASMO)の決済件数・金額は、交通乗車券の用途で利用され

(参考) 各電子マネーのサービス開始時期

2001年11月 Edy (本格サービス開始)
 2004年3月 Suica (乗車券は2001年9月から)
 2005年10月 ICOCA (乗車券は2003年11月から)
 2007年3月 PASMO (乗車券と同時に開始)
 2007年4月 nanaco
 2007年4月 WAON

³⁵ サーバ型電子マネーも、近年、インターネット上の通信販売やデジタル・コンテンツ購入、オンラインゲーム利用等における決済を対象に利用が増加している。規模の大きなものでは、年間決済金額が300億円を超えている。

³⁶ 電子マネー関連計数の集計にあたり、WAONの月間支払件数・金額、発行枚数は毎月20日締め計数を使用(他は月末締め計数)。また、相互運用を行っているSuica、PASMO、ICOCAについては、各加盟店ベース^(※)の計数を使用。なお、PASMOの発行枚数は2008年3月計数以降、回収済みのPASMOの枚数を控除したものとなっている。

^(※) Suica加盟店ベースの計数とは、Suica加盟店で使われた電子マネー(Suica、PASMO、ICOCA)の合計。PASMO加盟店、ICOCA加盟店についても同様。なお、原則、各加盟店の重複はない。

た場合のデータを含んでいない（すなわち、ショッピング等における電子マネーとしての利用時の決済件数・金額のみを計上している。ただし、同電子マネー発行残高には交通乗車券として用いられ得る金額を含む）。

イ. 電子マネー発行枚数等

2008年3月末の電子マネー発行枚数は、8,061万枚に達し、その後も増加が続いている（図表3-2）。これを均してみると、国民の3人に2人が電子マネーを保有している計算となる。もっとも、電子マネーの場合、クレジットカードやポイントカードとしての使用を主目的に作られるケースが少なくなく、実際の小口決済の場面でアクティブなカードとして利用される割合はさほど高くないとの指摘がある。その場合でも、電子マネー発行枚数の増加によって潜在的な利用者が広がっているという評価は可能である。

電子マネー発行枚数のうち携帯電話搭載分は942万枚（2008年3月末）に達しており（電子マネー全体に占めるシェア11.7%）、これも近年電子マネーが普及・拡大する一因となっている³⁷。

次に、小売店等における決済端末台数をみると、2008年3月末で36万台を数え、その後も増加を続けている。また、店頭以外にも、電子マネーでの決済に対応したインターネット上のWEBサイトや携帯サイトが増加しており、ショッピング等において電子マネーを利用可能な場面が着実に拡大しているとみられる。

【図表 3-2】 電子マネー発行枚数等

	発行枚数 <万枚>	うち	端末台数 <万台>
		携帯電話	
2007年9月末	6,649	767	24.7
10	6,897	793	27.7
11	7,120	815	28.1
12	7,326	847	28.7
2008年1	7,548	883	29.1
2	7,800	903	29.5
3	8,061	942	35.8
4	8,363	969	36.4
5	8,574	990	36.7
6	8,761	1,011	37.1
7	8,952	1,030	37.4

³⁷ 多くの電子マネーで使われているICチップ（FeliCa<フェリカ>）の出荷個数は、2008年3月に累計2億個を達成し、うち4千万個以上が携帯電話向け（モバイルFeliCa）となっている。

ロ. 電子マネー決済件数・金額

電子マネーの月間決済件数・金額は、2007年春における新規電子マネーの相次ぐ発行をきっかけに急速に拡大したあと、夏場以降一時伸び率が鈍化したものの、本年3月以降は再び増加テンポを速めている。この結果、2007年度中の年間決済件数は810百万件、決済金額は5,636億円に達した（図表3-3）。また、上記決済金額を決済件数で割った、1件当たりの平均決済金額は、696円であった。

一般に駅の売店や飲料等の自動販売機での単品購入利用がみられる交通系電子マネーの平均決済金額が相対的に小さい一方、比較的複数の品目の購入に当てら

れる流通系電子マネーの平均決済金額は相対的に大きい傾向がみられる。

また、月間決済件数・金額を電子マネー発行枚数で割り、カード1枚当たりの平均利用状況を見ると、月に1.0回程度、計722円の決済に利用されている計算となる（2008年3月中）。ただし、発行済み電子マネーの中には、退蔵・休眠状態にあるカードが少なくないとみられるため、これらを除いたアクティブなカード1枚当たりの決済金額は、この数倍の利用状況にあるものと推察される。

【図表 3-3】 電子マネー決済件数・金額

	決済件数 <百万件>	決済金額 <億円>	1件当り 決済金額 <円>
2007年度	810	5,636	696
2007/4-6月	140	931	666
7-9	218	1,484	680
10-12	225	1,612	716
2008/1-3	226	1,609	710
4-6	256(+83%)	1,897(2.0倍)	741
2007/4月	31	193	621
5	42	291	692
6	67	447	671
7	72	506	699
8	74	495	670
9	72	483	671
10	76	502	657
11	73	511	698
12	75	599	794
2008/1	72	511	711
2	74	516	700
3	81	582	720
4	83 (2.7倍)	597 (3.1倍)	716
5	86 (2.0倍)	643 (2.2倍)	752
6	87 (+31%)	657 (+47%)	753
7	97 (+34%)	666 (+32%)	688

() 前年比

ハ. 電子マネー発行残高

2008年3月末の電子マネーの発行残高合計（未使用残高計）は771億円であった（図表3-4）。

電子マネー発行残高を発行枚数で割った、カード1枚当りの残高は957円と計算される。ただし、上記のとおり退蔵・休眠状態にあるカードが少なくないと思われるため、アクティブなカード1枚当りの発行残高は、この数倍の規模と見込まれる。なお、利用者は決済直前に必要な金額のみをチャージ³⁸し、日常的に保有する電子マネー残高を極力抑制しているとの傾向が指摘されている³⁹。

【図表 3-4】電子マネー発行残高

	電子マネー発行残高 <億円>
2007年9月末	643
2008年3月末	771

（2）小口決済手段における電子マネーの位置付け

イ. 電子マネーの発行残高と現金残高

上記電子マネー発行残高について、現金通貨と比較すると、2008年3月末における電子マネーの発行残高は、貨幣流通高の1.70%、銀行券発行高の0.10%、現金通貨全体（貨幣流通高+銀行券発行高）の0.10%に相当する（図表3-5）。また、民間銀行の預金を含むマネーストック（M3末残）に対する電子マネー発行残高の比率は0.007%に相当する。

【図表 3-5】電子マネー発行残高の対現金通貨等比較

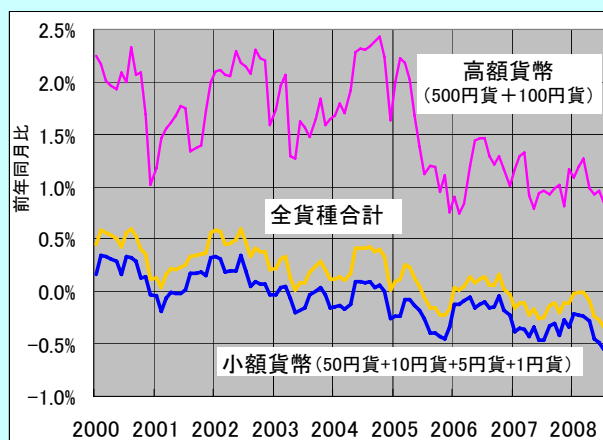
	貨幣流通高比	銀行券発行高比	現金通貨比	マネーストック (M3) 比
2007年9月末	1.43%	0.08%	0.08%	0.006%
2008年3月末	1.70%	0.10%	0.10%	0.007%

³⁸ 特に、携帯電話に搭載される電子マネーの場合には、携帯電話回線を使って機動的かつ容易に電子マネーのチャージ（入金）を行うことが可能である。

³⁹ 電子マネーを紛失した場合、記録されている価値は基本的には補償されない。そのため、あまり残高を多く持ちたくないという利用者が考えている可能性がある。なお、利用者登録を行うタイプの電子マネーでは、紛失時等に利用者の指示により取扱停止とし、その時点での価値を新たに再発行するカードまたは携帯電話に引き継ぐサービスを提供するものがあるが、取扱停止までの間（数日）に不正に使用された分については補償対象外となるなどの制約がある。

このように、現金残高やマネーストックに対する電子マネー発行残高の比率は、現時点ではなお僅少との暫定的な評価が可能である。もっとも、(i)電子マネーの利用が平均数百円から数千円程度の小額決済に特化していること、(ii)貨幣流通高は小額貨幣を中心

【図表 3-6】貨幣流通枚数の前年比推移



び率が低下傾向にあること⁴⁰ (図表 3-6) を考え合わせれば、最近の電子マネーの発行増加が貨幣 (硬貨) の需要になにがしかの影響を及ぼしている可能性も考えられる。

ロ. 他の小口決済手段との比較

次に、電子マネーと他の小口決済手段であるクレジットカード、デビットカードの利用状況を比較すると、電子マネーの特徴は、(i)1 件当たり決済金額が他の 2 つの手段に比べ特に小額であること、(ii)決済件数はクレジットカードには及ばないものの、デビットカードを大きく上回る規模に達していること、の 2 点が挙げられる (図表 3-7)。

⁴⁰ 「決済システムレポート 2006」中でも解説しているとおり、貨幣流通高の伸び率が低下傾向にあるのは基本的には名目個人消費の動きを映じているものとみられる。しかしながら、特に 50 円貨以下の小額貨幣を中心に伸び率が低下していることに目を向けると、金融機関が貨幣集配サービスを積極的に利用し始めていることによる貨幣物流の変化、2004 年 4 月の消費税内税化による端数価格の減少、金融機関による両替サービスの有料化、電子マネーを始めとする電子的小口決済手段の普及等、様々な要因が複合的に影響していることも考えられる。

電子マネーの1件当り決済金額は、前述のとおり696円（2007年度中）であるが、これは、デビットカード（同6.6万円）の約100分の1に相当する。デビットカードは、家電量販店等での利用が多く、電子

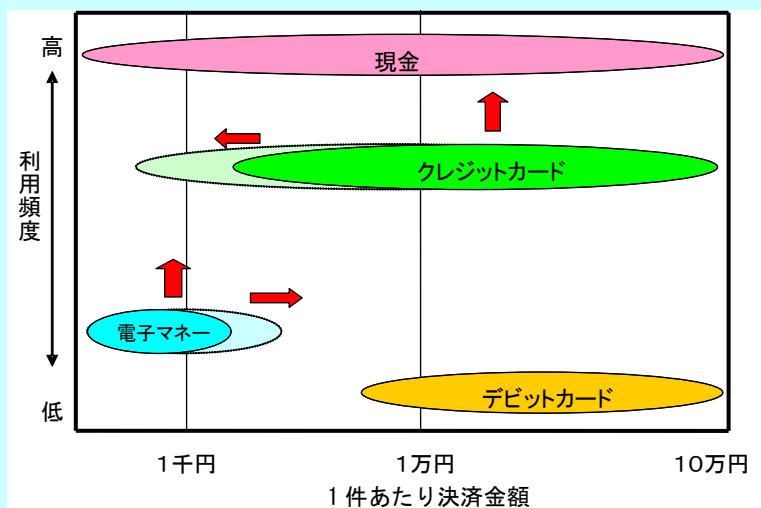
【図表 3-7】小口決済手段の利用状況の比較

	電子マネー	デビットカード(J-Debit)	クレジットカード	(参考) ATMからの現金引出し*
カード発行枚数<百万枚>	80.6	410	290	—
年間決済件数<百万件>	810	11.7	2,792	430
年間決済金額<百億円>	56.3	76.3	3,217	2,403
1件当り利用金額<円>	696	6.6万	1.2万	5.6万
端末台数<万台>	36	30	136	14
備考	2007年度計数	2007年度計数	2005年度計数	2005年度計数

(※)ただし、他行払いのみ。
 (出所)デビットカード推進協議会、BIS・CPSS「Statistics on Payment and Settlement Systems in Selected Countries」。

マネーと異なり比較的高額の価格帯で利用されているとみられる。また、クレジットカードの1件当り決済金額も1.2万円（2005年度中）と、電子マネーに比べかなり大きい。これは、クレジットカードの場合、事後払いということもあって、従来1万円以上の比較的高額の価格帯で利用されてきたことによるものとみられる。

【図表 3-8】小口決済手段のすみ分けの状況



もっとも、最近では、クレジットカードに「ポストペイ式電子マネー」が導入されたことや、大手スーパー等が小額決済におけるクレジットカード利用を促進していることから、クレジットカードは、徐々に小額の価格帯にも利用用途を拡げつつあるとみられている。

次に年間決済件数をみると、電子マネーは（2007年度中810百万件）、最近の大幅な増加にもかかわらず、クレジットカード決済件数（2005

年度中 2,792 百万件) の依然約 3 分の 1 にとどまっている。他方、デビットカード (2007 年度中 11.7 百万件) との比較では、約 70 倍と、これを凌駕してきている。

なお、現金は、上記 3 種類の決済手段に比べて、全ての小口決済価格帯で、かつ最も頻繁に利用されているとみられる。

図表 3-8 は、こうした小口決済手段の利用状況を、利用頻度および 1 件当り決済金額を基準に整理したものである。

2. 電子マネーの現状評価

以上のように、今回の調査を通じて、電子マネーがわが国において普及のピッチを速めていることが確認された。電子マネーの発行残高は、これまでのところ現金やマネーストックに比べ僅少にとどまっております。現時点ではその動向が決済システムや金融システム全体に大きな影響を与えるものではないとの暫定的評価が可能である。しかしながら、最近の利用の拡がりを踏まえれば、電子マネーは、小口決済手段の 1 つとして一定の位置を占めつつあるとの評価もできる。

電子マネーを巡っては、今後、一段の制度整備や電子マネー運営事業者間の活発な競争を通じて、安全性、効率性、利便性の向上を含め、どのような発展を遂げていくか注目される。日本銀行としても、電子マネーの動向をきめ細かく情報収集し、分析を続けていく考えである。

第4部 欧米における決済システムを巡る動き

第1章 欧州における決済システム統合の動き

近年、欧州連合（EU：European Union）においては、域内の市場統合をさらに推進・深化させる観点から、ユーロ参加国 15 か国を中心に、決済システムの統合・調和に向けた複数のプロジェクトが同時進行している。

以下では、このうち、大口資金決済システム（TARGET2）、証券決済システム（TARGET2-Securities）およびリテール決済（SEPA）に関するプロジェクトの概要を紹介する。

第1節 大口資金決済システム（TARGET2）

1. TARGET2 とは何か

1999年1月、新通貨ユーロの導入に合わせ、ECB（European Central Bank：欧州中央銀行）およびユーロ参加国の各国中央銀行（両者を合わせて以下、「ユーロシステム」という）が中心となり、ユーロの大口資金決済システム TARGET（Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer）の稼動を開始した。TARGET2 はそのアップグレード版であり、システムやサービス内容等の共通化をさらに進めたものとなっている。TARGET2 には、ユーロ参加国 15 か国およびユーロ非参加国 5 か国が参加しており、これらの国は 2007年11月から 2008年5月にかけて、段階的に新システムへの移行を行った⁴¹。

TARGET2 への参加形態としては、各国中央銀行に口座を開設し、支払指図の送信や資金決済を自ら行う直接参加者と、支払指図の送信や資金決済を直接参加者に委託する間接参加者の2種類がある。直接参加者および間接参加者は、欧州経済領域（EEA：European Economic Area。EU加盟国のほか、アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェー）に所在する銀行等に限定されているが、それ以外の地域に所在する銀行が直接参加者であるコルレス銀行を通じて資金の受払いを行う場合でも、TARGET2 のディレクトリに銀行コード情報を掲載することができる（Addressable BIC）。

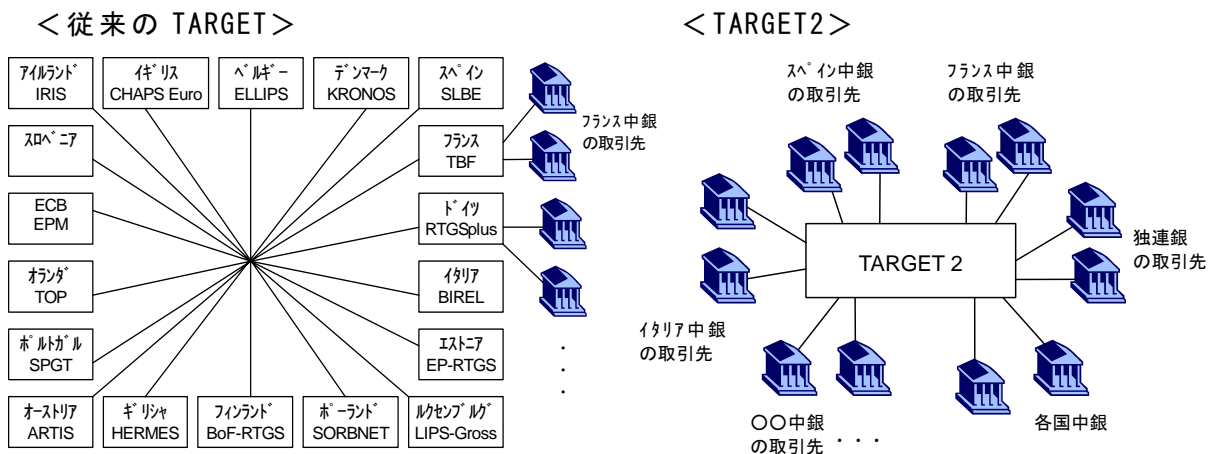
⁴¹ 旧 TARGET に参加していたスウェーデンおよび英国（いずれもユーロ非参加国）は、TARGET2 には不参加となっている。

2. TARGET2 の特徴

TARGET2 の特徴として、以下の点が注目される。

第 1 に、旧 TARGET が参加中央銀行の RTGS システムを相互にリンクさせた構成であったのに対し、TARGET2 は、単一プラットフォーム（Single Shared Platform）を利用する構成となっていることである（図表 4-1）。共通システムの開発・運行を、フランス・ドイツ・イタリアの 3 か国の中央銀行が担当していることや、参加者との間のネットワークを SWIFT⁴²に一本化していることも特徴として挙げられる。システムを共通化することで、開発・運営コストの効率化や、将来的なユーロ圏拡大時のシステム対応負担の軽減が期待されている。

図表 4-1 TARGET と TARGET2 の構成



第 2 に、これまで各国で区々であった RTGS システムの機能や手数料体系が共通化されたことである。また、TARGET2 では、流動性節約機能付の RTGS 処理が採用された。これは、2008 年 10 月に日銀当座預金決済において導入された、待ち行列機能・複数指図同時決済機能と類似の機能である⁴³。流動性節約機能は、従来の TARGET でも銀行間決済の安全性、効率性の観点からドイツやイタリア等の複数の国

⁴² SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)：クロスボーダー銀行取引におけるペーパーレス化を、同一のネットワーク、標準化された手続により推進することを目的として、1973年に欧米15か国239銀行の出資により設立されたベルギーに本部を置く非営利組織。わが国の金融機関は1976年からSWIFT ネットワークに参加しており、主としてクロスボーダー送金、証券取引にSWIFTネットワークを利用している。

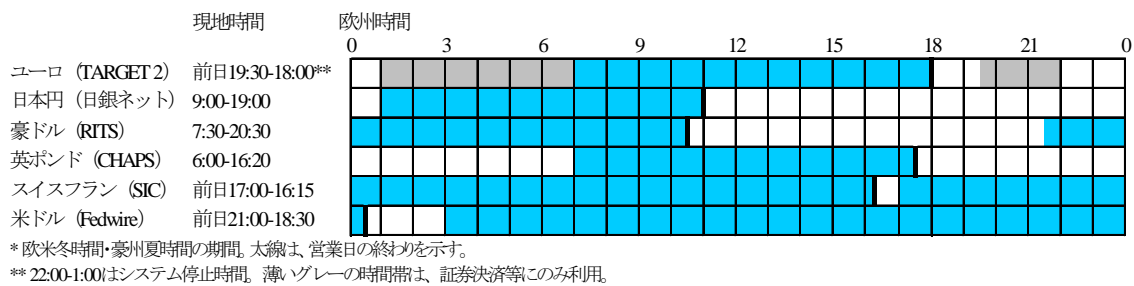
⁴³ 日銀当座預金決済におけるこれらの機能については、第 2 部第 1 章第 1 節参照。

で採用されていたが、TARGET2 では全ての参加国でその利用が可能となった。

第 3 に、参加者の本店・支店やグループ会社等が複数の中央銀行にそれぞれ当座預金口座を開設している場合、同一グループの口座残高を 1 つの口座と見立て、流動性を集中的に管理できる機能（Aggregated Liquidity）を導入していることである。同機能の導入により、将来、欧州における金融機関の決済事務拠点の集約化が一段と進んでいくことが予想される。

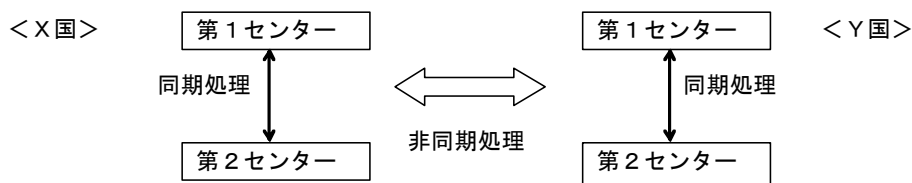
第 4 に、通常の振替（欧州時間 7 時～18 時）に加え、民間証券決済システムとの間で夜間処理を実施し、1 日約 19.5 時間の稼働を実現していることである（図表 4-2）。

図表 4-2 主要通貨 RTGS システムの稼働時間



第 5 に、業務継続体制の強化である。TARGET2 のコンピュータ・センターは、業務継続を念頭におき、2 か国にそれぞれ正・副 2 箇所合計 4 箇所設置されている。それぞれの国に常時人員を配置したうえで、一定期間毎に交互にメイン・センターとして稼働させており、センター間の切替所要時間は、同一地域内では 1 時間以内、2 か国間では 2 時間以内が想定されている（図表 4-3）。

図表 4-3 各コンピュータ・センター間の同期処理・非同期処理



第2節 証券決済システム（TARGET2-Securities）

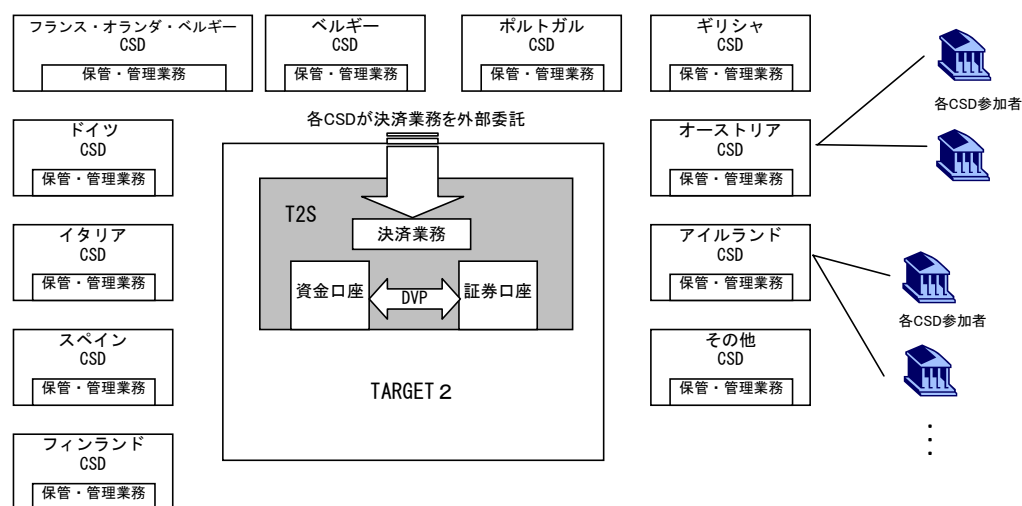
1. TARGET2-Securities 構想とは何か

2006年7月、ユーロシステムは、ユーロ導入後、民間主導による証券決済サービスの効率化が進んでいない現状を改善すべく、証券決済サービスを自ら提供する構想（TARGET2-Securities < T2S > 構想）を発表した。

T2S 構想とは、ユーロシステムが証券決済のための単一プラットフォーム（T2S）を構築し、各国のCSD（Central Securities Depository：証券集中保管機関）の業務のうち、証券決済業務をT2Sに集約することにより、複数のCSDに跨るクロスボーダー取引を、国内と同様に、迅速かつ低コストで決済しようという構想である。

T2Sは証券決済業務だけを提供するため、他のCSD機能（例えば、カストディ業務、民間マネーによる資金決済、コーポレート・アクション）は、引き続き各国のCSDが担うことになる（図表4-4）。

図表 4-4 T2S の構成



2. T2S 構想の背景

(1) クロスボーダー証券決済の効率化

T2S 構想の背景には、ユーロの導入後、域内証券市場の統合が進ま

ず、その結果、国境を跨いだ証券決済が、国内の証券決済と比べて、複雑でコスト高となっている点が問題視されてきた事情がある⁴⁴。

これに対し、2006年3月、欧州委員会（European Commission）は、「EUの証券決済を改善するための実効的かつ現実的な変革が提案されない場合には、（立法提案権限を有する）欧州委員会が、本年の夏に解決策を提言することも辞さない。」との声明を出し、早急な対応を促した⁴⁵。

こうした声明を受け、2006年7月に、ユーロシステムがT2S構想を発表したほか、同年11月には、欧州の証券取引所、CCP（Central Counterparty：清算機関）、CSDが、コード・オブ・コンダクト（European Code of Conduct for Clearing and Settlement⁴⁶）のかたちで、市場インフラ間の競争促進に向けた制度改革に合意した（BOX 4-1 参照）。

【BOX 4-1】コード・オブ・コンダクトの概要

コード・オブ・コンダクト（CoC）は、以下の3分野を対象としている。

① 価格の透明性の向上

各機関のサービス内容および課金水準の比較可能性を高めるため、各機関に対して、利用者が負担する各種費用（メンバーシップ料、回線接続費用、1件当たり手数料、その他サービスの手数料など）の詳細を公表することを求めている。なお、各機関による課金水準の公表は、CoCが定めたとおり、2006年12月までに実施済みとなっている。

② 自由・公平なアクセス等の確保

MiFID（Markets in Financial Instruments Directive：金融商品市場指令）によって認められたアクセス権限（他国 CCP や CSD にアクセスする権利、証券取引所やその他の規制市場が CCP や CSD を選択する権利など）を、より実効的

⁴⁴ 域内証券市場の統合は、「EU 経済を 2010 年までに世界でもっともダイナミックで競争力のある知識型経済にする」ことを目指すリスボン戦略（2000 年 3 月合意、2005 年見直し）が掲げる単一市場の完成に向けた取組みの一環として進められている。なお、後述の SEPA プロジェクト（第 3 節参照）も、リテール決済における単一市場の完成に向けた同様の取組みとなっている。

⁴⁵ Press release: Clearing and settlement: Competition and Internal Market Commissioners will act unless there is further action from industry（European Commission、2006 年 3 月）参照。

⁴⁶ European Code of Conduct for Clearing and Settlement（Federation of European Securities Exchange、European Association of Central Counterparty Clearing Houses、European Central Securities Depositories Association、2006 年 11 月）参照。

なものとすべく、他の機関からのリンク構築の要請を検討するにあたり、証券取引所、CCP、CSDが遵守すべき条件や手続を定めることを求めている。これを受け、2006年6月には、各機関の業態団体により、ガイドライン（Access and Interoperability Guidelines）が策定されており、この結果、欧州では、証券取引所、CCP、CSDの間でのリンクの構築を求める要請が相次ぐようになっていく。

③ アンバンドリングおよび会計の分離

利用者がより柔軟にサービスを選択できる環境を整えるべく、各機関に対して、2008年1月までに、取引・清算・決済サービスの抱き合わせ販売を止めること（unbundling）を求めているほか、収益の内部移転（cross-subsidies）の防止の観点から、グループ会社など複数サービスを提供している機関に対して、サービス毎の収支の状況を各国の規制・監督当局に開示するよう求めている。

なお、CoCの適用対象は株式の現物取引に限定されているが、債券取引等への適用についても、今後検討されることとなっている。

（２）中央銀行マネー口座のアウトソース問題

ユーロシステムがこれまで民間セクターに委ねていた証券決済サービスの提供に乗り出した背景としては、中央銀行マネー口座のアウトソース問題がある。ユーロ参加国の一部の中央銀行では、証券取引のDVP決済を効率化させる観点から、資金決済業務の一部を民間の証券決済システムにアウトソースしてきた。こうした中、他の中央銀行に対しても、中央銀行マネー口座のアウトソースを認めるように求める声が高まり、資金決済業務のアウトソースの是非が議論となった⁴⁷。

議論の末、ECBでは、金融システム安定化の観点、すなわち中央銀行マネーによる資金決済業務は、危機発生時を含め中央銀行が管理すべきとの考えから、民間へのアウトソースは認められないとの結論に至った。他方、市場参加者からは、証券取引のDVP決済を効率的に行うために、証券決済と資金決済を単一のテクニカル・プラットフォームで処理したいとの意向が示された。この結果、両者のニーズを満たす解決案として、証券決済システムが証券決済業務を中央銀行にアウトソースするT2S構想が生み出されることとなったものである。

⁴⁷ Speech by Jean-Michel Godeffroy: Is T2S on track? (ECB、2008年4月) 参照。

3. T2S の特徴

T2S の特徴として、以下のような点が注目される⁴⁸。

第 1 に、伝統的に中央銀行がサービスの対象としてこなかった国債以外の証券を含む全ての種類の証券（国債、社債、株式など）を対象とすることである。決済通貨については、当初は、ユーロ建て証券のみを対象とするが、将来、ユーロを導入していない域内諸国の CSD も参加し、非ユーロ建て証券の決済も行う予定となっている。

第 2 に、規模の経済を達成することにより、域内証券取引の平均決済コストの引下げを目指していることである。ECB の試算によると、米国等と比べて割高とされていた平均決済コストは、これまでの 1 件当たり約 0.73 ユーロから、0.39～0.57 ユーロにまで下がることが見込まれている⁴⁹。

第 3 に、域内クロスボーダー証券決済の利便性を向上させることである。T2S ではクロスボーダー証券決済のための CSD 間の残高処理を単一プラットフォーム上で即時に処理することが可能になるため、クロスボーダーの証券取引が国内と同様に迅速かつ低コストで決済できるようになる。さらに、T2S は、ユーロシステムの共通担保管理システム（CCBM2：Collateral Central Bank Management）⁵⁰と接続することが予定されており、中央銀行の与信オペレーション等に伴う担保取引についても、クロスボーダー取引と国内取引の区別がなくなることとなる。

第 4 に、TARGET2 と接続することによって、全ての対象証券について、中央銀行マネーを用いた即時 DVP サービスを提供することである。また、金融機関の流動性負担を軽減するための機能を提供することも特徴として挙げられる。この結果、これまで各国の CSD で区々であったサービスが、より高度な機能を提供する CSD に合わせるかたちで共通化されることとなる。

⁴⁸ 詳細については、T2S User Requirements（ECB、2008 年 7 月）参照。

⁴⁹ T2S Economic Impact Assessment（ECB、2008 年 5 月）参照。

⁵⁰ CCBM2 は、各国中央銀行の担保管理システムを統合するプロジェクトで、①各国中央銀行で異なる担保取得方法（レポや質権設定）に対応している、②各国中央銀行の（証券だけではなく非市場性商品を含む）共通適格担保の全てを対象としている、③担保取引の即時 STP 処理を実現することにより、ユーロシステムの与信オペレーションを迅速化する、といった特徴を有している。遅くとも T2S と同時期（2013 年を予定）の稼働開始を目指している。

第5に、多くの証券決済システムで夜間決済が行われている実情を踏まえ、日中だけでなく夜間決済も行うことである。このため、T2Sでは、1日約20.5時間に亘り決済が可能となる予定である。

4. T2S構想の進捗状況

ユーロシステムは、T2S構想を公表した2006年7月から、約2年間を費やし、市場関係者と活発な議論を行ってきた。

当初は、決済ビジネスに対する影響を懸念するCSDと、コスト削減効果を期待するCSDの参加者との間で意見が分かれていた。しかし、CSDとしても参加者の声を尊重せざるを得ず、ユーロシステムが各国のCSDにT2S構想への参加を呼びかけたところ、大多数が参加の意向を示す結果となった⁵¹。

こうした結果を受け、2008年7月、ECBの政策理事会はT2S構想の実施を決定した。今後は、2013年の稼働開始を目指し、システム開発が進められる。

第3節 リテール決済（SEPA）

1. SEPAとは何か

SEPA（Single Euro Payments Area）プロジェクトとは、国内・クロスボーダーの区別なく、同等の安全性・効率性でユーロのリテール決済を実現しようとするものである。

同プロジェクトは、2001年12月、欧州委員会がEU加盟国内での小口のクロスボーダーの振込等について、国内と同水準の手数料を適用することを定めた規則（Regulation No 2560/2001）を発出したことを受けて本格化した。欧州の銀行業界は小口のクロスボーダー決済のコスト削減の必要に迫られ、2002年6月、この問題に共同で対処するための意思決定・調整機関としてEPC（European Payments Council）⁵²を設立した。

SEPAはEPCが定めた自主規制を通じたプロセスで進められている。

⁵¹ Press release: Launch of the Target2-Securities project（ECB、2008年7月）参照。個別CSDの回答は、ECBホームページ(<http://www.ecb.int/>)から入手可能。

⁵² EPC：2008年7月末現在、69の民間銀行および銀行協会により構成されている。

この間、公的当局は、プロジェクトの進捗状況をモニタリングするほか、こうした資金決済サービスの提供にかかる EU 共通の法的枠組みを整備している（BOX 4-2 参照）。

2. 振込・口座引落にかかる欧州共通ルール

EPC では、各国内・クロスボーダーの資金決済サービスの標準化を目的に、振込・口座引落の実務に関して、①支払指図電文のフォーマットや②所要期間の上限等の共通ルールを定め、参加銀行に対して、同ルールに基づく「SEPA 準拠サービス」（SEPA Credit Transfer、SEPA Direct Debit）の提供を義務付けている⁵³。

クロスボーダー取引と国内取引の格差を解消するにあたっては、サービスの利用範囲が国内に限定されないことが必要となる。このため、EPC は銀行に対して、PE-ACH（Pan-European Automated Clearing House:汎欧州リテール決済システム）を通じて、SEPA 域内のいずれの銀行間でも SEPA 準拠サービスが利用可能な体制を整備するよう求めている。現在、ユーロ銀行協会の子会社 EBA Clearing が運営する STEP2 が PE-ACH として機能しており、同システムを通じて SEPA プロジェクトに参加する銀行の 9 割以上に送金が可能となっている。

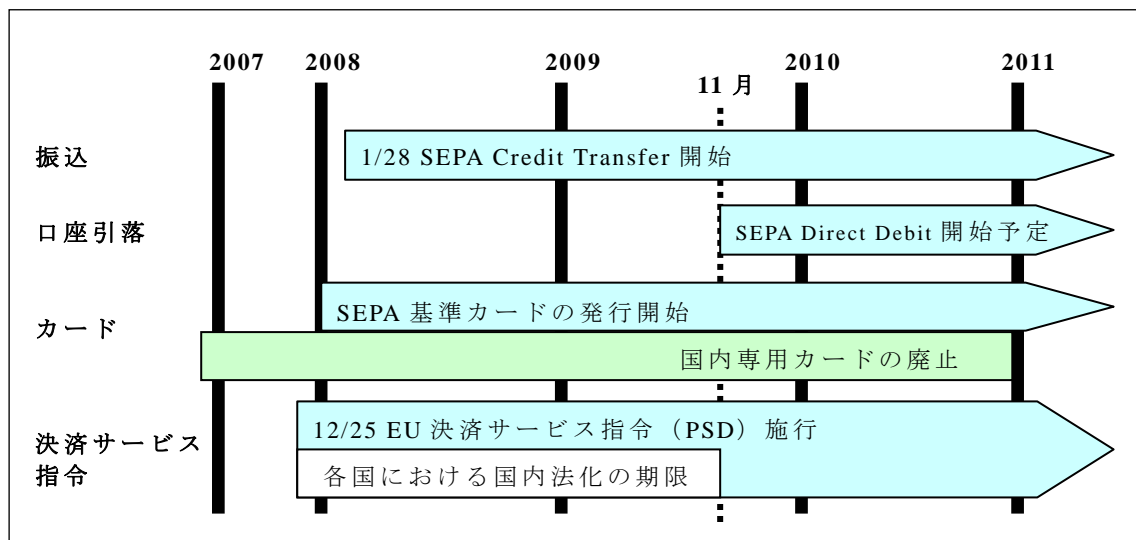
3. カード決済にかかる欧州共通ルール

カードスキーム（クレジットカード、デビットカード、キャッシュカード）に関する枠組み（SEPA Cards Framework）の策定も SEPA プロジェクトの柱の 1 つである。同枠組みは、現在国内に利用が限定されているカードを SEPA 域内で広く利用可能とすることを目的としており、そのために、カード発行主体や加盟店を所在国により区別しないなど、カードスキームが満たすべき原則を定めている。銀行は、2011 年以降、これらの原則を満たすスキーム以外のカードは取り扱わないことが求められているほか、自身の発行するカードについて、スキーム間の提携による相互利用や、国際ブランドとの提携カードの

⁵³ 例えば、銀行間で取り交わされる支払指図電文の共通フォーマット（データ項目、表示形式等）について、①XML 言語（Extensible Markup Language）を使用していること、②これまでクロスボーダー送金にのみ義務付けられていた IBAN（International Bank Account Number：銀行口座番号の国際規格）および BIC（Bank Identifier Code：銀行識別コードの国際規格）の使用を国内送金にも義務付けていること、③最大 140 字の支払明細情報欄の提供を義務付けていることなどが挙げられる。

発行等により、利用範囲を拡大することが期待されている。

図表 4-5 SEPA プロジェクトのスケジュール



【BOX 4-2】EU 決済サービス指令

2007 年 11 月、資金決済サービスにかかる EU 加盟国の共通かつ統一的な法的枠組みとして「決済サービス指令 (Payment Services Directive)」が制定された。同指令は、振込・口座引落、カード決済等の資金決済サービスについて、利用者への情報提供義務や、決済サービス提供主体と利用者との権利義務（無権限取引発生時のサービス提供主体の損失負担、振込完了までの期間短縮、取引未了時の利用者への資金返還など）を定めており、資金決済サービスにおける利用者保護や法的確実性を向上させると同時に、SEPA プロジェクトのもとで導入される共通サービスの法的基盤を築くものである。また、同指令では、決済サービス提供主体として、銀行等とは別に「決済サービス機関 (payment institution)」という類型を新設し、その監督の枠組みを定めている。

EU 加盟国は、2009 年 11 月 1 日までに同指令を国内法化することが求められており、現在、各国において国内法化に向けた作業が進められている。同指令の国内法化は、現行の各国法上の取扱いが区々である口座引落について特に重要であり、SEPA 準拠サービス (SEPA Direct Debit) の本格的な導入は各国の国内法化が完了したあとになるとみられている。

第 4 節 おわりに

決済システムの統合・調和に向けた TARGET2、T2S、SEPA のプロジェクトは、欧州単一金融市場の実現に向けた環境整備を進めることによって、市場参加者や各決済システムにも様々な影響を及ぼすものと考えられる。

3 つのプロジェクトは、いずれも、域内クロスボーダー取引のための決済インフラを整備し、そのコストを国内取引と同水準に削減するものである。このため、大口資金決済および証券決済のインフラの利用者である金融機関にとっては、ユーロ建て資金・証券を集中的に管理するための環境が整備されることになる。すなわち、金融機関は、これまで域内各国の支店等を通じて、各国の決済システムにそれぞれ参加していたが、域内のクロスボーダー決済と国内決済の区別がなくなることで、決済事務や流動性管理を単一の拠点から行うことが可能になる。リテール決済においても、SEPA の実現により、利用者である企業や個人は、各国の銀行にそれぞれ口座を開設する必要性が低くなり、域内の決済口座を集約することが可能となる。

今後の決済ビジネスの展開についても、欧州の動向は注目される。すなわち、TARGET2 の開始により、各国の RTGS システムは単一プラットフォームに統合された。証券決済においては、T2S の実現により、各国 CSD 決済業務が単一プラットフォームに集約される。この結果、コア・ビジネスである決済業務を失う各国の CSD は、今後、どのような分野に注力していくのか、その戦略の見直しを余儀なくされている。他方、SEPA プロジェクトでは、インフラの統合ではなく、各国サービスの共通化と、インフラ間の提携やサービス提供地域の拡大というアプローチがとられている。このため、今後、リテール決済システムやカードスキームの提携・統合がどのように進んでいくかにも注目が集まっている。

さらに、欧州における一連の動きは、決済インフラやサービスの共通化を契機として、様々な機能の高度化や制度の充実が図られているという面でも注目に値する。日本銀行としても、こうした欧州決済システムの統合が持つインプリケーションをフォローし、わが国の決済インフラの整備等の参考としていくこととしたい。

第2章 中央銀行によるオーバーサイトの枠組みの整備に関する米英の動向

1. はじめに

各国中央銀行は、決済システムが安全で効率的に機能するよう、そのモニタリング、評価を行い、必要な改善の働きかけを行っている。これは「オーバーサイト」と呼ばれ、各国中央銀行に共通の役割の1つと理解されており⁵⁴、決済システムに関する国際基準においても言及されている⁵⁵。中央銀行による決済システムのオーバーサイトは、信頼される交換手段となるマネーの発行、金融および通貨の安定の維持を含む、中央銀行の責務と密接な関連を有するものである。

近年、BIS・CPSS⁵⁶の参加国等においては、こうした中央銀行によるオーバーサイトについて、法律上の位置付けの明確化等を行う動きがみられている。過去十年あまりの間に、例えば、カナダ（1996年制定）、オーストラリア（1998年、2001年制定）、香港（2004年制定）、シンガポール（2006年制定）のほか、EU諸国（フランス＜2001年制定＞、ルクセンブルク＜2001年制定＞、ベルギー＜1998年、2002年制定＞）やスイス（2003年制定）において、中央銀行のオーバーサイト権限の法定・強化等が行われてきた⁵⁷。

こうした中、米英のこれまでの状況についてみると、米国では、Fed（Federal Reserve：連邦準備制度）のオーバーサイト権限について、連邦準備法等に明文の規定が置かれているわけではない。また、英国では、BOE（Bank of England：イングランド銀行）が資金決済システ

⁵⁴ BIS・CPSSによる報告書「中央銀行による決済システムのオーバーサイト（Central bank oversight of payment and settlement systems）」（2005年5月）は、オーバーサイトを「既存または計画中のシステムのモニタリング、安全性と効率性という目的に照らした評価、必要に応じたシステム改善の働きかけを通じた、安全性と効率性という目的達成に向けた中央銀行の機能」と定義している。

⁵⁵ CPSS「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」（2001年）、CPSS/IOSCO「証券決済システムのための勧告」（2001年）、CPSS/IOSCO「清算機関のための勧告」（2004年）。

⁵⁶ BIS・CPSS（支払・決済システム委員会）は、中央銀行が支払・決済の仕組みの動向をモニタリング・分析し、関連する政策課題を検討するためのフォーラム。日本銀行を含む15中央銀行が参加し、事務局はBISが務めている。

⁵⁷ 日本銀行による決済システムのオーバーサイトは、決済システムの設計や運営の問題が原因となって金融システムの安定が脅かされるような事態になることを防止し、わが国の決済全体の安全性・効率性を確保することを目的とするものである。日本銀行法第1条第2項に日本銀行の目的の1つとして定められた「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する」ものとして実施している（日本銀行「決済の分野における日本銀行の役割—決済手段・決済システムの提供とオーバーサイト—」＜2002年9月＞）。

ム（および証券決済システムの資金決済スキーム）のオーバーサイトを行っているが、BOEによるオーバーサイトは、財務省・BOE・FSA（Financial Services Authority：金融サービス機構）の間で締結されたMOU（覚書）に基づくものであり、明確な法律上の規定によるものではなかった。

2008年入り後、両国においては、サブプライムローン問題の発生等も踏まえた金融システムの監督等のあり方を巡る議論がなされているが、その中で、中央銀行の決済システムに対するオーバーサイト権限の法定・強化に向けた提案等もなされている。以下では、その概要を紹介する。

2. 米国

米国財務省が2008年3月に公表した金融規制制度見直しに関する提案“Blueprint for a modernized financial regulatory structure”においては、「中期の勧告」（Intermediate-Term Recommendations）の1つとして、決済システムに関する勧告がなされている。

当該勧告では、①米国の主要な決済システムは一般に統一的で、専用に設計された包括的な規制システム（regulatory system）に服しておらず、その規制がシステム毎に異なる（idiosyncratic）ものとなっていること、②決済システムの規制およびオーバーサイト（regulation and oversight）は、マネーの発行、信頼される交換手段の提供、金融および通貨の安定の維持といった、Fedを含む中央銀行の中核的な責務と密接に関連していること、③大規模な決済システムが金融およびオペレーション上のリスクを管理することは極めて重要であること等を踏まえ、概略、以下のような提案がなされている。

- ・ 決済システムに関する連邦免許を創設する。
- ・ 連邦免許の対象となる決済システムは、米国の金融システムおよび経済にシステミックな重要性を有する決済システムに限る。
- ・ Fedは、システミックに重要と判断した決済システムに対し、免許を付与し、規制し、監督を行う（charter, regulate and supervise）。Fedは、このようなシステムを指定する広範な裁量と権限を有する。
- ・ Fedは、主導的な権限を付与されるとともに、必要に応じて連邦

や州の関係機関と調整を行う責務も負う。Fedを連邦免許の付与された決済システムの第一義的な規制機関（primary regulator）とするが、システムの性格によっては、その他の連邦機関が重要な役割を有することもあり得る（例えば、証券取引委員会＜SEC：Securities and Exchange Commission＞など）。

- ・ Fedは、システミックに重要な決済システムの安全性と効率性の確保を目的とした規制基準（regulatory standards）を策定する権限を有する。
- ・ Fedは、主導的な規制機関（lead regulatory agency）として、システミックに重要な決済システムに対し立入調査を実施し、報告を受けける権限を有する。また、Fedは、例えば、業務停止命令や罰金等を通じて、こうしたシステムに対し、関連法、規則、基準の遵守を義務付ける権限を有する。

3. 英国

英国では、財務省・BOE・FSAが2008年1月に公表した金融システムの安定にかかるとする市中協議ペーパー“Financial stability and depositor protection: strengthening the framework”において、資金決済システムのオーバーサイトに関する明確で強固な枠組みを設けることが提案された。その後、市中からの意見を踏まえ、2008年7月に公表された市中協議ペーパー“Financial stability and depositor protection: further consultation”では、BOEに資金決済システムのオーバーサイト権限を一元化することが提案された。同ペーパーにおける提案内容の概要は、以下のとおりである。

- ・ BOEを、システミックまたはシステムワイド⁵⁸に重要であると認定された資金決済システム（recognised payment systems）のオーバーサイトを行う単独の主体とする。
- ・ 資金決済システムの認定は、BOEと財務省による情報交換のあと、両者の合意に基づき財務省が認定する。
- ・ 資金決済システムの認定にあたっては、取引件数・金額、取引の

⁵⁸ あるシステムを通じて決済される金額がシステミックな懸念を生じさせるほど大きくなくても、特に支払いを行う代替手段が準備されていない場合には、システムのオペレーショナルな障害や不具合によって、なお広範な混乱は生じ得る。こうしたシステムワイドなリスクは、広範に利用される資金決済システムに関しては生じ得る。

性質、他のシステムによる代替可能性、他のシステムとの関係、BOEの金融政策に利用されているかどうかといった点を含む多くの基準を考慮のうえ、当該資金決済システムがシステムミックまたはシステムワイドに重要かどうかを判断する。

- BOEは、認定された資金決済システムが遵守すべき原則（principle）および実施基準（code of practice）を公表する。
- BOEには、情報徴求（認定されていない資金決済システムを含む全ての資金決済システムおよびインフラ提供主体が対象）、システムの規則のレビュー、改善指示、経営・オペレーションに関する専門家報告の取得、問題点の公表、罰則の適用、経営陣の解任、一部業務の停止やシステムの閉鎖、立入検査（インフラ提供主体に対するものも含み、BOEが検査人を指名）に関する権限が付与される。
- BOEは、認定された証券決済システム（recognised clearing houses）に組み込まれた資金決済スキーム（embedded payment systems）のオーバーサイトを引き続き行う。

このような新たなオーバーサイトの法的枠組みについては、他の事項と併せ市中協議が9月中旬まで行われたあと、関連法案が議会で審議されているところである。

付 属 論 文

決済システムの相互依存関係 (system interdependencies) について —— CPSS 報告書とそのインプリケーション ——

企画局兼決済機構局
浜野 隆

はじめに

約定から決済に至る金融取引のプロセスにおいては、LVPS (Large Value Payment System : 大口資金決済システム)、CCP (Central Counterparty : 清算機関) および CSD (Central Securities Depository : 証券集中保管機関) といった決済システムが様々なかたちで相互に結びつきを有することが多い。こうした結びつきは、DVP 決済 (証券と資金の同時受渡) や STP 化¹ といった決済リスクの削減に向けた取組みや IT 技術の発展を受けて、より強まる傾向にある。また、金融機関のコングロマリット化、特定の金融機関への決済業務の集中化とそのもとでの階層化や決済関係業務 (IT 業務等) のアウトソース化の進展といった現象を受けて、大手の金融機関やサービス業者が複数の決済システムにおいて重要な役割を担うに至っている。このため、こうした金融機関やサービス業者を介して、決済システムの間接的な結びつきが生じる例も多くなってきている。さらに、金融取引のグローバル化や、これを受けたクロスボーダー・レベルの決済システムの統合・連携²により、決済システムの直接・間接の結びつきは、クロスボーダー・レベルでも生じてきている。

BIS 支払・決済システム委員会 (CPSS) では、こうした相互依存関係の存在・強まりが決済システムにもたらす影響を分析し、リスク管理面の課題につい

¹ STP (Straight Through Processing) とは、金融取引の約定から決済に至る一連の処理を、システムを連動させることによって、人手を介さずにシームレスに行うことをいう。

² 例えば、欧州では、ユーロクリア (ベルギー所在の国際証券集中保管機関 <ICSD>) がオランダ、ベルギー、フランスおよび英国の CSD との合併・買収により、国境を越えた CSD の経営統合を行った (~2006 年) ほか、クリアストリーム (旧セデル。ルクセンブルグ所在の ICSD) とドイツ取引所グループ (ドイツの取引所・CCP および CSD) の合併により取引から清算・決済を一貫して取り扱うグループが形成されている (2002 年)。また、米国においても、DTC (Depository Trust Company。株式等の CSD)、NSCC (National Securities Clearing Corporation。株式等の CCP)、FICC (Fixed Income Clearing Corporation。国債等の CCP) の経営統合が行われている (~2003 年)。

て検討するためにワーキング・グループを設置し、その検討結果を「決済システムの相互依存関係（原題：The interdependencies of payment and settlement systems）」と題する報告書により公表した（2008年6月）³。

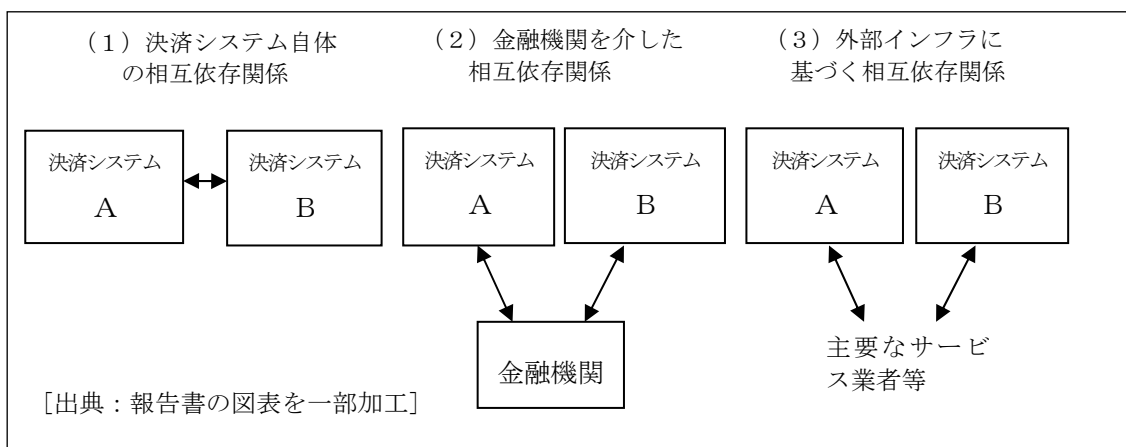
同報告書は、決済システムの結びつきから生じる相互依存関係（system interdependencies）の現状とそれが決済システムの安定性に与える影響等进行分析したうえで、決済システムの関係者（決済システムの運営者、金融機関およびサービス業者）に向けて、相互依存関係の存在・強まりがもたらすリスク管理面の課題への対応のあり方を提言している。また、同報告書は、決済システムの効率性・安定性の向上に向けた各国の中央銀行やCPSSの取組みについても基本的な着眼点を示している。以下では、同報告書の概要を紹介するとともに、わが国の決済システムに対するインプリケーションについて解説する。

1. 決済システムの相互依存関係の類型

CPSSのワーキング・グループでは、CPSS諸国（G10諸国および香港、シンガポール）の重要な決済システム（LVPS、CCP、CSD）をリストアップし、各決済システム間の相互依存関係の現状に関するサーベイ調査を行うとともに、世界的に、あるいは各国の決済システムにおいて重要なウエイトを占める大手金融グループ（40先）を対象としてアンケート調査を行った。その調査結果を踏まえて、報告書では、決済システム間の相互依存関係を以下の3つの類型に分類している（図表1参照）。

³ 国際決済銀行（BIS）のホームページ（<http://www.bis.org/>）には同報告書の全文が掲載されている。日本銀行は、同報告書の要旨の日本語仮訳を作成し、ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）に掲載している。

(図表 1) 決済システムの相互依存関係の種類



(1) 決済システム自体の直接の相互依存関係 (system-based interdependencies)

この類型は、決済システム同士が直接的に結びつく類型であり、①資金決済面、②証券決済面、③オペレーション面、④リスク管理面など、様々な目的・機能による結びつきがみられる。

①資金決済面の結びつきの例としては、DVP 決済のための CSD と LVPS のリンク（例えば、証券保管振替機構のシステムは日銀ネット当預系と接続している）や民間資金決済システムの決済尻を中央銀行の RTGS システムで決済する場合（例えば、全銀システムの決済尻の最終決済は日銀ネット当預系を通じて行われる）などがある。②証券決済面の結びつき例としては、CCP と CSD との間のリンク（例えば、日本国債清算機関は日銀ネット国債系に直接参加している）などが挙げられる⁴。③オペレーション面の結びつきは、決済システムの運営を他の決済システムに委託するような場合に生じる（例えば、外為円決済制度の決済にかかる事務処理は日本銀行に委託されており、参加者間の決済は日銀ネット当預系を利用して行われる）。④リスク管理面の結びつきは、ある決済システムの規則において、他の決済システムにおける決済債務の不履行をデフォルト事由とするクロス・デフォルト条項を設けているような場合に生じる。

⁴ わが国の決済システムの資金決済・証券決済の仕組みについては、「決済システムレポート 2005」を参照。

クロスボーダー・レベルの資金決済面の結びつきの例としては、各国中央銀行の RTGS システムに接続して異なる通貨間の同時決済（PVP<payment versus payment>）を行う CLS システムが挙げられる⁵。また、証券決済面の結びつきの例としては、クロスボーダーの証券決済のための国境を越えた CSD 間のリンク（例えば、米国 DTC とカナダ CDS との間のクロスボーダー・リンク）が挙げられる⁶。

（２）金融機関を介した相互依存関係（institution-based interdependencies）

この類型は、複数の決済システムの共通の参加者である金融機関を介して、決済システム同士が間接的に結びつく類型である。

主要国においては、大手銀行等の主要な金融機関が、複数の決済システムの直接参加者として決済件数・金額について大きなシェアを占めている場合が多い。また、これらの主要な金融機関は、間接参加者の委託を受けて、コルレス銀行やカストディアンとして決済業務を代行したり、決済銀行として、制度参加者のために決済システムとの間で資金の受払いを行う場合が少なくない（資金決済面・証券決済面の結びつき）。CPSS 諸国の主要な資金決済システムにおける上位参加者 5 先の資金決済金額のシェア（図表 2）をみると、比較的少数の先（主要な金融機関）に資金決済業務が集中する傾向がみられる。

また、こうした主要な金融機関は、流動性供給銀行として複数の決済システムのリスク管理面で重要な役割を担っている場合が少なくない（リスク管理面の結びつき）⁷。このような場合、主要な金融機関に生じた混乱が複数の決済システムに同時に波及する、あるいは、ある決済システムに生じた混乱が

⁵ CLS システムの運営者である CLS 銀行（米国ニューヨーク所在）は、各国の中央銀行に資金口座を開設し、これらの口座を通じて 17 種類の通貨の同時決済を行う。CLS システムの決済の仕組みについては、「決済システムレポート 2005」を参照。

⁶ カナダ CDS（Canadian Depository for Securities、株式・国債等の CSD）は、米国 DTC（株式等の CSD）および NSCC（株式等の CCP）との間で、New York Link および DTC Direct Link と呼ばれる 2 種類のクロスボーダー・リンクを構築しており、それぞれ株式を中心とした業者間の OTC 取引、機関投資家取引のために利用されている。CDS は、NSCC の清算参加者、DTC の参加者として、NSCC および DTC に口座を開設し、CDS の参加者に当該口座を利用させている。これにより、CDS の参加者は米国に営業拠点を設けることなく、DTC や NSCC のサービスが利用可能となる。

⁷ 時点ネット決済を行う決済システム等においては、制度参加者の不払いに備えた流動性供給スキームを備えており、主要な金融機関が流動性供給銀行として不払参加者の決済債務の立替払いをするかたちで決済を完了させる。

主要な金融機関に波及し、それがさらに他の決済システムに波及するといったかたちで、決済システムの間で間接的な相互依存関係が生じることとなる。

(図表 2) 主要国の「システミックな影響の大きい資金決済システム」⁸における上位参加者と「大手金融グループ」の決済金額のシェア (単位: %)

		上位参加者 5 先* ¹	大手金融グループ* ²
		2006 年	2007 年 12 月
日 本	日銀ネット当預系	37* ³	47
日 本	全銀システム	64* ³	n.a.
日 本	外為円決済制度	75* ³	n.a.
米 国	CHIPS	63	64
米 国	Fedwire Funds	54	54
英 国	CHAPS	76	64
フランス	TBF	61	67
フランス	PNS	78	72
ドイツ	RTGSplus	51	56
イタリア	BI-REL	51	46
カナダ	LVTS	77	87
香 港	HKD CHATS	51* ³	61
シンガポール	MEPS+	52	54
スウェーデン	RIX	86	57
スイス	SIC	70	60
ベルギー	ELLIPS	91	n.a.
オランダ	TOP	72	69

*1 グループ全体（持株会社単位）のシェア。

*2 報告書の作成に当たりアンケート調査を行った大手金融グループ 40 先のシェア。

*3 2007 年 12 月中のシェア。

[出典：報告書の図表を一部加工]

さらに、国際的に活動する主要な金融機関が各国の決済システムに参加して、同様の重要な役割を担う場合には、こうした間接的な相互依存関係が、クロスボーダー・レベルでも生じることとなる。CPSS 諸国の資金決済システムにおける「大手金融グループ」（報告書の作成にあたりアンケート調査を行った

⁸ 「システミックな影響の大きい資金決済システム」は、資金決済システムに関する国際基準である CPSS 「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル (Core Principles for Systemically Important Payment Systems)」の適用対象となる資金決済システムであり、各国の LVPS 等がこれに該当する。

世界的な金融グループ 40 先) のシェア (図表 2 参照) は、主要な金融機関を介したクロスボーダー・レベルの相互依存関係の存在を示唆している。

(3) 外部インフラに基づく相互依存関係 (environmental interdependencies)

この類型は、決済システムが利用する外部インフラの提供者 (主としてサービス業者) などを介して、決済システムが間接的に結びつく類型である。

サービス業者の典型的な例としては、通信ネットワーク業者等の IT サービス業者が挙げられる。決済システムは、参加者である金融機関との間の通信回線や決済業務のためのコンピュータ・システムの開発・運営を外部の IT サービス業者に委託 (アウトソース) する例が一般的であるが、こうしたアウトソース先は、比較的少数の IT サービス業者に集中していることが少なくない。このような場合、サービス業者に生じた問題が当該業者を利用する複数の金融機関や決済システムに同時に波及するといったかたちで、決済システムの間で間接的な相互依存関係が生じることとなる。

海外においては、SWIFT (ベルギーに本拠を置く通信ネットワーク業者) が重要なサービス業者の典型例である。SWIFT では、決済システムとその参加者の間のほか、決済システム間・金融機関間の通信ネットワークとして広く利用されており、世界的に大きなシェアを占めている。また、CPSS 諸国の一部 (特にフランス、イタリア、スイス) においては、複数の国内決済システムが、国内において大きなシェアを占めている少数の IT サービス業者に依存している。こうした IT サービス業者も重要なサービス業者の例である。

2. 相互依存関係の存在・強まりの影響と課題

(1) 相互依存関係の存在・強まりの影響

決済システム間の相互依存関係の存在・強まりは、決済リスク削減のための仕組みを導入したことにより作り出された面もある。例えば、DVP 決済（元本とりはぐれリスクの削減）、PVP 決済（外為決済リスクの削減）や決済システム間のシステム連動による STP 化（決済業務の効率化、オペレーショナル・リスクの削減）等は、決済にかかる主要なリスクの削減に寄与してきた。

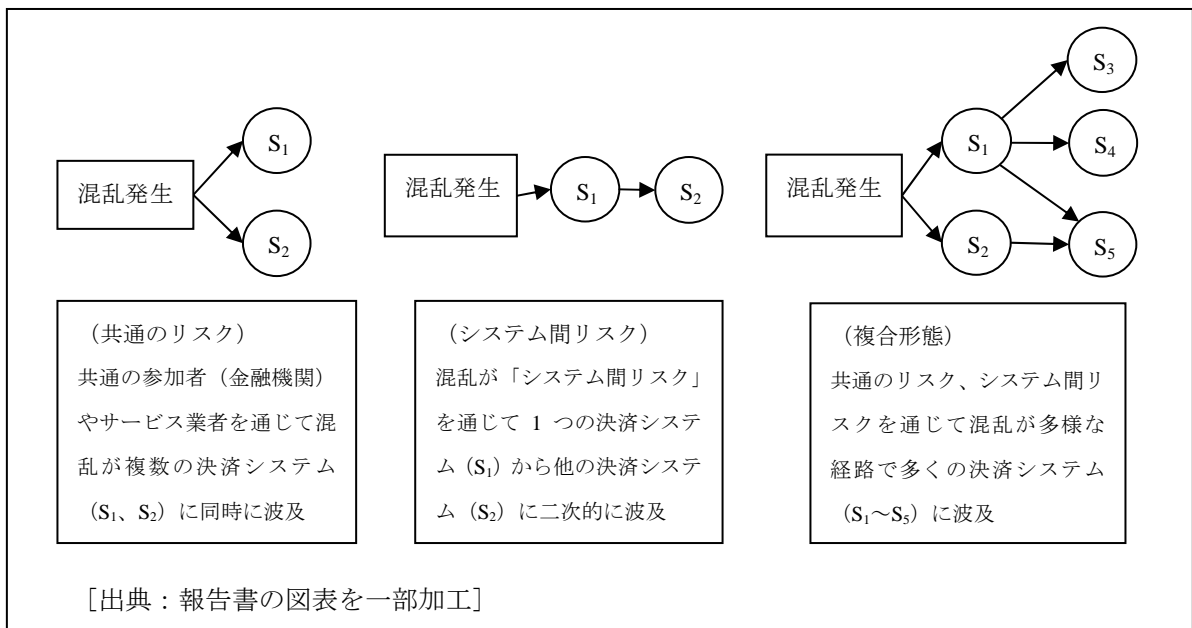
そうしたもとの、1 つの決済システムで生じた問題が、他の決済システムに次々と波及するリスク、すなわち「決済システム間リスク（cross-system risk）」が生まれてきている。こうしたリスクは、特に、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクにおいて顕著である⁹。また、決済システム間リスクは、相互依存関係において重要な地位を占める決済システム、金融機関およびサービス業者に集中してきている。

決済システム間リスクが存在する場合には、混乱が 1 つの決済システムから他の決済システムへと拡張的に伝播していく可能性が生じる。また、ある決済システムが、他の決済システム、参加者（金融機関）やサービス業者に共通して依存している場合には、混乱が多く決済システムに同時に波及する可能性が生じる。さらには、1 つの決済システムで生じた問題が、他の決済システムのみならず、当該決済システムに依存している金融市場取引にまで影響を及ぼす可能性がある¹⁰。このように、決済システムの相互依存関係は、いくつかの経路を通じて、混乱が金融システム全体により広範囲かつ迅速に伝播していく可能性を高めると考えられる（図表 3 参照）。

⁹ 例えば、CLS システムの導入により、外為決済にかかるリスク（いわゆるヘルシュタット・リスク）が削減された一方で、CLS を介して各国の RTGS システム（中央銀行の運営する LVPS）にオペレーショナル・リスクが波及するといった問題が生じている。

¹⁰ 例えば、短期金融市場における取引（無担保オーバーナイト・ローンやレポ取引）は、資金の決済やマージンの授受、担保となる証券の受払いのために、LVPS や CSD に依存しているため、これらの決済システムに混乱が生じた場合、特に、決済サイクルの比較的短い市場の機能が影響を受けやすいと考えられる。

(図表 3) 相互依存関係を通じたリスクの波及経路



(2) 相互依存関係の存在・強まりがもたらす課題

決済システムの相互依存関係は、1つの決済システムで生じた混乱を他の決済システムへより広範囲かつ迅速に伝播させる可能性を高めるが、混乱が発生した場合に、混乱が波及するか否か、またどのように波及するかは、決済システムや参加者（金融機関）の対応如何によって大きく影響される。また、決済システムや参加者（金融機関）のリスク管理策は、決済システム間で混乱が波及していくことを防止・抑制するために役立つと考えられる。

このため、相互依存関係を通じて、混乱が多くの決済システムの間を迅速に伝播していく可能性が高まっている状況に対処するには、決済システム、参加者（金融機関）およびサービス業者のリスク管理の取組みをこうした状況に適応させることが重要となる。

これを受けて、報告書は、決済システムの関係者（決済システムの運営者、金融機関、サービス業者）が、以下の3つのリスク管理面の課題に対処する必要があると指摘している。

- ① 決済システムの関係者には、他の関係者への影響を踏まえた、より広範囲のリスク管理策の採用が求められる。
- ② 相互依存関係の中で重要な位置を占める関係者には、自らの役割に応じた、より強固なリスク管理策が求められる。
- ③ 多くの関係者に影響する混乱の抑止・管理のためには、相互依存関係を有する関係者間における協調行動が求められる。

3. 相互依存関係の存在・強まりがもたらす課題に対応するための取組み

(1) 決済システムの関係者の行動と中央銀行の役割

報告書は、決済システムの関係者（決済システムの運営者、金融機関およびサービス業者）が上述のリスク管理面の3つの課題に対応するための行動を推奨するとともに、これらの行動を補完するために、中央銀行その他の公的当局が果たすべき役割を示している。

(課題) 広範囲のリスク管理

(推奨される行動)

決済システムの運営者、参加者（金融機関）およびサービス業者は、相互依存関係を通じて他の関係者から伝播し、あるいは、他の関係者に伝播するリスクについて定期的に点検する。

(中央銀行の役割)

中央銀行は、相互依存関係が、自らがオーバーサイトを行っている決済システムに対していかなる影響を及ぼすかを明確に理解する。

これは、相互依存関係を通じて、決済システム間で混乱が伝播し得ることを踏まえ、決済システムの関係者が、自らの直接のオペレーションやエクスポージャーにとどまらない広い視野にたったリスク管理を行うとともに、相互依

存関係の中において自らが果たす役割を理解することを提言したものである。具体的には、各関係者が、決済システム、金融機関、サービス業者および金融市場のうち、①自らの通常の清算・決済の遂行に不可欠なもの、②自らが予定通りのサービスの提供や決済を行えなくなった場合に大きな影響を受けるものを認識するとともに、関係者間で伝播するリスクの性質を理解することが求められる。

(課題) 関係者の役割に応じたリスク管理策

(推奨される行動)

決済システムの運営者、参加者（金融機関）およびサービス業者は、自らのリスク管理策が相互依存関係を通じて他の関係者から伝播し、あるいは、他の関係者に伝播するリスクに応じたものとなっているか、定期的に評価する。

(中央銀行の役割)

中央銀行は、自らのポリシーが、相互依存関係のもたらすリスクに適切に対応するインセンティブを当該ポリシーの名宛人に与えるものであるかどうか点検する。銀行監督者、証券監督者その他の公的当局は自らが関係する分野において、同様の方策をとることを希望することが考えられる。

これは、相互依存関係において重要な地位を占める決済システムの関係者が、強固なリスク管理策を備え、それを定期的に点検することを提言したものである。具体的には、各関係者が、自らのリスク管理策が相互依存関係により生じるリスクに即応したものであるか、自らのリスク管理策が、混乱の回避・抑制により、相互依存関係を通じたリスクの伝播の蓋然性を低めることができるものかどうかを点検することが求められる。

(課題) 広範囲の調整

(推奨される行動)

決済システムの運営者、参加者（金融機関）およびサービス業者は、自らの危機管理策が、相互依存関係を有する関係者間の実効的な協調を確保できるかどうか定期的に点検する。

(中央銀行の役割)

中央銀行は、他の中央銀行や関係当局との協力関係が、相互依存関係により求められる調整面の課題に十分に対応したものであるかどうかを点検する。

決済システム間で混乱が生じた場合に、その波及に実効的に対応できるか否かは、相互依存関係を有する関係者間の情報交換やこれらの関係者の行動に左右される面が大きい。この提言は、こうした点を踏まえて、関係者間のリスク管理および危機管理に関する広範囲の協調行動の重要性を示したものである。具体的には、各関係者が、自らの危機管理策が相互依存関係を有する他の関係者や中央銀行その他の公的当局との間のコミュニケーションを確保しているか、業務継続計画を含む危機管理策が相互依存関係を有する全ての関係者間で定期的にテストされているか等を点検することが求められる。

(2) CPSS における国際的な取組み

CPSS では、(1) で述べた課題への取組みを補完する観点から、国際的な取組みを進めていくこととしており、報告書において、以下の活動を例示している。

- ・ 主要な決済システムにおけるオペレーショナル・リスクの管理のための取組状況を点検するとともに、相互依存関係を有する関係者間の BCP 訓練等の取組みを推進すること。
- ・ 緊急時における取組みも含めて、中央銀行の流動性供給の柔軟性を高める

観点から、決済および担保の受払いのための仕組みについて研究すること。

- ・ CPSS が資金決済システム、証券決済システムおよび清算機関を対象として策定した国際基準¹¹の中のオペレーショナル・リスクに関する基準の整合性を確保するとともに、これらの国際基準を相互依存関係の強まりに即したものとするため、必要に応じて、当該基準またはその解釈指針の見直しを行うこと。
- ・ バーゼル銀行監督委員会と協働して、同委員会の「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」（2000年公表）の見直し作業の一環として、健全な日中流動性の管理のあり方について検討すること¹²。

4. おわりに

わが国においては、日本銀行による日銀ネットの RTGS 化、次世代 RTGS プロジェクトや証券決済制度改革の進展といった決済システムの安全性・効率性の向上に向けた取組みを通じて、日銀ネットや証券保管振替機構を中心とした決済システムの直接の相互依存関係（資金決済面および証券決済面）が強まってきている（図表 4 参照）。

また、主要国と同様に、一部の大手金融機関への決済業務の集中化・階層化、IT サービス業者等に対するアウトソースの進展といった傾向がみられることから、金融機関やサービス業者を通じた間接的な相互依存関係も強まる傾向にあると考えられる。なお、わが国の決済システムは、他の主要国と比べて海外の決済システムとの直接の結びつきは比較的少ないものの¹³、将来におい

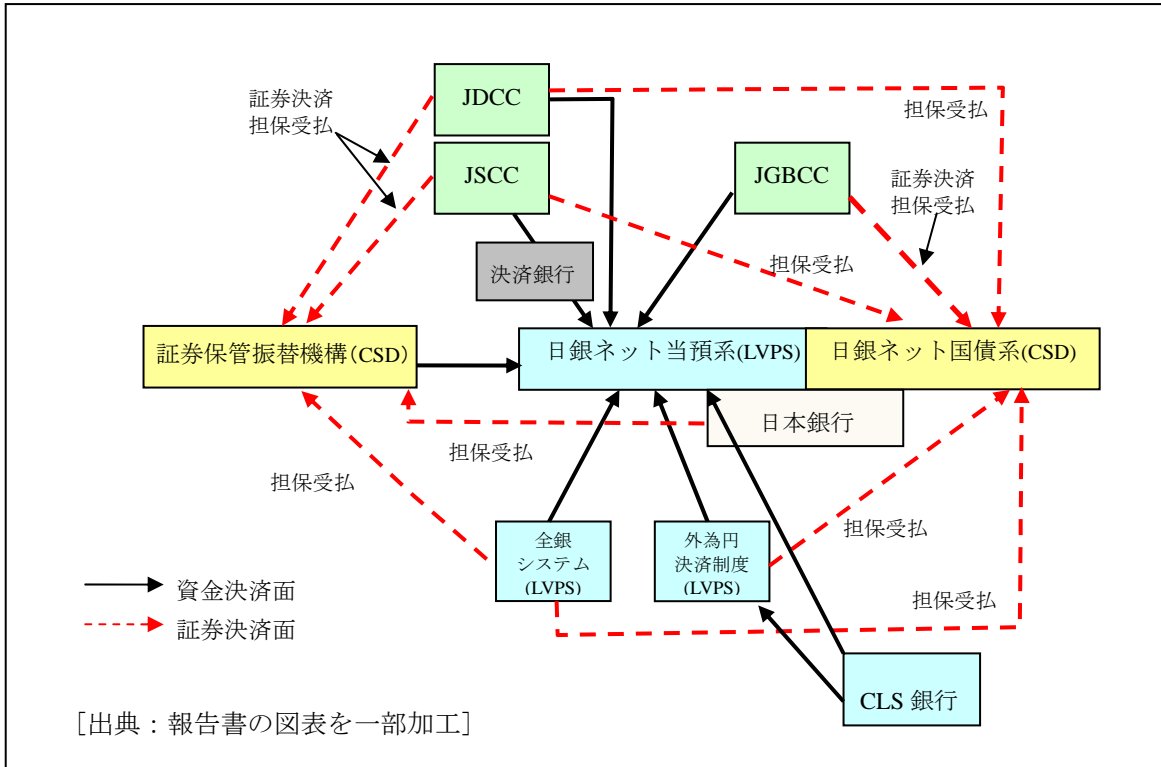
¹¹ CPSS「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」、CPSS・IOSCO「証券決済システムのための勧告」および CPSS・IOSCO「清算機関のための勧告」は、決済システムの効率性・安全性に関する評価のための規準（ミニマム・スタンダード）として広く活用されており、各国の中央銀行による決済システムのオーバーサイトの指針として採用されている。これらの国際基準の位置付け・役割については、「『証券決済システムのための勧告』に基づくわが国の国債決済制度の自己評価—決済システムに関する国際基準の適用—」（本決済システムレポート所収）を参照。

¹² バーゼル銀行監督委員会が市中協議を経て策定・公表した「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」（2008年9月）には、新たに日中流動性のリスク管理に関する原則が盛り込まれている。同原則の立案は、バーゼル銀行監督委員会と CPSS の合同作業グループにより行われた。

¹³ 海外の決済システムとの直接的な結びつきとしては、CLS 決済のための CLS 銀行と日銀ネット当預系お

ては、クロスボーダー・レベルの相互依存関係の発生・強まりも予想される¹⁴。

(図表 4) わが国の決済システムの相互依存関係の現状



報告書は、決済システムの相互依存関係の存在・強まりのもたらす課題に対処するための一連の行動を推奨するとともに、中央銀行その他の公的当局の果たすべき役割を示しており、わが国の決済システムの効率性・安全性の向上に向けた取組みに重要な視座を与えるものといえる。

わが国においては、決済システムの数が比較的多いこともあり、決済システムの関係者や日本銀行その他の公的当局により、従来から、決済システム間の多種・多様な結びつきを踏まえた検討・取組みが行われてきているが、報

よび外為円決済制度との間の資金決済面の結びつきが挙げられる (図表 4 参照)。また、証券保管振替機構は、東京証券取引所・大阪証券取引所に上場された外国株等の決済 (外国株券等保管振替決済制度) のためにいくつかの海外 CSD に口座を開設している。

¹⁴ 例えば、証券保管振替機構は、同機構の運営する決済照合システムと米国 Omgeo 社の提供する照合インフラ (Oasys Global) との接続を開始したほか (2006 年 10 月)、海外 CSD との直接リンクや決済照合システムと SWIFT のネットワークの直接接続を展望して、SWIFT との間で検討作業のための覚書を締結している (2007 年 10 月)。

報告書の成果を活かして、今後とも、決済システムの相互依存関係の現状・変化を見極め、それがもたらすリスク管理面の課題を認識し、必要な対応を行うことが求められる。また、決済システムの相互依存関係の中核に位置する重要な関係者については、報告書の提言を踏まえ、その役割に応じたリスク管理面の課題への取組みが期待される。

以 上

**「証券決済システムのための勧告」に基づく
わが国の国債決済制度の自己評価
——決済システムに関する国際基準の適用——**

**企画局兼決済機構局
浜野 隆**

はじめに

日本銀行は、CPSS（支払・決済システム委員会）¹およびIOSCO（証券監督者国際機構）²の策定した「証券決済システムのための勧告」（Recommendations for Securities Settlement Systems）」（以下、「証券勧告」という）に基づくわが国の国債決済制度（国債取引の照合・清算・決済に関する仕組み）の自己評価を行い、その結果を2007年11月に公表した³。

証券勧告は、CPSS および IOSCO により設置された専門委員会が2001年に公表した「証券決済システム（Securities Settlement Systems）」に関する国際基準である。

CPSS では、証券勧告のほかに、資金決済システムに適用される「システムミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル（Core Principle for Systemically Important Payment Systems）」（以下、「コア・プリンシプル」という）および清算機関に適用される「清算機関のための勧告（Recommendations for Central Counterparties）」（以下、「清算機関勧告」という）を策定している（図表1）。これらの国際基準は、決済システムの効率性・安全性に関する評価のための規準として広く活用されており、各国の中央銀行による決済システムのオーバーサイトの指針として採用されているほか、

¹ 支払・決済システム委員会（Committee on Payment and Settlement Systems）は、G10 諸国の中央銀行が決済システムの動向をモニター・分析し、関連する政策課題を検討するフォーラム（事務局：国際決済銀行〈BIS〉）。

² 証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions）は、世界各国の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際機関。証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールを策定等を行っている。

³ 日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）を参照。

IMF・世界銀行のFSAP（金融セクター評価プログラム）⁴等の国際機関による外部評価の基準としても採用されている。

（図表1）決済システムに関する国際基準

国際基準	適用対象	公表年
システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル （Core Principles for Systemically Important Payment Systems）	資金決済システムのうちシステミックな影響の大きいもの（いわゆるSIPS）	2001年
証券決済システムのための勧告 （Recommendations for Securities Settlement Systems）	証券決済システム（主としてCSD）	2001年
清算機関のための勧告 （Recommendations for Central Counterparties）	セントラル・カウンターパーティ（清算機関）	2004年

以下では、日本銀行によるわが国の国債決済制度の自己評価を例として、決済システムに関する国際基準の位置付け、主要国の中銀におけるCPSSの国際基準の適用・運用の状況について解説する。なお、わが国では、日本銀行が日銀ネット当預系（2003年）について⁵、全国銀行協会が全銀システム（2001年）、外為円決済制度（同）および東京手形交換所（同）について⁶、それぞれコア・プリンシプルに基づく自己評価の結果を公表しているほか、ほふりクリアリングが清算機関勧告に基づく自己評価の結果を公表している（2007年）⁷。

1. 「証券決済システムのための勧告」の概要

（1）「証券決済システム」の意義

証券勧告は、「証券決済システム」を、証券取引の約定確認、クリアリング、決済、証券の保管にかかる制度全てを含むものとして定義しており、その結果、証券の保管・決済を行う証券集中保管機関（CSD：Central Securities

⁴ FSAP（Financial Sector Assessment Program）は、IMFの加盟国を対象として、各国の金融セクター（銀行・証券・保険）の安定性の総合的な評価と金融セクターに関する国際基準・標準の実施状況の評価を行うものであり、その結果は、対象国の同意を得て、IMFにより公表されている。FSAPは、アジア通貨危機等の発生原因の1つとして金融セクターの脆弱性があったとの認識から1999年5月に導入された制度であり、国際標準に基づく評価の実施が、金融セクターの強化に向けた施策に繋がることが期待されている。

⁵ 日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）を参照。

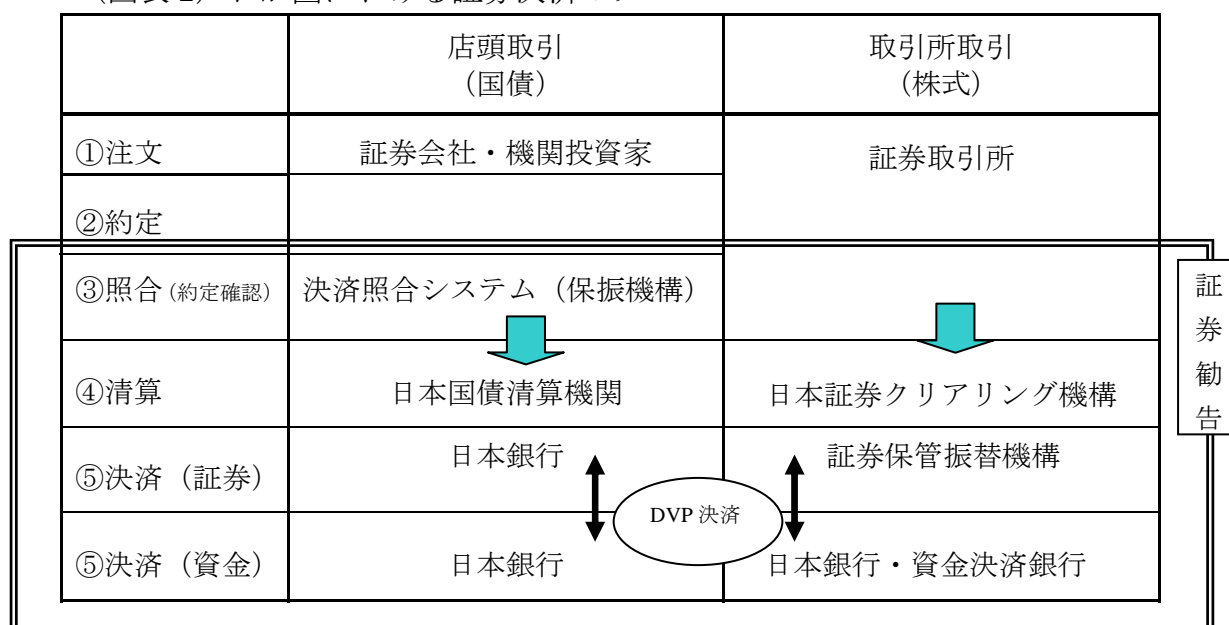
⁶ 全国銀行協会ホームページ（<http://www.zenginkyo.or.jp/>）を参照。

⁷ 証券保管振替機構ホームページ（<http://www.jasdec.com/>）を参照。

Depository) を中心としつつ、約定確認 (照合) 機関、清算機関、決済銀行等が広くその適用対象とされている。このうち、清算機関については、CPSS・IOSCO では、各国において清算機関の設立・利用が広範化したこと等を踏まえて、前述のように別途清算機関勧告を策定している。このため、清算機関勧告は、証券勧告の清算機関に関する勧告 (勧告 4) に優先するものとされている⁸。

証券決済のプロセスとの関係で、証券勧告の内容を整理すると次のとおりである。すなわち、証券決済は、金融機関等の取引当事者間で株式や国債に関する取引が成立したあと、最終的な決済に至るまでの間に、約定の照合、清算という段階を経る場合が多い (わが国の証券決済のプロセスについては図表 2 参照)。証券勧告は、この中で、約定成立後の決済に至るまでの過程、いわゆるポスト・トレード・フェーズ (図表 2 の③~⑤) を広くカバーするものである。

(図表 2) わが国における証券決済のプロセス



⁸ 清算機関勧告は、清算機関の設計・運営・オーバーサイト等に関する 15 の勧告により構成されている。

(2) 証券勧告の概要

証券勧告は、先進国および発展途上国で発行された証券の国内取引およびクロスボーダー取引に当てはまるように策定された 19 の勧告により構成されており、法的リスク（勧告 1）、決済前リスク（勧告 2-5）、決済リスク（勧告 6-10）、オペレーショナル・リスク（勧告 11）、カストディ・リスク（勧告 12）といった多様な項目をカバーしている（図表 3 参照）⁹。

（図表 3）「証券決済システムのための勧告」の勧告の一覧

法的リスク	
勧告 1	法的枠組
決済前リスク	
勧告 2	約定確認
勧告 3	決済サイクル
勧告 4	セントラル・カウンターパーティ（CCP）
勧告 5	証券貸借
決済リスク	
勧告 6	証券集中保管機関（CSD）
勧告 7	Delivery versus payment（DVP）
勧告 8	決済のファイナリティのタイミング
勧告 9	参加者の決済不履行に対する CSD のリスク管理
勧告 10	資金決済に利用される資産
オペレーショナル・リスク	
勧告 11	運行面の信頼性
カストディ・リスク	
勧告 12	顧客の証券の保護
その他	
勧告 13	ガバナンス
勧告 14	参加基準
勧告 15	効率性
勧告 16	通信手順および標準
勧告 17	透明性
勧告 18	監督とオーバーサイト
勧告 19	クロスボーダー・リンクにかかるリスク

⁹ 証券勧告の全文の日本銀行仮訳については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）を参照。

(3) 証券勧告に基づく評価方法

CPSS・IOSCO では、証券勧告が、各国当局における評価や IMF 等の国際機関による外部評価 (FSAP 等) に用いられることを想定し、2002 年に、同勧告に基づく具体的な評価の方法に関するガイダンス (『証券決済システムのための勧告』の評価方法) を策定・公表している¹⁰。同ガイダンスにおいては、各勧告についていくつかの評価項目 (key questions) と当該評価項目への適合性に基づく評価の目安が示されており、これに基づき、「完全遵守 (observed)」、「ほぼ遵守 (broadly observed)」、「一部遵守 (partly observed)」、「不遵守 (non-observed)」の 4 段階の評価を行うこととされている。

2. 日本の国債決済制度の自己評価の概要

(1) 評価の対象

わが国においては、市場で取引される国債の圧倒的多数が振替国債 (日本銀行の運営する国債振替決済制度において取り扱われる国債) であり、登録国債 (日本銀行の運営する国債登録制度において取り扱われる国債) および現物国債 (国債証券) は非常に少ない¹¹。振替国債についてみると、一部は金融商品取引所 (証券取引所) に上場されているが、取扱額は僅少であり¹²、大部分は店頭取引である。このため、日本銀行がわが国の国債決済制度を評価する際には、専ら振替国債の店頭取引にかかる決済制度を対象としている。

前述のとおり、証券勧告の対象である「証券決済システム」には、CSD のほか、約定確認機関や清算機関が含まれる。わが国の国債決済制度 (振替国債の店頭取引) についてみると、1. (1) で述べたように、CSD である日本銀行のほかに、証券保管振替機構の運営する決済照合システムが約定確認 (照

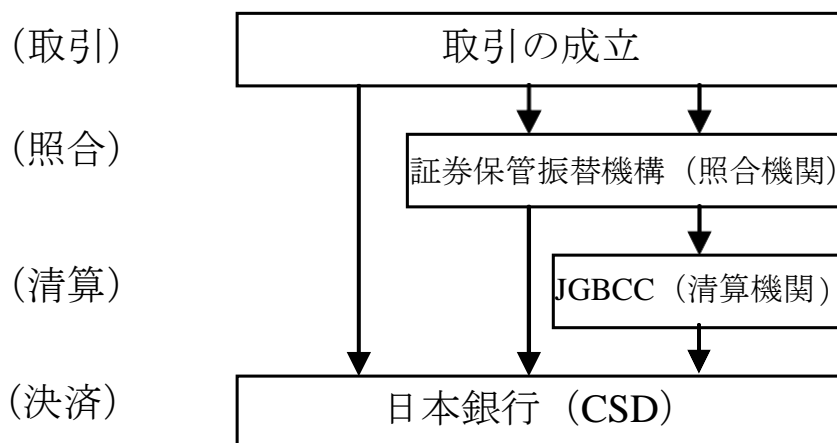
¹⁰ 国際決済銀行 (BIS) ホームページ (<http://www.bis.org/>) を参照。

¹¹ 無記名国債の発行残高 (約 677 兆円<2008 年 9 月末>) のうち、振替国債の割合は 99.98% であり、登録国債、現物国債の割合はいずれも 0.01% 程度にとどまる。

¹² 上場国債の清算機関である日本証券クリアリング機構の国債 DVP 決済にかかる債務引受高 (2007 年中 1 営業日平均) は 98 万円 (日本証券クリアリング機構「統計データ (2008 年 9 月)」)。

合) 業務を、日本国債清算機関 (以下、「JGBCC」という) が債務引受・清算業務を行っており、決済に至る前に約定確認、清算という段階を経る場合が少なくない (図表 4 参照)¹³。

(図表 4) わが国における国債 (振替国債) の決済プロセス



主要国 (米、仏等) においては、CSD の行っている決済業務についてのみ (自己) 評価を行っている例も少なくないが、日本銀行による国債決済制度の自己評価では、日本銀行 (国債振替決済制度および日銀ネット国債系) による決済業務に加えて、証券保管振替機構 (決済照合システム) による照合業務、JGBCC による清算業務等も、これらの機関の協力を得て、評価対象としており、照合・清算・決済の全段階をカバーした包括的な評価となっている。

(2) 評価の結果

わが国の国債決済制度については、海外の CSD との直接のリンクが存在しないため、全 19 の勧告のうち、勧告 19 (海外の CSD とのクロスボーダー・リ

¹³ JGBCC による債務引受・清算の対象となる国債取引については、決済照合システムの利用が義務付けられている。JGBCC の利用者 (清算参加者) については、JGBCC ホームページ を参照。2008 年 6 月中の JGBCC の債務引受高が市場全体の取引高に占める比率は、現先取引 (市場取引高約 597 兆円) では 15.3%にとどまるものの、貸借取引 (同約 1297 兆円) では 56.9%、売買取引 (同約 279 兆円) では 59.7%となっている (日本国債清算機関「統計月報 (平成 20 年 6 月)」)。このため、市場取引の概ね 5 割程度は、約定確認、清算という段階を経ていると考えられる。

リンクにかかるリスク) は非適用となるが、これを除いた 18 の勧告についてみると、勧告 2 (約定確認) が「ほぼ遵守」であるものの、他の勧告 (勧告 1、3~18) については「完全遵守」と評価している。

(図表 5) 「証券決済システムのための勧告」に基づく評価 (一覧)

勧告 1	法的枠組	完全遵守
勧告 2	約定確認	ほぼ遵守
勧告 3	決済サイクル	完全遵守
勧告 4	セントラル・カウンターパーティ (CCP)	完全遵守
勧告 5	証券貸借	完全遵守
勧告 6	証券集中保管機関 (CSD)	完全遵守
勧告 7	Delivery versus payment (DVP)	完全遵守
勧告 8	決済のファイナリティのタイミング	完全遵守
勧告 9	参加者の決済不履行に対する CSD のリスク管理	完全遵守
勧告 10	資金決済に利用される資産	完全遵守
勧告 11	運行面の信頼性	完全遵守
勧告 12	顧客の証券の保護	完全遵守
勧告 13	ガバナンス	完全遵守
勧告 14	参加基準	完全遵守
勧告 15	効率性	完全遵守
勧告 16	通信手順および標準	完全遵守
勧告 17	透明性	完全遵守
勧告 18	監督とオーバーサイト	完全遵守
勧告 19	クロスボーダー・リンクにかかるリスク	該当せず

勧告 2 (約定確認) は、約定日 (いわゆる T+0 日) 中の約定確認 (照合) を求めるものである。わが国においては、国債取引の約定確認は、そのほとんどが約定日中 (T+0 日) に行われているものの、証券勧告の評価方法を定めたガイダンスにおいて、「CSD が決済前の約定確認 (決済指図の照合) を求めている

る」ことが「完全遵守」の要件の 1 つとされたところ、わが国においては、決済前の約定確認の取扱いは市場慣行に委ねられており、日本銀行の運営する日銀ネット国債系においては、決済指図の照合を義務付けていない。「完全遵守」の評価がなされていないのはこうした事情によるものである。もっとも、わが国の国債決済制度の実態をみると、①JGBCC による清算業務については、決済照合システムの利用が義務付けられること、②JGBCC を利用しない場合も、大手の取引参加者は決済照合システムを利用していること、③取引件数が少ない等の理由により、決済照合システムを利用していない取引参加者も FAX 等により照合を行っていること等から、勧告 2 の目的とする「決済前のリスクの削減」は概ね確保されていると考えられる。このため、勧告 2 については、「ほぼ遵守」と評価している。

勧告 2（約定確認）

直接市場参加者間の約定の確認は、取引の執行後可能な限り速やかに、遅くとも約定日中（T+0）になされるべきである。間接市場参加者（機関投資家など）による約定の確認が必要である場合、取引の執行後可能な限り速やかに、できれば約定日中（T+0）に、遅くとも約定日の翌日中（T+1）にはなされるべきである。

3. 主要国における証券勧告に基づく評価の状況

（1）各国の証券決済システムの評価

2008 年 7 月時点における G10 諸国における証券勧告に基づく評価（決済システムによる自己評価または公的当局による評価）の公表状況は図表 6 のとおりである。昨年、米国の連邦準備制度（以下、「FRB」という）による Fedwire Securities Service（2007 年 7 月）の自己評価および日本銀行による国債決済制度の自己評価（同年 11 月）が公表されたことにより、主要国において、概ね、

評価が出揃ったかたちとなっている¹⁴。

上述のとおり、証券勧告は、IMF・世界銀行のFSAPにおける「金融システム」の評価の基準の1つとして採用されているため、FSAPの一環として、証券勧告に基づく評価が実施・公表されている例も少なくない¹⁵。また、FSAPのための評価のあとに、改めて、(自己)評価を行っている例もみられる。

(図表6) G10 諸国における証券勧告に基づく評価の公表状況 (2008年7月)

	評価対象となる 証券決済システム	証券決済システムの 運営主体	公表時期*
日 本	国債振替決済制度ほか	日本銀行ほか	07年11月
米 国	Fedwire Securities Service DTC	FRB DTCC	07年7月 07年10月
カナダ	CDSX	CDS	04年3月
英 国	CREST	CRESTCo. (現 Euroclear UK & Ireland)	06年6月 (FSAP用に03年7 月に公表)
フランス	RGV2、Relit+	Euroclear France	05年6月 (FSAP用)
イタリア	Monte Titoli	Monte Titoli	06年3月 (FSAP用)
スウェーデン	VPC System	VPC	06年2月
ベルギー	Euroclear System	Euroclear Bank	06年2月 (FSAP用) (NBB SSSについ ては、単独で05年7 月に公表)
	NBB SSS	ベルギー中銀	
	EMSS、FMS	CIK (現 Euroclear Belgium)	

* 複数回公表している場合は初回の公表時期。

¹⁴ G10 諸国の中で、中央銀行が証券決済システムないし証券集中保管機関 (CSD) としての業務を行っているのは、日本銀行のほかは、米国FRB、ベルギー中銀の3か国であるが、いずれも、証券勧告に基づく自己評価を行っている。

¹⁵ ドイツのCSD (Clearstream Frankfurt)、オランダのCSD (Euroclear Nederland 他)、香港のCSD (CMU、CCASS)、シンガポールのCSD (MEPS-SGS 他) 等についても、FSAPによる「金融システム」の評価の一環として証券決済システムの評価が行われ、IMFを通じて公表されているが、簡易ないし概括的な評価にとどまり、個々の勧告毎の詳細な評価はなされていない。

(2) 各国の証券決済システムの評価の内容

証券勧告に基づく各国の証券決済システムの（自己）評価の内容をみると、図表 7 のとおり、適用可能な全ての勧告について「完全遵守（observed）」と評価している例はほとんどなく、「ほぼ遵守（broadly observed）」、「一部遵守（partly observed）」の勧告が一部存在するのが大勢となっている。また、比較的少数ながら「遵守していない（non-observed）」と評価されている例も存在する。

証券勧告に基づく（自己）評価の仕組みは、決済システムの運営者自身または中央銀行等の公的当局が、証券決済システムの現状を点検・評価し、改善に向けた取組みを促すことを主眼としており、関係機関が同勧告に基づいて適切な評価を行い、改善点を認識することがより重要であるといえる。

(図表 7) 各国の主要な証券決済システムの（自己）評価の状況

—— 数字は勧告の数。括弧内は該当する勧告の番号

評価の内容	米 国 Fedwire Securities	英 国 Crest	フランス Euroclear France	ベルギー NBB SSS	ベルギー Euroclear Bank	カナダ CDSX	日 本 国債振替 決済制度 等
「完全遵守」	13	17	12	17	17	18	17
「ほぼ遵守」	1(2)	なし	5(1,11,15-17)	2(13,15)	2(9,19*)	なし	1(2)
「一部遵守」	1(14)	なし	なし	なし	1(19*)	なし	なし
「不遵守」	なし	なし	なし	なし	1(19*)	1(2)	なし
「該当せず」	4(3,4,5,19)	2(4,9)	2(4,9)	なし	なし	なし	1(19)

* 他国の CSD とのクロスボーダー・リンクの対象国毎に、「ほぼ遵守」、「一部遵守」、「不遵守」の評価が分かれている。

(3) 中央銀行のオーバーサイトにおける国際基準の活用

証券勧告その他の国際基準は、主要国の中央銀行による決済システムのオーバーサイトの規準として広く採用されており、国際基準に基づく（自己）評価は、オーバーサイトのツールとしても活用されている。

例えば、米国では、2007年に、FRBがオーバーサイトに関するポリシーを見直し、「システムミックに重要な決済システム」に対して、コア・プリンシプル、証券勧告または清算機関勧告に基づく自己評価の実施・公表および定期的な見直しを求めることとした¹⁶。これを受けて、米国の主要な決済システムであるCHIPS（Clearing House Inter-bank Payments System…大口資金決済システム）、DTC（Depository Trust Company…株式・社債等のCSD）、NSCC（National Securities Clearing Corporation…株式・社債等の清算機関）、FICC（Fixed Income Clearing Corporation…国債等の清算機関）等は、2007年末までに自己評価の結果を公表している。また、FRB自身も、民間決済システムによる自己評価の実施を支援・促進する観点から、コア・プリンシプルに基づくFedwire Funds（FRBの運営する大口資金決済システム）の自己評価の改訂版を公表したほか（2006年12月）、証券勧告に基づくFedwire Securitiesの自己評価を公表している（2007年7月）。FRBでは、民間決済システムが公表した自己評価の結果をレビューし、必要に応じて、民間決済システムの運営者に対してフィードバックを行うことを予定している。

英国では、イングランド銀行（BOE）が、証券監督当局である金融サービス機構（Financial Services Authority）との役割分担に基づき、資金決済システムのほか、証券決済システムの資金決済スキームのオーバーサイトを担っており、オーバーサイトの規準として、コア・プリンシプルを採用している¹⁷。証

¹⁶ FRBによる決済システムのオーバーサイトはFRBの公表している政策声明文書（“Federal Reserve Policy on Payment System Risk”）に基づき行われている（FRBのホームページ<<http://www.federalreserve.gov/>>を参照）。同文書は、1985年に制定されて以来、頻繁に改訂されており、2004年の改正では、「システムミックに重要なシステム（systemically important system）」のオーバーサイトの規準として、コア・プリンシプル、証券勧告を採用することが明記された。また、2007年の改正では、「システムミックに重要な」証券決済システムのオーバーサイトの規準として、清算機関勧告を採用することが明記されたほか、「システムミックに重要な決済システム」に対して、これらの国際基準に基づく自己評価の実施・公表および定期的な見直しを求めることとされた。

¹⁷ BOEによる決済システムのオーバーサイトについては、BOE, “Oversight of Payment Systems”, November

券決済システムの資金決済スキームは、コア・プリンシプルに照らして評価されるが、BOE の評価作業においては、証券勧告および清算機関勧告との関連性も考慮される。BOE は、毎年、国際基準に基づいて行った自国の決済システムの評価の結果を決済システムオーバーサイト報告書（“Payment Systems Oversight Report”）として公表している¹⁸。

フランスでは、フランス中銀が、コア・プリンシプル、証券勧告および清算機関勧告をオーバーサイトの規準として採用しており、TBF (Transferts Banque de France…フランス中銀の運営する大口決済システム)、PNS (Paris Net Settlement…民間の大口資金決済システム)、LCH.Clearnet SA (清算機関) および Euroclear France (CSD) について、これらの国際基準に基づく評価を行い、その結果をオーバーサイト・レポートによって公表している¹⁹。

日本銀行においても、これらの国際基準をオーバーサイトの規準として採用している²⁰。

4. おわりに

これまで述べてきたように、わが国の国債決済制度は、日本銀行（国債振替決済制度、日銀ネット国債系）、民間決済システム（証券保管振替機構、JGBCC）とも、現状、証券勧告の大部分を満たしていると評価できる。もっとも、証券勧告は、あくまで、証券決済システムの満たすべき「最低基準」を定めるものに過ぎないことから、19 の勧告の 1 つ 1 つについて、他国の証券決済システムのベスト・プラクティス等を参照しつつ、一層の改善に向けた努力を行っていくことが重要である。

2000 (BOE のホームページ<<http://www.bankofengland.co.uk/>>) を参照。

¹⁸ 最新の評価 (2007 年) については、BOE, “Payment Systems Oversight Report 2007”, Issue No.4, February 2008 (BOE のホームページ<<http://www.bankofengland.co.uk/>>) を参照。

¹⁹ 最新の評価 (2006 年。英語版) については、Banque de France, “Means of Payment and Transfer Systems Oversight Report (November 2006)” (フランス中銀のホームページ<<http://www.banque-france.fr/>>) を参照。

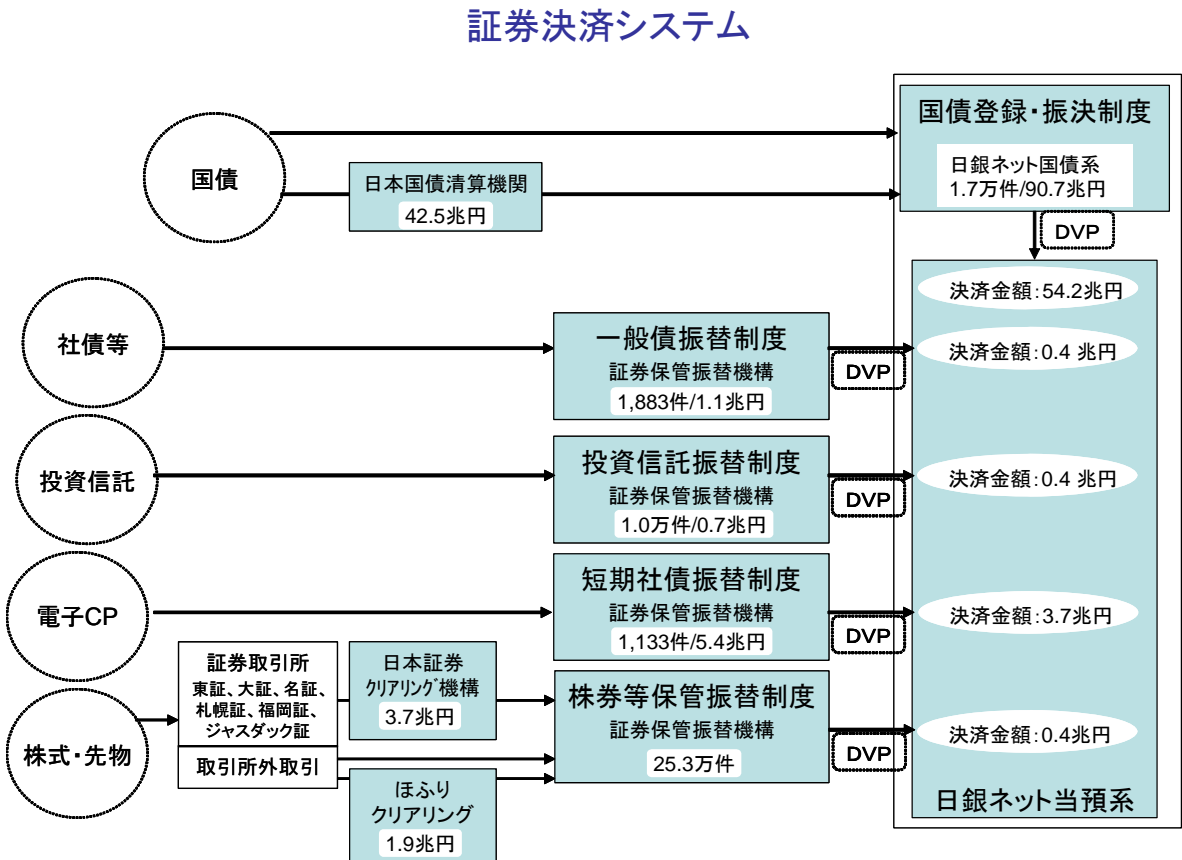
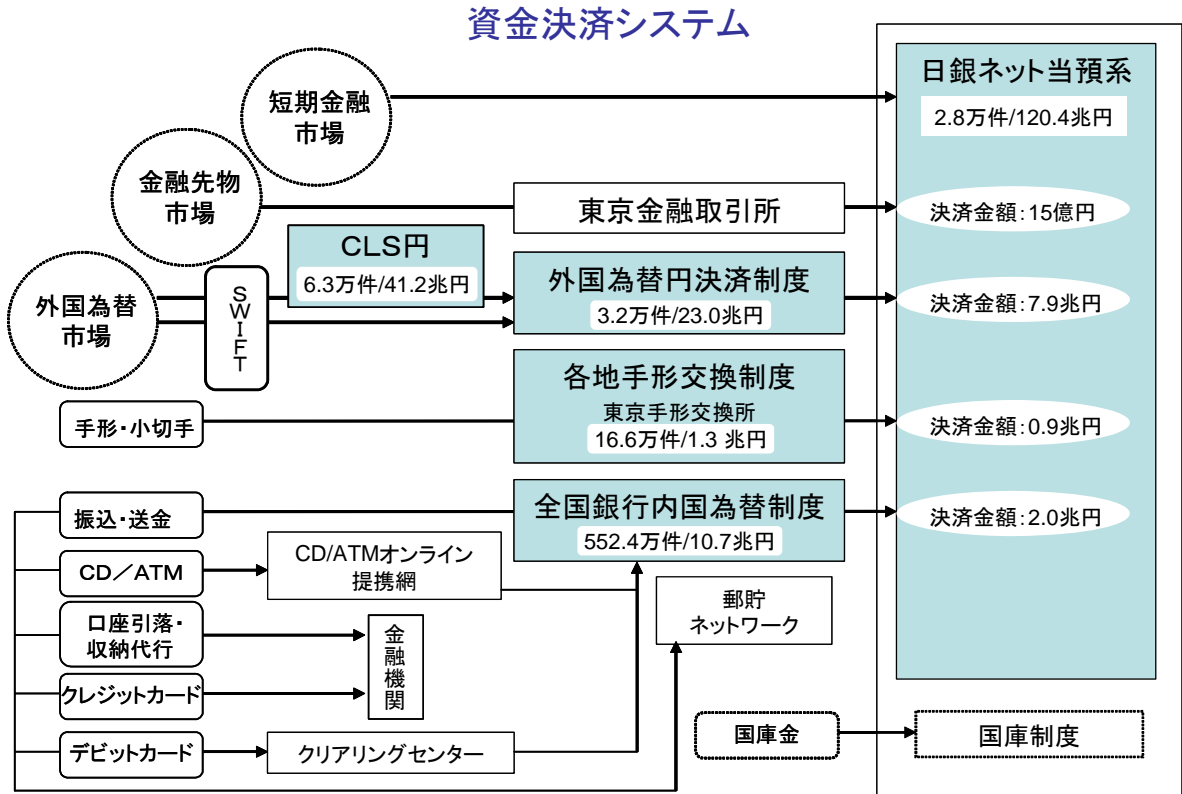
²⁰ 日本銀行による決済システムのオーバーサイトについては、日本銀行「決済システムレポート 2005」3 頁を参照。

わが国においては、証券受渡・決済制度改革懇談会を中心として、証券決済制度改革の取組みが推進されてきている。こうした取組みにおいても、証券勧告等の国際基準に照らした点検作業を行っていくことが重要である。また、国際基準に基づく自己評価は証券決済システムの現状についての点検作業においても有効であることから、民間の証券決済システムについても、国際基準に基づく自己評価の実施・公表の拡充が期待される。

以 上

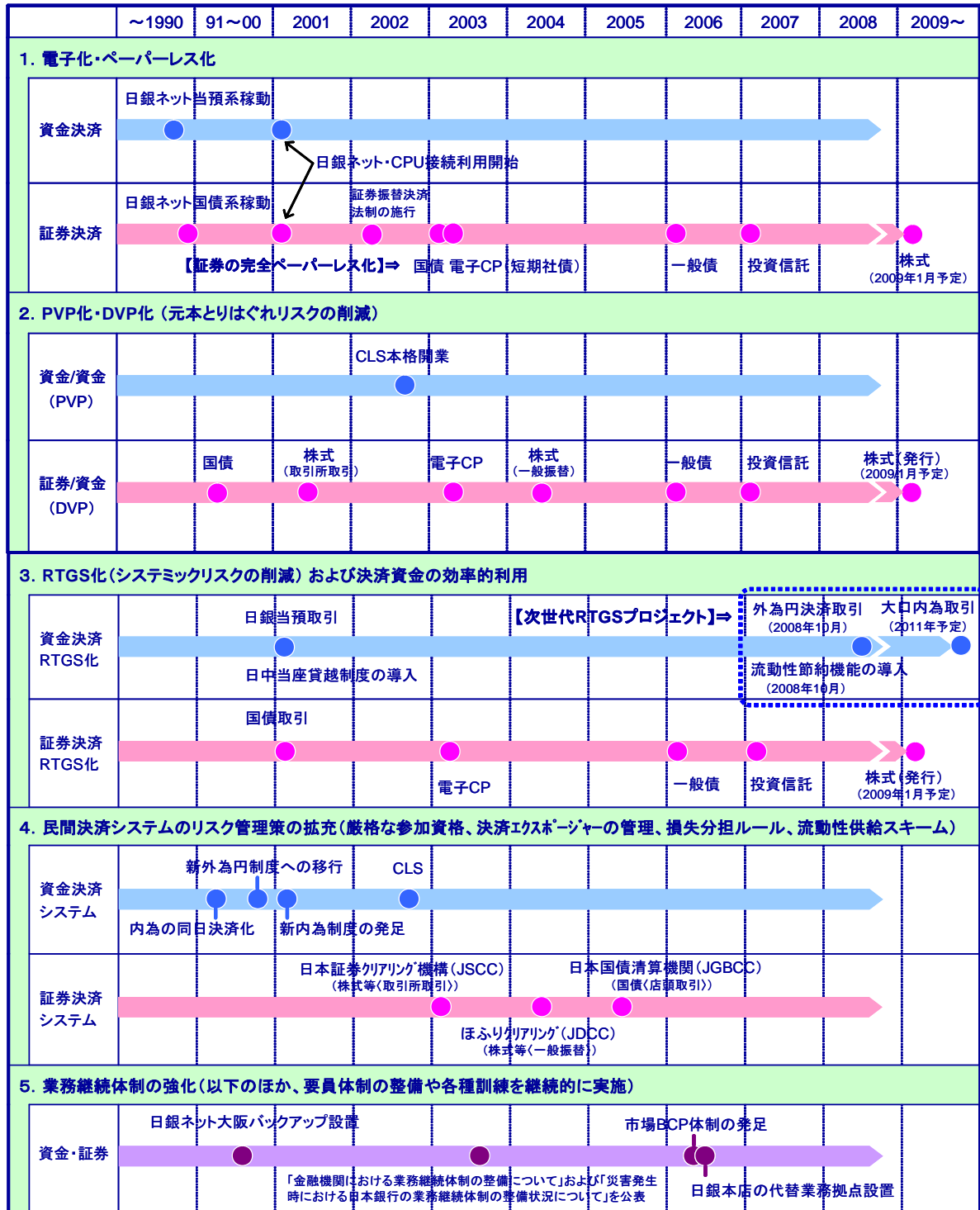
資料編

図表1：わが国決済システムの鳥瞰図



(注) 計数は、07年中の1営業日平均（株券等保管振替制度の計数は、07年度中の1営業日平均）。清算機関の計数は債務引受高。

図表2：わが国決済システム改革の流れ



図表3：わが国決済システムに関する主な動き（年表）

1973年	4月	東京銀行協会（以下、「東銀協」）、全国銀行内国為替制度（以下、「内為制度」）の開始、全国銀行データ通信システム（以下、「全銀システム」）稼働
1974年	4月	内為制度、決済期間短縮（T+2 決済→T+1 決済）
1978年	6月	「大規模地震対策特別措置法」成立（1978年12月施行）
1979年	2月	第2次全銀システム稼働
1980年	2月	日本銀行、国債振替決済制度の開始
	10月	東銀協、外国為替円決済制度（以下、「外為円決済制度」）の開始
1981年	3月	SWIFT、日本における接続サービス開始
1984年	2月	CAFIS（クレジット情報システム）サービス開始
1986年	7月	国債決済の決済期間短縮：「十日」決済に変更（月2回決済→月3回決済）
1987年	8月	国債決済の決済期間短縮：「五・十日」決済に変更（月3回決済→月6回決済）
	11月	第3次全銀システム稼働
1988年	10月	日本銀行金融ネットワークシステム（以下、「日銀ネット」）（当預系）の対外オンライン接続開始
1989年	3月	G30、勧告「世界の証券市場における清算および決済システム」公表 日銀ネット（外為円決済関係事務）稼働
	4月	東京金融先物取引所設立
1990年	2月	東銀協、全国キャッシュサービス（MICS）稼働
	5月	日銀ネット（国債系）稼働
	7月	内為制度、仕向超過限度額管理の本格実施
	11月	G10 中央銀行、「G10 諸国中央銀行によるインターバンク・ネットィング・スキーム検討委員会報告書」（ランファルシー報告書）公表
	12月	日銀ネット（国債系）の対象取引追加（シ団債募集引受発行事務）
1991年	9月	日本銀行、「決済動向」の公表開始
	10月	証券保管振替機構（以下、「保振機構」）、株券等保管振替制度の開始
1992年	5月	日銀ネット（国債系）の対象取引追加（国債発行関係事務）
1993年	3月	内為制度、同日決済化（T+1 決済→T+0 決済） 日銀ネット（当預系）の稼働時間延長（終了時刻：午後3時→午後5時）
1994年	4月	国債決済のDVP化開始
	11月	外為市場売買の円資金決済を手形交換から外為円決済制度に一元化
1995年	11月	第4次全銀システム稼働
1996年	3月	BIS・CPSS、「外為取引における決済リスクについて」（オールソップ報告書）公表
	4月	日本銀行、大阪に電算センターのバックアップ設置

1996年	9月	国債決済の決済期間をローリング決済に変更（「五・十日」決済→T+7決済）
1997年	4月	国債決済の決済期間短縮（T+7決済→T+3決済）
	11月	一般債（登録債）決済の決済期間をローリング決済に変更（「十日」決済→T+7決済）
	12月	（株）債券決済ネットワーク、JB-Net稼働
1998年	4月	日本銀行・（株）債券決済ネットワーク、一般債（登録債）決済のDVP化
	6月	一般債（登録債）決済の決済期間短縮（T+7決済→T+5決済）
	7月	BIS・CPSS、「外為決済リスクの削減について ― 経過報告 ―」公表
	12月	外為円決済制度、間接参加制度の導入、リスク管理策に関する制度改正（ネット受取限度額および仕向超過限度額の導入、損失分担ルールの見直し、担保スキームおよび流動性供給スキームの構築等）
1999年	1月	郵便貯金ネットワーク（CD・ATM）、一部金融機関のCD・ATMネットワークとオンライン接続開始
	3月	政府、「規制緩和推進3か年計画（改定）」公表（CPペーパーレス化の実現を標榜）
	10月	一般債（登録債）決済の決済期間短縮（T+5決済→T+3決済）
2000年	3月	日本証券業協会（以下、「日証協」）、「証券受渡・決済制度改革に関する中間報告書」公表
	6月	金融審議会第一部会、「21世紀に向けた証券決済システム改革について」公表
	12月	登録国債の利子所得にかかる源泉徴収免除措置の終了
2001年	1月	日本銀行、当座預金決済および国債決済のRTGS化 日本銀行、日中当座貸越制度の導入 日本銀行、日銀ネット（国債系）のオンライン入力締切時刻の延長（終了時刻：午後3時→午後4時30分） 日銀ネット（与信・担保システム）稼働 日銀ネットにおけるコンピュータ接続の利用開始 新内為制度の発足（日本銀行から東銀協へのセントラル・カウンターパーティの変更、保証行責任方式の導入、損失分担ルールの見直し、流動性供給スキームの構築） BIS・CPSS、「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」公表
	3月	国債市場懇談会、「流通市場における流動性向上のための提言」公表
	4月	非居住者等の保有する振込国債の利子所得にかかる非課税措置の導入 日本銀行、国債振替決済制度における外国間接参加者制度の導入
	5月	東京証券取引所・大阪証券取引所、上場株式決済のDVP化
	6月	短期社債等振替法成立（2002年4月施行）
	9月	保振機構、決済照合システム稼働（国内株式取引）

2001年	11月	BIS・CPSS/IOSCO、「証券決済システムのための勧告」公表	
	12月	東京証券取引所、株式会社形態へ組織変更 国債決済のRTGS決済対象取引の追加（外国中央銀行取引の一部）	
2002年	1月	日本銀行、「日銀ネットのネットワークインフラの高度化について」公表	
	2月	保振機構、決済照合システムの対象取引追加（CB、非居住者株式取引）	
	5月	内為制度、仕向超過限度額に上限を設定 日銀ネット（当預系）のオンライン入力締切時刻の延長（終了時刻：午後5時→午後7時）	
	6月	証券決済システム改革法成立（2003年1月施行） 保振機構、株式会社形態へ組織変更 国債決済のRTGS決済対象取引の追加（国債発行・払込）	
	7月	「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」成立（2003年7月施行）	
	9月	CLS本格開業 日本銀行、「決済の分野における日本銀行の役割」公表	
	11月	BIS・CPSS/IOSCO、「『証券決済システムのための勧告』の評価方法」公表 日本銀行、国債決済のRTGS決済対象の追加（国債現先オペ） 日証協、「証券決済制度改革の推進に向けて」公表	
	12月	改正預金保険法成立（2003年4月施行）（決済債務および決済用預金の全額保護）	
	2003年	1月	社債等振替法施行 日本銀行、社債等振替法に基づく国債振替決済制度の開始 改正証券取引法施行（証券取引清算機関制度の導入） 日本証券クリアリング機構（株式等、国債の取引所取引を対象とする証券取引清算機関）の業務開始（取引所取引のDVP決済を実施） G30、勧告「グローバルな清算および決済：アクションプラン」公表
		3月	保振機構、短期社債振替制度の開始 日本銀行・保振機構、電子CP決済のDVP化
4月		内為制度、「ランファルシー・プラス」基準達成	
5月		保振機構、決済照合システムの対象取引追加（国債アウトライト取引、先物・オプション取引等）	
7月		日本銀行、「資金決済システムの運営等についての国際基準に関する適合状況」公表 日本銀行、「金融機関における業務継続体制の整備について」および「災害発生時における日本銀行の業務継続体制の整備状況について」公表	
9月		日本銀行、「国債振替決済制度および日本銀行金融ネットワークシステム（国債関係事務）についてのディスクロージャー」公表 CLS、決済対象通貨の拡大（7通貨→11通貨）	

2003年	11月	第5次全銀システム稼働 日本銀行、国債決済のRTGS決済対象取引の追加（国債売買オペ）
2004年	1月	日本銀行、国債決済のRTGS決済対象取引の追加（外国中央銀行取引） NTTデータ、統合ATMスイッチングサービス稼働
	3月	全国銀行協会（以下、「全銀協」）、「大口決済システムの構築等資金決済システムの再編について」公表 外為円決済制度、「ランファルシー・プラス」基準達成
	4月	東京金融先物取引所、株式会社形態へ組織変更 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」成立（2005年9月施行）
	5月	ほふりクリアリングの業務開始（株式一般振替のDVP化、保振機構の決済照合システムとの連動を開始）
	6月	決済合理化法成立（2009年6月までの政令で定める日に施行）（上場株式の完全ペーパーレス化等） 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」成立（同年9月施行）
	9月	保振機構、「投資信託振替制度要綱」公表
	10月	改正商法施行（株券不発行制度の導入） 日本銀行、「防災業務計画」改正（東南海・南海地震法に基づくもの）
	11月	BIS・CPSS/IOSCO、「清算機関のための勧告」公表
	12月	JASDAQ市場、ジャスダック証券取引所へ移行 CLS、決済対象通貨の拡大（11通貨→15通貨）
2005年	1月	日銀ネットにおけるTCP/IPプロトコルを用いたコンピュータ接続の利用開始
	2月	保振機構、決済照合システムの対象取引追加（国債レポ取引・国債非居住者取引）
	3月	手形CPにかかる印紙税軽減措置の終了
	5月	日本国債清算機関の業務開始（保振機構の決済照合システムとの連動を開始） 統合ATMスイッチングサービスの機能拡張 BIS・CPSS、「中央銀行による決済システムのオーバーサイト」公表
	7月	日本銀行、国債振替決済制度における外国間接参加者の参加手続見直し 日本銀行、決済機構局を新設
	8月	「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」成立（2006年2月施行）
	9月	政府・中央防災会議、「首都直下地震対策大綱」公表
	10月	全銀協、「カード規定試案」の一部改正を公表
	11月	日本銀行、「日本銀行当座預金決済における次世代RTGSの展開」公表

2005年	12月	日本証券クリアリング機構、ジェイコム株式取引に関して決済条件の改定を実施
2006年	1月	保振機構、一般債振替制度の開始、短期社債振替制度の高度化、決済照合システムの対象取引追加（一般債、短期社債） 日本銀行・保振機構、一般債（振替債）決済のDVP化（決済照合システムとの連動を開始） 日本銀行、一般債・短期社債の担保差入・返戻事務のSTP化 東京証券取引所、株式等の取引について売買停止措置を実施 証券保管振替機構、「外国株券等の保管及び振替決済制度に関する要綱」公表 BIS・CPSS、「クロスボーダー担保スキーム」、「決済システムの整備に関する一般指針」公表
	2月	日証協、「証券市場全体のBCPの整備について」公表 全銀協、「短期金融市場の業務継続計画」策定 日本銀行、「日本銀行当座預金決済における次世代RTGSの展開（関係者のご意見を踏まえて）」公表（次世代RTGS構想の具体化に着手）
	3月	日本銀行、「決済システムレポート」創刊 日本銀行、「国民保護業務計画」公表 保振機構、「株券等の電子化に係る制度要綱」公表
	4月	日証協、証券市場BCPフォーラム設置 保振機構、外国株券等保管振替決済制度の開始
	5月	G30、「グローバルな清算および決済：最終モニタリング報告書」公表 「会社法」施行（社債券不発行制度の導入等）
	6月	保振機構、「投資信託振替制度要綱 ― 上場投資信託編 ― 」公表 日本銀行、「次世代RTGSプロジェクト通信」創刊 「証券取引法等の一部を改正する法律」成立（金融商品取引法への改正等）
	8月	ジョイント・フォーラム、「業務継続のための基本原則」公表
	9月	日本銀行、「防災業務計画」改正（日本海溝・千島海溝地震法に基づくもの）
	10月	日証協、「証券市場全体のBCP構築に向けた取組み（中間報告）」公表 保振機構、決済照合システムの国内・機関投資家取引にかかる新サービス（Omgeo社・Oasys Globalとのシステム接続）開始
	11月	日本銀行、次期日銀ネット端末の利用開始 保振機構、一括移行方式による登録一般債の振替一般債への移行開始
	12月	保振機構、「外国株券等保管振替決済制度改正要綱」公表
2007年	1月	保振機構、投資信託振替制度の開始 日本銀行・保振機構、投資信託決済のDVP化

	3月	日本銀行、「日本銀行当座預金・現金供給サービスの見直しについて」公表 BIS・CPSS、「OTCデリバティブの清算・決済の仕組みにおける新展開」公表 ほふりクリアリング、「『清算機関のための勧告』に対する回答」公表
2007年	4月	(株)債券決済ネットワーク、一般債(登録債)の決済業務を終了のうえ解散 日本銀行・(株)債券決済ネットワーク、一般債(登録債)のDVP決済終了
	5月	日本銀行、「日本銀行当座預金・現金供給サービスに関する見直し策 ― 関係者のご意見を踏まえて ― 」公表
	6月	「電子記録債権法」成立(2008年12月までの政令で定める日に施行)
	9月	東京金融先物取引所、東京金融取引所へ社名を変更
	10月	郵政民営化開始(ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険、郵便事業株式会社、郵便局株式会社)が業務を開始 保振機構、SWIFTと決済照合システムの国際標準化に関する覚書を締結
	11月	日本銀行、「『CPSS/IOSCO証券決済システムのための勧告』に基づくわが国の国債決済システムの自己評価」公表 CLS、クレジットデリバティブ決済サービスを開始
	12月	CLS、NDF(Non-Deliverable Forwards)決済サービスを開始 CLS、システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプルの適合状況に関する自己評価を公表 金融庁、「金融・資本市場競争力強化プラン」公表 保振機構、「受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済制度に関する要綱」公表
2008年	1月	保振機構、上場投資信託(ETF)振替制度の開始
	2月	保振機構、受益証券発行信託保管振替決済制度の開始
	3月	日証協、「証券市場全体のBCP構築に向けた取組み(第2次中間報告)」公表
	5月	BIS・CPSS、「外為決済リスク削減の進展について」公表 CLS、決済対象通貨の拡大(15通貨→17通貨)
	6月	BIS・CPSS、「決済システムの相互依存関係」公表
	9月	バーゼル銀行監督委員会「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」公表
	10月	日本銀行、新日銀ネット構築タスクフォース設置 日本銀行、次世代RTGS第一期対応(流動性節約機能の導入および外為円決済の完全RTGS化)の実施

決済システムに関する参考文献

(注) 2007年7月以降に公表されたもの(公表順)。それ以前のものについては過去の決済システムレポートの巻末資料を参照。

【日本銀行関係の刊行物】日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) 参照。

Bank of Japan, Payment and Settlement Systems Department, “Recent Developments in Electronic Money in Japan,” October 2008.

今久保圭・副島豊「コール市場のマイクロストラクチャー：日銀ネットの決済データにみる日中資金フローの連鎖パターン」日本銀行ワーキング・ペーパー・シリーズ No.08-J-14 (2008年9月)

日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について」日本銀行レポート・調査論文(決済システム等に関する調査論文) (2008年8月)

日本銀行金融研究所「第10回情報セキュリティ・シンポジウム『金融業務と情報セキュリティ技術：この10年の経験と今後の展望』の様相」金融研究第27巻別冊第1号(2008年8月)

日本銀行決済機構局「次世代RTGSプロジェクト通信 第6号」(2008年8月)

露口洋介・フィリップ ウールドリッジ「アジア為替市場の取引状況」日本銀行ワーキング・ペーパー・シリーズ No.08-J-11 (2008年6月)

Charles W. Mooney, Jr., “Law and Systems for Intermediated Securities and the Relationship of Private Property Law to Securities Clearance and Settlement: United States, Japan, and the UNIDROIT Draft Convention” No. 08-E-7, *IMES Discussion Paper Series*, May 2008.

日本銀行決済機構局「次世代RTGSプロジェクト通信 第5号」(2008年1月)

中山靖司「インターネットバンキングの安全性を巡る現状と課題——2007年」日銀レビュー・シリーズ No. 07-J-14 (2007年12月)

日本銀行「『CPSS/IOSCO 証券決済システムのための勧告』に基づくわが国の国債決済システムの自己評価」(2007年11月)

日本銀行金融研究所「第9回情報セキュリティ・シンポジウム『リテールバンキングのセキュリティ』の様相」金融研究第26巻別冊第1号(2007年8月)

日本銀行決済機構局「次世代 RTGS プロジェクト通信 第4号」(2007年8月)

千田英継「わが国資金決済システムにおける決済の動向」金融第724号(2007年7月)

Akiko Kobayashi, Yasuho Hama, & Kei Imakubo, "Payment Flows for Settlement of Foreign Exchange Trades: Japan's Experience since 2002," No. 07-E-04, *Bank of Japan Review*, August 2007.

【国内関係機関の刊行物】

全国銀行協会「電子記録債権の活用・環境整備に向けて」(2008年3月)

—————「預金等の不正な払戻しへの対応について」(2008年2月)

金融庁 金融研究研修センター・決済に関する研究会「決済に関する論点の中間的な整理について」(2007年12月)

【海外関係機関の刊行物】

(BIS・CPSS 関連) BIS ホームページ (<http://www.bis.org/>) 参照。

バーゼル銀行監督委員会「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則(原題: Principles for Sound Liquidity Risk Management and Supervision)」(2008年9月)

BIS・CPSS「決済システムの相互依存関係(原題: The Interdependencies of Payment and Settlement Systems)」(2008年6月)

BIS・CPSS「外為決済リスク削減の進展について(原題: Progress in Reducing Foreign Exchange Settlement Risk)」(2008年5月)

BIS・CPSS「G10 諸国等の決済システムに関する統計(レッドブック統計編)(原題: Statistics on Payment and Settlement Systems in Selected Countries: Figures for 2006)」(2008年3月)

バーゼル銀行監督委員会「流動性リスク: 管理と監督上の課題(原題: Liquidity Risk: Management and Supervisory Challenges)」(2008年2月)

(欧州関連) ECB ホームページ (<http://www.ecb.int/>)、EPC ホームページ (<http://www.europeanpaymentcouncil.eu/>) 参照。

<全般>

ECB, *Information brochure: The European Central Bank, the Eurosystem, the European System of Central Banks*, May 2008.

ECB, *Financial Integration in Europe*, April 2008.

ECB, *Information brochure: A Single Currency – An Integrated Market Infrastructure (T2, T2S, CCBM2, SEPA)*, September 2007.

<TARGET2 関連>

ECB, *TARGET Annual Report 2007*, April 2008.

ECB, *5th Progress report on TARGET2 – Attachment 1: Information Guide for TARGET2 Users (version 1.0)*, October 2007.

ECB, Guideline of the European Central Bank of 26 April 2007 on a Trans-European Automated Real-time Gross settlement Express Transfer system (TARGET2), ECB/2007/2, OJ L 237, 8.9.2007, p.1.

<TARGET2-Securities 関連>

ECB, *T2S Economic Impact Assessment*, May 2008.

ECB, *T2S User Requirements*, July 2008.

ECB, *T2S The Blueprint*, March 2007.

Federation of European Securities Exchange (FESE), European Association of Central Counterparty Clearing Houses (EACH), and European Central Securities Depositories Association (ECSDA), *European Code of Conduct for Clearing and Settlement*, November 2006.

<SEPA 関連>

EPC, *SEPA Credit Transfer Scheme Rulebook v3.2*, July 2008.

EPC, *SEPA Direct Debit Scheme Rulebook v3.1*, July 2008.

ECB, “SEPA: From Concept to Reality” *5th Progress Report*, July 2007.

ECB, *The Single Euro Payments Area (SEPA): An Integrated Retail Payments Market*, November 2006.

EPC, *SEPA Cards Framework*, March 2006.

EPC, *EPC Roadmap 2004-2010*, December 2005.

(その他)

CLS Bank International, *Assessment of Compliance with the Core Principles for Systemically Important Payment Systems*, December 2007.

統計編

目 次

	頁
I. 日本銀行における決済関連計数	
1. 日銀当座預金決済	111
1-1 日銀当座預金決済	
1-2 日銀当座預金決済件数・金額前年比推移	
2. 日銀当座預金振替等	113
3. 日中当座貸越残高	114
4. 国債振込口座振替・移転登録決済	115
II. 民間決済システム関連計数	
1. 手形交換高（東京）	117
2. 全銀システム取扱高	118
3. 外為円決済交換高	119
4. 東京金融先物	120
5. 日本国債清算機関	121
5-1 国債取引の清算	
5-2 日銀当座預金決済	
6. 日本証券クリアリング機構	123
6-1 取引所取引DVP決済	
6-2 日銀当座預金決済	
7. ほふりクリアリング	125
7-1 株式等の一般振替DVP決済	
7-2 日銀当座預金決済	
8. 証券保管振替機構	127
8-1 短期社債決済	
8-2 一般債決済	
8-3 投資信託決済	
8-4 株式口座振替	
III. その他	
1. 通貨流通高	134
1-1 日本銀行券発行高	
1-2 貨幣流通高	
2. S W I F T	136
3. 金融機関のC D ・ A T M取引状況	137

本資料は、わが国における「決済」活動を把握するために必要な主要指標を編集・掲載したもの。
統計作成機関名の表示のない指標は日本銀行調べ。

I. 日本銀行における決済関連計数

1. 日銀当座預金決済

1-1 日銀当座預金決済（片道ベース、1営業日平均）

— 件、兆円

	件数	当預 振替等	金額	当預 振替等	集中決済	手形交換	全銀 システム	外為円 決済	東京金融先物 円資金決済	その他
05年	21,641	17,715	88.3	73.9	7.2	1.3	1.8	4.1	0.001	7.2
06	22,376	18,402	102.3	84.8	8.9	1.1	1.9	5.8	0.003	8.6
07	27,598	23,337	120.4	100.5	11.1	1.2	2.0	7.9	0.002	8.7
06/ 1月	20,503	16,687	90.0	75.1	7.6	1.1	1.8	4.7	0.002	7.3
2	21,047	17,211	89.0	75.2	7.0	1.1	1.8	4.0	0.002	6.8
3	22,009	18,017	98.8	82.3	8.9	1.3	2.1	5.5	0.003	7.6
4	22,477	18,456	102.3	86.2	8.7	1.1	2.1	5.4	0.003	7.5
5	22,755	18,762	103.5	87.0	8.7	1.2	1.9	5.5	0.004	7.8
6	23,097	19,153	109.5	89.3	9.1	1.2	2.0	6.0	0.005	11.1
7	23,136	19,182	107.2	87.8	9.3	1.2	1.7	6.4	0.003	10.1
8	21,473	17,610	96.2	79.9	8.1	1.0	1.7	5.4	0.004	8.3
9	23,141	19,140	109.4	90.3	10.0	1.1	1.9	6.9	0.004	9.1
10	22,497	18,466	104.5	86.2	9.2	1.1	2.0	6.0	0.003	9.1
11	22,399	18,312	101.6	84.2	9.0	1.0	1.9	6.1	0.004	8.4
12	23,901	19,751	114.6	93.7	10.9	1.1	2.1	7.7	0.004	10.0
07/ 1	26,224	22,167	116.7	97.3	10.7	1.1	1.9	7.8	0.003	8.7
2	27,182	22,990	121.0	99.1	11.3	1.2	1.8	8.3	0.001	10.6
3	27,126	22,655	124.5	101.8	12.2	1.3	2.1	8.8	0.001	10.5
4	26,570	22,131	121.2	100.9	11.2	1.2	2.1	7.9	0.001	9.0
5	26,199	21,889	112.1	93.7	10.8	1.3	1.9	7.7	0.001	7.5
6	28,207	23,917	122.6	101.7	12.2	1.3	2.2	8.8	0.001	8.6
7	26,855	22,688	115.9	97.2	11.1	1.2	1.9	8.0	0.001	7.6
8	28,224	24,086	121.9	102.9	10.8	1.2	1.9	7.7	0.002	8.2
9	29,293	25,031	128.0	107.6	11.3	1.2	2.2	7.9	0.002	9.2
10	27,923	23,783	120.3	102.4	10.2	1.1	1.9	7.2	0.001	7.7
11	28,181	23,989	115.5	99.0	9.7	1.2	1.9	6.7	0.001	6.7
12	29,306	24,804	125.8	103.3	12.0	1.3	2.1	8.6	0.002	10.4
08/ 1	28,731	24,493	119.8	100.7	11.0	1.2	1.9	7.8	0.004	8.1
2	27,700	23,439	114.4	96.1	10.0	1.1	1.9	7.1	0.002	8.3
3	29,759	25,307	129.7	106.1	12.3	1.4	2.1	8.9	0.002	11.3
4	29,311	24,851	126.3	105.9	10.4	1.2	1.9	7.3	0.002	9.9
5	28,511	24,209	115.4	96.5	10.0	1.1	1.9	7.0	—	8.9
6	28,040	23,758	115.4	94.4	10.4	1.3	2.0	7.1	—	10.5

注1) 日銀当座預金決済とは、日本銀行取引先である金融機関等間の資金取引等に伴う日本銀行の当座預金における資金移動を指し、本統計ではこれを①取引先間の当座預金振替等（コール取引、国債DVP〈国債資金同時受渡〉および振替社債等DVP〈振替社債等資金同時受渡〉等にかかる資金の決済）と、②民間の集中決済制度（手形交換、全銀システム〈内国為替決済〉、外為円決済、東京金融先物円資金決済〈2008年4月25日まで〉）にかかる資金の決済および③その他（日本銀行と取引先の間のおペや銀行券の受払等）の3つに分類。

注2) 日銀当座預金決済の件数・金額は、実際の資金移動に対応する決済指図の件数・金額（振替であれば、入金または引落のいずれか）を「片道ベース」の計数として集計。なお、「片道ベース」の基本的な考え方については、以下の計表においても同様。日本銀行信用機構室「決済動向の見直しについて」（1998年6月10日）参照（日本銀行ホームページに掲載）。

注3) 2008年4月28日以降、東京金融取引所の日銀当座預金決済は、従来の集中決済制度にかかる資金の決済から、東京金融取引所および円決済銀行が日銀ネットを利用して行う当座預金振替に変更（東京金融先物円資金決済2008/4月計数は、4/1～25日までの1営業日平均。このため、同月の集中決済計数は各項目の合計値と必ずしも一致しない）。

1-2 日銀当座預金決済件数・金額前年比推移（片道ベース、1営業日平均）

— 件、兆円、%

	件数	前年比	金額	前年比
05年	21,641	+2.8	88.3	+6.4
06	22,376	+3.4	102.3	+15.8
07	27,598	+23.3	120.4	+17.7
06/ 1月	20,503	-1.0	90.0	+5.3
2	21,047	-5.5	89.0	+1.4
3	22,009	+2.2	98.8	+11.1
4	22,477	-0.0	102.3	+12.3
5	22,755	+7.2	103.5	+20.2
6	23,097	+7.6	109.5	+22.6
7	23,136	+9.0	107.2	+27.2
8	21,473	+0.6	96.2	+15.7
9	23,141	+4.2	109.4	+17.3
10	22,497	+3.3	104.5	+16.2
11	22,399	+2.9	101.6	+16.5
12	23,901	+10.2	114.6	+22.4
07/ 1	26,224	+27.9	116.7	+29.8
2	27,182	+29.1	121.0	+35.9
3	27,126	+23.2	124.5	+26.0
4	26,570	+18.2	121.2	+18.4
5	26,199	+15.1	112.1	+8.3
6	28,207	+22.1	122.6	+11.9
7	26,855	+16.1	115.9	+8.2
8	28,224	+31.4	121.9	+26.7
9	29,293	+26.6	128.0	+17.0
10	27,923	+24.1	120.3	+15.1
11	28,181	+25.8	115.5	+13.6
12	29,306	+22.6	125.8	+9.7
08/ 1	28,731	+9.6	119.8	+2.6
2	27,700	+1.9	114.4	-5.4
3	29,759	+9.7	129.7	+4.1
4	29,311	+10.3	126.3	+4.2
5	28,511	+8.8	115.4	+3.0
6	28,040	-0.6	115.4	-5.9

2. 日銀当座預金振替等 (片道ベース、1営業日平均)

— 件、億円、%

	件 数	前年比	金 額	前年比	1 件当り金額	付 記 電 文 付 振 替		
						件 数	金 額	1 件当り金額
05 年	17,715	+3.7	739,480	+8.3	41.7	232	21,782	94
06	18,402	+3.9	848,080	+14.7	46.1	349	33,468	96
07	23,337	+26.8	1,005,445	+18.6	43.1	453	48,953	108
06/ 1 月	16,687	-0.5	751,316	+6.9	45.0	269	22,243	83
2	17,211	-5.7	752,280	+4.1	43.7	288	22,376	78
3	18,017	+3.3	822,607	+12.1	45.7	301	29,311	97
4	18,456	+0.5	861,683	+15.0	46.7	288	29,148	101
5	18,762	+8.8	869,910	+21.0	46.4	312	30,584	98
6	19,153	+8.7	892,922	+19.1	46.6	345	34,418	100
7	19,182	+10.6	878,367	+22.6	45.8	407	36,567	90
8	17,610	-0.1	798,558	+12.4	45.3	393	33,750	86
9	19,140	+4.2	903,338	+15.1	47.2	392	40,248	103
10	18,466	+3.1	862,332	+13.2	46.7	384	38,231	100
11	18,312	+2.4	842,345	+14.2	46.0	390	39,305	101
12	19,751	+11.2	936,808	+19.6	47.4	412	44,367	108
07/ 1	22,167	+32.8	973,465	+29.6	43.9	410	42,626	104
2	22,990	+33.6	990,587	+31.7	43.1	458	45,340	99
3	22,655	+25.7	1,017,849	+23.7	44.9	454	53,608	118
4	22,131	+19.9	1,009,454	+17.1	45.6	436	47,111	108
5	21,889	+16.7	937,385	+7.8	42.8	462	47,714	103
6	23,917	+24.9	1,016,646	+13.9	42.5	456	51,324	113
7	22,688	+18.3	972,430	+10.7	42.9	466	45,436	98
8	24,086	+36.8	1,029,226	+28.9	42.7	458	49,383	108
9	25,031	+30.8	1,075,716	+19.1	43.0	475	54,847	115
10	23,783	+28.8	1,024,065	+18.8	43.1	446	48,487	109
11	23,989	+31.0	990,491	+17.6	41.3	458	49,364	108
12	24,804	+25.6	1,033,299	+10.3	41.7	456	52,306	115
08/ 1	24,493	+10.5	1,006,693	+3.4	41.1	433	49,169	113
2	23,439	+2.0	961,344	-3.0	41.0	436	47,106	108
3	25,307	+11.7	1,060,665	+4.2	41.9	458	55,701	122
4	24,851	+12.3	1,059,112	+4.9	42.6	433	48,026	111
5	24,209	+10.6	965,109	+3.0	39.9	420	46,068	110
6	23,758	-0.7	944,174	-7.1	39.7	432	49,369	114

注) 付記電文付振替は、日銀ネット利用先(仕向行)が振替依頼を行う際に、顧客に関する情報を入金情報として振替金受取人(被仕向行)に伝達することを可能とした当座預金振替。

3. 日中当座貸越残高

— 兆円

	日中ピーク残高の 月中平均値
05年	18.2
06	19.5
07	22.2
06/ 1月	15.6
2	14.6
3	16.2
4	18.2
5	20.9
6	21.8
7	20.9
8	20.2
9	22.3
10	21.5
11	20.5
12	21.0
07/ 1	22.4
2	22.0
3	22.4
4	24.8
5	23.4
6	22.6
7	21.6
8	21.4
9	21.7
10	21.1
11	21.7
12	20.7
08/ 1	21.0
2	21.2
3	22.7
4	24.0
5	21.1
6	21.2

注1) 日中ピーク残高の月中平均値は、当該月中各営業日の日中10分毎に算出した当座貸越残高のうち最高額（日中ピーク残高）の月中平均値を指す。

注2) 国債DVP同時担保受払機能を用いた当座貸越を含むベース。

4. 国債振決口座振替・移転登録決済（片道ベース、1営業日平均）

（件数）

—— 件、（ ）内は前年比%

	振 決 口 座 振 替			移 転 登 録	
	振 替 件 数	うち DVP	うち同時担保受払	請 求 件 数	うち DVP
05 年	13,608 (+7.1)	9,679 (+5.0)	9,417 (+5.0)	0.32 (-69.3)	0.01 (+0.4)
06	14,872 (+9.3)	10,326 (+6.7)	9,992 (+6.1)	0.16 (-50.0)	0.00 (-50.6)
07	17,486 (+17.6)	12,402 (+20.1)	11,946 (+19.6)	0.08 (-49.4)	0.00 (-100.0)
06/ 1 月	13,918 (+12.0)	9,057 (+1.3)	8,797 (+1.1)	0.05 (-94.1)	0.00 (...)
2	13,479 (-0.9)	9,259 (-6.1)	8,995 (-6.2)	0.40 (-55.3)	0.05 (...)
3	14,919 (+9.2)	10,291 (+6.6)	9,998 (+6.5)	0.14 (-72.7)	0.00 (-100.0)
4	15,455 (+7.1)	10,851 (+3.5)	10,521 (+2.8)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
5	15,523 (+18.6)	11,031 (+18.5)	10,680 (+17.7)	0.05 (-52.5)	0.00 (...)
6	15,843 (+16.4)	11,253 (+16.0)	10,903 (+15.3)	0.09 (2.0倍)	0.00 (-100.0)
7	15,440 (+17.3)	10,911 (+17.2)	10,532 (+16.3)	0.05 (-75.0)	0.00 (...)
8	13,639 (+3.3)	9,454 (-0.4)	9,139 (-1.2)	0.39 (9.0倍)	0.00 (...)
9	15,492 (+7.0)	10,661 (+3.6)	10,211 (+2.2)	0.15 (-57.1)	0.00 (...)
10	14,721 (+4.2)	10,147 (+1.8)	9,769 (+1.3)	0.05 (-88.1)	0.00 (...)
11	14,245 (+3.8)	9,890 (+3.2)	9,594 (+2.8)	0.05 (-50.0)	0.00 (...)
12	15,785 (+14.8)	11,055 (+15.8)	10,712 (+15.4)	0.48 (5.0倍)	0.00 (...)
07/ 1	16,407 (+17.9)	11,605 (+28.1)	11,180 (+27.1)	0.11 (2.0倍)	0.00 (...)
2	16,843 (+25.0)	11,891 (+28.4)	11,468 (+27.5)	0.05 (-86.8)	0.00 (-100.0)
3	17,460 (+17.0)	12,025 (+16.8)	11,605 (+16.1)	0.10 (-30.2)	0.00 (...)
4	16,904 (+9.4)	11,834 (+9.1)	11,474 (+9.1)	0.00 (...)	0.00 (...)
5	15,708 (+1.2)	10,872 (-1.4)	10,514 (-1.6)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
6	17,606 (+11.1)	12,468 (+10.8)	11,993 (+10.0)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
7	16,485 (+6.8)	11,563 (+6.0)	11,157 (+5.9)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
8	18,428 (+35.1)	13,231 (+39.9)	12,659 (+38.5)	0.04 (-88.9)	0.00 (...)
9	19,185 (+23.8)	13,700 (+28.5)	13,167 (+29.0)	0.28 (+85.2)	0.00 (...)
10	18,238 (+23.9)	13,176 (+29.9)	12,669 (+29.7)	0.05 (-4.5)	0.00 (...)
11	17,834 (+25.2)	12,884 (+30.3)	12,396 (+29.2)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
12	18,777 (+19.0)	13,614 (+23.1)	13,115 (+22.4)	0.42 (-11.6)	0.00 (...)
08/ 1	18,497 (+12.7)	13,283 (+14.5)	12,773 (+14.2)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
2	17,591 (+4.4)	12,525 (+5.3)	12,014 (+4.8)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
3	19,625 (+12.4)	13,960 (+16.1)	13,361 (+15.1)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
4	19,731 (+16.7)	14,169 (+19.7)	13,585 (+18.4)	0.00 (...)	0.00 (...)
5	18,524 (+17.9)	12,930 (+18.9)	12,408 (+18.0)	0.00 (...)	0.00 (...)
6	17,680 (+0.4)	12,142 (-2.6)	11,644 (-2.9)	0.00 (...)	0.00 (...)

注) 振決口座振替とは、日本銀行にある国債振替決済制度の振替口座簿における口座振替を指し、移転登録とは、国債登録簿における登録記名者の変更のことを指す。同時担保受払とは、日本銀行が提供する国債DVP同時担保受払機能を用いた口座振替を指す。以下の計表においても同様。

(金額)

— 億円、()内は前年比%

	振 決 口 座 振 替			移 転 登 録	
	振 替 金 額	うちDVP	うち同時担保受払	請 求 金 額	うちDVP
05 年	661,123 (+15.3)	350,518 (+9.7)	342,153 (+11.9)	1.28 (-60.7)	0.01 (10.0倍)
06	752,811 (+13.9)	423,501 (+20.8)	413,054 (+20.7)	0.71 (-44.5)	0.00 (-50.6)
07	906,691 (+20.4)	542,062 (+28.0)	525,889 (+27.3)	0.51 (-28.5)	0.00 (-100.0)
06/ 1 月	705,696 (+18.9)	343,652 (+5.5)	335,730 (+7.8)	0.05 (-98.0)	0.00 (...)
2	705,967 (+12.1)	339,755 (-0.7)	332,555 (-0.5)	1.09 (-57.4)	0.05 (...)
3	753,252 (+21.3)	386,963 (+15.5)	378,208 (+15.8)	0.13 (-95.3)	0.00 (-100.0)
4	779,185 (+17.6)	428,621 (+15.8)	419,090 (+15.4)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
5	792,531 (+23.1)	452,374 (+31.1)	441,143 (+30.6)	0.05 (-69.4)	0.00 (...)
6	774,820 (+14.8)	459,716 (+27.1)	447,746 (+26.2)	0.99 (21.7倍)	0.00 (-100.0)
7	774,020 (+19.6)	457,331 (+34.3)	445,006 (+33.7)	0.12 (-75.7)	0.00 (...)
8	688,667 (+6.5)	407,713 (+19.7)	397,550 (+19.2)	0.27 (20.7倍)	0.00 (...)
9	765,153 (+7.0)	455,113 (+20.0)	441,344 (+19.3)	4.44 (9.4倍)	0.00 (...)
10	744,016 (+7.2)	437,313 (+18.9)	424,994 (+18.8)	0.02 (-99.2)	0.00 (...)
11	740,925 (+9.0)	429,091 (+25.2)	419,803 (+25.1)	0.00 (-95.5)	0.00 (...)
12	811,999 (+12.5)	479,305 (+35.0)	468,578 (+35.1)	1.40 (5.2倍)	0.00 (...)
07/ 1	872,863 (+23.7)	521,384 (+51.7)	507,836 (+51.3)	0.67 (12.7倍)	0.00 (...)
2	878,343 (+24.4)	524,244 (+54.3)	510,376 (+53.5)	0.10 (-91.3)	0.00 (-100.0)
3	854,642 (+13.5)	513,162 (+32.6)	499,640 (+32.1)	0.28 (2.2倍)	0.00 (...)
4	841,727 (+8.0)	523,784 (+22.2)	511,792 (+22.1)	0.00 (...)	0.00 (...)
5	812,633 (+2.5)	488,660 (+8.0)	476,273 (+8.0)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
6	883,977 (+14.1)	543,506 (+18.2)	527,132 (+17.7)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
7	841,654 (+8.7)	518,965 (+13.5)	503,487 (+13.1)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
8	908,483 (+31.9)	575,956 (+41.3)	554,946 (+39.6)	0.00 (-99.0)	0.00 (...)
9	1,078,185 (+40.9)	588,230 (+29.2)	567,808 (+28.7)	3.68 (-17.2)	0.00 (...)
10	1,029,080 (+38.3)	581,500 (+33.0)	562,053 (+32.2)	0.02 (-33.2)	0.00 (...)
11	918,361 (+23.9)	548,408 (+27.8)	531,185 (+26.5)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
12	976,477 (+20.3)	577,242 (+20.4)	558,911 (+19.3)	1.95 (+39.0)	0.00 (...)
08/ 1	917,557 (+5.1)	561,685 (+7.7)	544,739 (+7.3)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
2	877,040 (-0.1)	534,127 (+1.9)	516,232 (+1.1)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
3	962,440 (+12.6)	577,577 (+12.6)	556,639 (+11.4)	0.00 (-100.0)	0.00 (...)
4	981,073 (+16.6)	613,755 (+17.2)	594,285 (+16.1)	0.00 (...)	0.00 (...)
5	905,904 (+11.5)	550,318 (+12.6)	533,260 (+12.0)	0.00 (...)	0.00 (...)
6	876,994 (-0.8)	507,062 (-6.7)	490,575 (-6.9)	0.00 (...)	0.00 (...)

II. 民間決済システム関連計数

1. 手形交換高 (東京手形交換所のみ、片道ベース)

日銀当座預金における
決済状況

— 千枚、億円、%

	交換枚数		交換金額		1枚当り 金額 (千円)	ピーク日 交換枚数	ピーク日 交換金額	決済金額 (1営業日 平均)	個別行ネット 決済額ピーク	
	(1営業日 平均)	前年比	(1営業日 平均)	前年比					最大 受超額	最大 払超額
05年	199	-7.7	14,847	-14.5	7,444	672	70,230	9,387	10,876	10,115
06	179	-10.2	13,160	-11.4	7,347	604	45,602	8,287	4,788	5,261
07	166	-7.2	12,944	-1.6	7,790	619	40,389	8,899	5,637	6,584
06/ 1月	201	-8.6	13,611	-19.7	6,743	580	39,769	7,939	4,096	5,261
2	178	-11.6	12,930	-18.5	7,240	597	38,071	8,657	4,788	4,076
3	177	-10.1	14,302	-21.4	8,053	541	45,602	9,665	4,334	3,966
4	159	-9.2	12,283	-18.9	7,691	253	20,764	8,237	4,487	4,395
5	207	-13.3	13,788	-14.8	6,644	604	40,320	8,861	3,934	4,058
6	170	-9.3	13,966	-8.2	8,210	529	40,889	8,106	4,050	3,713
7	208	+3.7	13,730	+7.1	6,573	554	34,691	8,598	3,860	4,770
8	158	-19.2	11,281	-11.3	7,131	542	35,270	7,554	3,473	2,389
9	155	-20.7	12,754	-15.2	8,213	260	27,971	8,023	2,805	3,537
10	188	-1.6	13,298	+1.1	7,072	561	32,692	8,140	3,532	3,430
11	174	-10.0	12,307	-3.3	7,048	532	34,418	7,490	2,857	2,546
12	174	-11.5	13,750	-4.1	7,891	267	27,938	8,157	3,942	4,238
07/ 1	194	-3.6	12,570	-7.7	6,461	619	32,633	7,686	3,202	2,574
2	173	-3.1	12,653	-2.1	7,313	554	34,753	8,681	3,591	4,787
3	148	-16.5	13,711	-4.1	9,248	246	33,462	9,708	4,088	4,603
4	165	+3.3	12,405	+1.0	7,518	559	30,914	8,791	3,548	3,707
5	186	-9.9	13,486	-2.2	7,214	573	40,389	9,003	3,553	5,333
6	144	-15.1	13,948	-0.1	9,656	237	33,174	9,521	5,637	5,967
7	202	-2.9	13,396	-2.4	6,608	548	35,376	8,784	3,213	6,584
8	144	-8.9	12,569	+11.4	8,723	498	35,722	9,443	3,782	4,226
9	150	-2.9	12,957	+1.6	8,590	222	29,069	8,911	5,294	5,034
10	167	-10.9	11,980	-9.9	7,152	525	30,732	7,767	3,249	3,371
11	151	-13.1	11,777	-4.3	7,757	479	33,979	8,834	3,669	3,727
12	167	-3.6	13,964	+1.6	8,316	235	27,417	9,584	5,363	4,465
08/ 1	180	-7.2	13,031	+3.7	7,217	581	33,203	9,119	3,116	3,137
2	151	-12.4	11,886	-6.1	7,846	457	36,290	7,978	3,732	3,508
3	154	+3.9	14,382	+4.9	9,337	487	43,024	10,265	5,199	3,722
4	147	-10.9	11,844	-4.5	8,057	516	35,708	8,854	4,562	3,620
5	133	-28.7	11,851	-12.1	8,885	232	31,284	8,599	3,488	5,679
6	163	+13.1	13,603	-2.5	8,328	491	36,694	9,172	3,947	4,660

注1) 東京銀行協会調べ。1枚当り金額は日本銀行が算出。

注2) 「日銀当座預金における決済状況」の計数は日本銀行調べ。また、個別行ネット決済額ピークとは、月中(あるいは年中)各営業日の個別行の受超額または払超額の最大値(以下の計表についても同様)。

2. 全銀システム取扱高 (片道ベース)

→ 日銀当座預金における
決済状況
—— 千件、億円、%

	取扱件数 (1営業日 平均)	前年比	取扱金額 (1営業日 平均)	前年比	1件当り 金額 (千円)	ピーク日 取扱件数	ピーク日 取扱金額	決済金額 (1営業日 平均)	個別行ネット 決済額ピーク	
									最大 受超額	最大 払超額
05年	5,367	+2.6	95,498	+4.3	1,780	20,932	535,323	18,176	6,825	12,320
06	5,327	-0.7	99,697	+4.4	1,871	21,449	537,225	19,194	8,929	11,465
07	5,524	+3.7	107,259	+7.6	1,942	20,518	514,382	19,853	9,833	10,342
06/ 1月	5,318	+0.7	102,184	+9.9	1,921	17,922	398,754	17,566	4,886	9,147
2	5,300	-3.2	93,992	+4.9	1,773	19,487	415,481	18,272	3,653	7,271
3	5,073	+0.3	112,489	+2.5	2,218	18,840	537,225	21,197	5,359	9,442
4	5,304	+0.0	103,086	+8.0	1,944	18,563	400,244	21,372	7,150	7,703
5	5,375	-4.2	102,998	+5.0	1,916	17,674	408,560	19,024	5,949	6,634
6	5,447	+1.5	94,089	+7.2	1,727	21,449	415,776	19,645	5,774	8,441
7	5,424	+3.0	96,923	+10.2	1,787	18,912	405,273	17,084	5,041	11,465
8	4,696	-3.2	85,210	-0.0	1,815	17,807	398,064	16,910	3,511	8,844
9	5,029	-3.6	102,025	-1.0	2,029	17,008	417,525	19,190	5,725	8,383
10	5,509	-0.0	99,564	+4.8	1,807	18,426	405,575	20,008	8,929	7,565
11	5,371	+0.5	97,828	+4.0	1,822	19,406	416,712	18,670	5,694	10,732
12	6,139	-0.9	107,185	+0.1	1,746	16,638	284,133	21,260	4,630	9,756
07/ 1	5,479	+3.0	105,456	+3.2	1,925	18,397	416,861	18,759	5,077	7,871
2	5,756	+8.6	103,288	+9.9	1,794	19,819	433,928	18,171	4,349	9,660
3	5,247	+3.4	120,327	+7.0	2,293	18,132	514,382	21,443	4,721	10,255
4	5,506	+3.8	109,802	+6.5	1,994	20,278	450,831	21,385	9,833	7,509
5	5,343	-0.6	105,378	+2.3	1,972	18,172	440,018	18,946	5,727	6,327
6	5,725	+5.1	104,751	+11.3	1,830	20,518	409,743	21,588	8,635	9,526
7	5,493	+1.3	105,943	+9.3	1,929	18,685	432,167	18,662	4,194	8,823
8	4,834	+2.9	96,514	+13.3	1,997	18,592	428,780	18,991	4,343	9,812
9	5,545	+10.3	116,606	+14.3	2,103	18,903	466,342	22,052	5,993	9,741
10	5,454	-1.0	101,591	+2.0	1,863	18,610	417,694	19,003	9,656	7,375
11	5,289	-1.5	101,293	+3.5	1,915	20,437	453,206	18,546	7,487	10,342
12	6,825	+11.2	119,525	+11.5	1,751	18,243	398,560	21,056	3,253	6,188
08/ 1	5,633	+2.8	114,397	+8.5	2,031	18,705	436,311	19,393	4,639	8,337
2	5,639	-2.0	103,334	+0.0	1,833	19,071	445,338	18,521	6,333	8,305
3	5,619	+7.1	130,249	+8.2	2,318	20,632	610,609	20,623	4,151	5,369
4	5,454	-0.9	109,842	+0.0	2,014	20,403	483,158	19,460	4,921	7,858
5	5,279	-1.2	104,166	-1.2	1,973	17,678	396,829	19,115	6,129	6,224
6	6,025	+5.2	111,822	+6.8	1,856	23,350	494,987	20,254	6,009	6,334

注1) 全国銀行協会調べ。

注2) 取扱件数・金額、1件当り金額は発信日基準、ピーク日取扱件数・金額は決済日基準。

3. 外為円決済交換高 (片道ベース)

日銀当座預金における
決済状況

—— 件、億円、%

	交換件数 (1営業日 平均)	前年比	交換金額 (1営業日 平均)	前年比	1件当り 金額	ピーク日 交換金額	決済金額 (1営業日 平均)	個別行ネット 決済額ピーク	
								最大 受超額	最大 払超額
05年	28,022	-7.0	164,211	-6.1	5.9	252,308	40,577	7,713	3,094
06	27,314	-2.5	178,284	+8.6	6.5	311,867	58,158	5,505	2,618
07	31,647	+15.9	229,904	+29.0	7.3	365,013	79,360	8,592	2,662
06/ 1月	27,315	-6.4	157,542	-9.9	5.8	211,624	47,053	4,769	2,448
2	26,042	-5.9	150,819	-7.1	5.8	209,272	40,022	4,023	2,508
3	28,786	+1.2	181,169	+9.6	6.3	251,353	54,938	3,796	2,560
4	26,205	-3.4	169,022	+1.7	6.4	230,533	54,361	4,626	2,606
5	28,797	+0.0	177,371	+6.8	6.2	232,732	55,299	4,270	2,589
6	27,021	-0.1	183,618	+14.3	6.8	274,783	60,020	2,908	2,596
7	26,873	-2.5	182,380	+17.7	6.8	228,616	63,915	4,510	2,593
8	24,621	-3.1	164,394	+13.0	6.7	208,948	53,618	5,505	2,594
9	28,953	-3.2	196,742	+16.3	6.8	297,136	69,441	3,973	2,617
10	26,478	-6.0	178,632	+5.3	6.7	223,036	60,481	3,875	2,506
11	28,736	+2.8	189,505	+18.4	6.6	240,701	61,102	5,067	2,596
12	28,222	-4.3	206,988	+15.9	7.3	311,867	76,859	3,756	2,618
07/ 1	29,978	+9.7	214,807	+36.3	7.2	269,893	77,510	3,643	2,643
2	29,324	+12.6	219,925	+45.8	7.5	287,483	83,132	3,729	2,624
3	35,399	+23.0	256,978	+41.8	7.3	317,530	87,694	4,110	2,630
4	29,330	+11.9	219,125	+29.6	7.5	316,307	78,752	4,547	2,620
5	30,158	+4.7	212,554	+19.8	7.0	275,544	76,707	4,109	2,648
6	31,824	+17.8	241,716	+31.6	7.6	326,493	87,820	4,088	2,628
7	31,439	+17.0	235,029	+28.9	7.5	306,815	80,337	3,352	2,654
8	33,046	+34.2	236,919	+44.1	7.2	300,816	77,186	5,775	2,661
9	34,208	+18.1	241,579	+22.8	7.1	333,044	78,832	4,756	2,615
10	30,648	+15.7	222,019	+24.3	7.2	274,162	72,403	8,592	2,662
11	31,962	+11.2	217,845	+15.0	6.8	318,286	67,189	4,933	2,647
12	32,295	+14.4	239,768	+15.8	7.4	365,013	86,005	3,949	2,656
08/ 1	34,737	+15.9	243,172	+13.2	7.0	316,372	78,166	5,266	2,661
2	30,090	+2.6	215,157	-2.2	7.2	295,499	70,568	3,731	2,663
3	35,025	-1.1	259,658	+1.0	7.4	446,829	88,979	3,831	2,631
4	30,512	+4.0	221,730	+1.2	7.3	262,356	73,168	4,085	2,648
5	30,040	-0.4	213,275	+0.3	7.1	308,455	69,684	3,996	2,649
6	31,347	-1.5	217,411	-10.1	6.9	297,544	71,361	5,948	2,649

注1) 東京銀行協会調べ。

注2) 上記計数には、即時グロス決済分を含む。

4. 東京金融先物（片道ベース）

	取引数量		建玉数量		ピーク日 取引数量	決済金額 (1営業日 平均)	個別行ネット 決済額ピーク	
	(1営業日 平均)	前年比	(月末時)	前年比			最大 受超額	最大 払超額
05年	44,806	+51.8	1,418,937	+31.7	189,571	1,020	2,310	2,405
06	126,996	2.8倍	2,326,719	+64.0	509,937	3,309	12,578	6,689
07	158,990	+25.2	2,215,711	-4.8	469,478	1,516	3,488	4,637
06/ 1月	59,485	2.2倍	1,625,030	+50.4	147,783	1,535	1,050	1,873
2	98,970	3.4倍	1,872,047	+67.0	218,537	2,194	2,280	4,014
3	121,107	4.0倍	1,836,352	2.0倍	209,768	2,502	2,036	2,604
4	86,868	2.5倍	2,066,093	2.0倍	140,241	2,735	1,992	1,411
5	157,715	6.1倍	2,244,052	+97.0	308,050	4,301	3,597	5,043
6	167,205	5.1倍	1,943,576	2.0倍	509,937	4,510	7,849	4,140
7	129,033	3.6倍	2,069,794	+84.2	256,170	3,004	5,190	2,899
8	128,071	+93.3	2,448,905	+80.0	426,032	3,974	12,578	6,225
9	130,178	+76.4	2,166,948	+57.2	202,276	4,146	6,112	3,561
10	147,331	2.3倍	2,585,402	+71.3	213,763	2,787	2,302	3,106
11	149,082	2.3倍	2,933,260	+85.9	269,899	3,841	3,776	6,689
12	140,264	2.8倍	2,326,719	+64.0	290,867	3,946	3,079	4,673
07/ 1	195,052	3.3倍	2,667,219	+64.1	377,864	2,720	3,429	2,312
2	202,950	2.1倍	3,032,324	+62.0	469,478	1,177	1,149	799
3	142,899	+18.0	2,219,386	+20.9	270,116	1,045	1,322	1,130
4	154,532	+77.9	2,572,937	+24.5	267,889	1,142	681	795
5	169,903	+7.7	3,061,164	+36.4	298,399	945	726	940
6	196,128	+17.3	2,773,006	+42.7	355,550	945	1,248	995
7	137,753	+6.8	3,001,326	+45.0	309,179	1,132	1,195	1,311
8	221,153	+72.7	3,107,898	+26.9	360,744	2,337	3,067	3,782
9	131,324	+0.9	2,496,237	+15.2	196,768	2,012	1,930	2,048
10	120,725	-18.1	2,703,536	+4.6	188,603	1,279	1,209	1,095
11	119,493	-19.8	2,805,960	-4.3	172,663	1,208	1,580	1,165
12	110,730	-21.1	2,215,711	-4.8	277,679	2,400	3,488	4,637
08/ 1	138,786	-28.8	2,602,488	-2.4	239,721	4,120	4,718	4,426
2	112,361	-44.6	2,621,641	-13.5	216,901	2,061	2,205	2,350
3	102,104	-28.5	1,919,606	-13.5	154,168	1,646	1,232	1,563
4	119,906	-22.4	2,202,978	-14.4	246,044	2,573	6,805	6,021
5	92,003	-45.8	2,362,952	-22.8	164,496	2,388	3,356	3,982
6	117,857	-39.9	1,901,359	-31.4	192,024	2,671	3,442	3,506

注1) 東京金融取引所調べ。

注2) 東京金融先物の取引数量、建玉数量は、ユーロ円3ヵ月金利先物の計数。

注3) 契約単位は1億円を1単位とする。

5. 日本国債清算機関

5-1 国債取引の清算（片道ベース、1営業日平均）

— 百万円

	清算対象取引高 (債務引受高)		清算後決済高 (証券決済・資金決済)	
	数量	金額	数量	金額
	額面		額面	
05年	17,627,411	17,814,233	4,519,911	4,574,446
06	28,008,921	27,906,017	6,667,792	6,650,451
07	42,393,176	42,541,530	9,811,547	9,838,432
06/ 1月	19,704,717	19,808,948	4,701,044	4,735,828
2	21,148,536	21,160,076	4,736,198	4,742,618
3	25,518,510	25,401,515	6,025,716	6,000,423
4	29,145,734	28,794,934	6,812,082	6,735,421
5	35,128,397	34,756,802	7,926,726	7,861,703
6	33,943,615	33,685,617	8,151,730	8,095,694
7	31,170,527	30,827,038	7,554,607	7,479,018
8	24,533,375	24,398,975	6,186,039	6,168,896
9	25,582,907	25,674,977	6,790,422	6,815,985
10	26,327,048	26,323,621	6,495,991	6,494,998
11	29,801,136	29,857,189	6,712,625	6,727,521
12	33,665,513	33,762,498	7,763,849	7,794,838
07/ 1	35,131,052	35,128,610	8,312,795	8,318,306
2	36,285,802	36,280,953	8,700,155	8,714,601
3	34,092,723	34,217,681	9,209,671	9,242,027
4	36,172,794	36,208,246	8,868,275	8,875,835
5	30,985,225	31,062,330	7,573,922	7,588,760
6	39,738,755	39,514,220	9,680,045	9,621,505
7	43,125,493	42,860,695	9,544,672	9,491,443
8	50,642,014	50,799,961	11,050,054	11,087,145
9	47,994,044	48,396,461	11,216,514	11,283,923
10	52,997,917	53,224,929	11,280,089	11,320,238
11	50,654,438	51,296,822	10,789,347	10,901,169
12	49,516,278	50,171,452	11,381,909	11,493,195
08/ 1	48,477,077	49,249,285	11,008,129	11,152,942
2	46,776,189	47,534,024	10,284,814	10,414,432
3	49,502,684	50,441,218	11,604,992	11,796,142
4	54,555,679	55,288,866	12,662,114	12,784,000
5	48,145,433	48,111,611	10,767,252	10,744,378
6	40,304,511	40,075,408	9,683,948	9,641,478

注1) 日本国債清算機関調べ。証券決済（数量）は、日本国債清算機関による証券の引渡し（片道ベース）、資金決済（金額）は、日本国債清算機関による金銭の支払い（片道ベース）。

注2) 清算対象取引高は、日本国債清算機関が債務引受けを行った清算対象取引に係る国債証券の数量（国債証券の引渡債務）及び金額（金銭の支払債務。但し、現金担保付債券貸借取引及び現先取引の取引期間中の利払期日における利金相当額支払債務等を除く）について、決済日を基準として月間平均値を計算したもの。清算後決済高は、当該清算対象取引の決済に係る数量及び金額（日本国債清算機関により銘柄毎にネットtingが行われた後の証券決済債務及び金銭決済債務）について、決済日を基準として月間平均値を計算したもの。

5-2 日銀当座預金決済（1営業日平均）
 —— 百万円

		日銀当座預金決済金額
05	年	9,158,995
06		13,317,763
07		19,695,532
06/	1月	9,486,499
	2	9,500,686
	3	12,017,908
	4	13,489,478
	5	15,744,862
	6	16,212,863
	7	14,971,447
	8	12,357,402
	9	13,647,086
	10	13,002,775
	11	13,468,841
	12	15,607,534
07/	1	16,649,079
	2	17,441,590
	3	18,496,318
	4	17,759,637
	5	15,193,321
	6	19,255,941
	7	19,009,110
	8	22,199,148
	9	22,593,471
	10	22,662,142
	11	21,823,163
	12	23,017,109
08/	1	22,338,998
	2	20,855,689
	3	23,623,158
	4	25,604,046
	5	21,527,681
	6	19,284,394

注1) 日本国債清算機関調べ。日本国債清算機関による金銭の受取り（片道ベース）及び支払い（同）の合計。

注2) 上記計数には、清算後決済高の国債DVP決済に係る資金決済のほか、FOS決済（日本国債清算機関により銘柄毎にネットtingが行われた後の証券決済債務の時価評価額と金銭決済債務との差額、現金担保付債券貸借取引及び現先取引の取引期間中の利払期日における利金相当額支払債務の額、清算対象取引に係るマージンコール相当額等の資金決済）を含む。

6. 日本証券クリアリング機構

6-1 取引所取引DVP決済（片道ベース、1営業日平均）

	清算対象取引高 (債務引受高)				清算後決済高 (証券決済・資金決済)			
	数 量		金 額		数 量		金 額	
	株 券 (千株)	CB額面総額 (百万円)	株 券 (百万円)	C B (百万円)	株 券 (千株)	CB額面総額 (百万円)	合計金額 (百万円)	
05年	2,923,706	2,753	2,543,901	3,058	844,134	1,719	159,242	
06	2,519,286	2,161	3,350,009	2,443	763,372	1,467	207,873	
07	2,738,930	1,300	3,659,450	1,477	795,306	753	213,468	
06/	1月	3,221,875	1,362	4,194,225	1,709	925,155	920	231,712
	2	3,142,024	2,564	4,149,872	2,999	905,104	1,588	236,959
	3	2,454,126	2,545	3,262,110	2,914	746,345	1,949	222,637
	4	2,696,326	1,456	3,818,188	1,788	798,057	1,013	251,115
	5	2,512,021	858	3,614,920	1,077	761,992	606	220,914
	6	2,536,064	772	3,164,749	900	761,688	455	219,315
	7	2,269,453	3,447	2,927,580	3,688	702,147	2,265	167,626
	8	2,279,281	2,513	2,821,755	2,805	716,755	1,739	189,044
	9	2,152,814	1,620	2,804,449	1,868	666,727	1,038	189,552
	10	2,335,284	2,904	3,262,319	3,106	729,649	1,818	189,862
	11	2,311,487	2,398	3,169,970	2,773	722,452	1,397	168,014
	12	2,411,242	3,397	3,172,019	3,615	743,998	2,724	209,916
07/	1	2,681,187	1,806	3,365,461	2,029	781,297	1,281	184,281
	2	3,175,390	2,946	4,190,256	3,245	922,749	2,073	212,313
	3	3,156,286	1,358	4,080,855	1,536	876,911	914	270,022
	4	2,706,618	1,247	3,573,814	1,445	761,556	791	189,950
	5	2,695,033	877	3,685,465	1,052	798,748	404	174,533
	6	2,887,482	1,298	3,776,172	1,472	829,672	915	242,168
	7	2,539,773	957	3,540,930	1,118	751,128	464	207,567
	8	2,825,792	559	4,058,748	628	841,685	291	248,562
	9	2,223,153	1,403	3,015,156	1,495	666,322	833	218,007
	10	2,523,569	1,531	3,516,651	1,804	746,568	424	203,288
	11	2,790,025	944	3,652,118	1,116	793,687	433	200,607
	12	2,613,762	913	3,320,720	1,028	758,518	433	203,114
08/	1	2,811,118	647	3,318,408	705	776,426	318	210,709
	2	2,934,405	767	3,348,783	857	802,711	367	193,818
	3	2,697,240	1,119	2,941,631	1,165	764,048	643	214,486
	4	2,436,098	1,018	2,840,009	1,054	708,697	632	187,683
	5	2,722,351	776	3,220,978	829	798,571	476	185,923
	6	2,773,807	794	3,098,632	844	793,608	324	250,834

注1) 日本証券クリアリング機構（以下、クリアリング機構）調べ。証券決済（数量）は、クリアリング機構による証券の受取り（片道ベース）、資金決済（金額）は、クリアリング機構による金銭の受取り（片道ベース）。

注2) 清算対象取引高は、クリアリング機構が清算対象取引に対し行った債務の引受けに係る約定（以下、清算約定）に係る株券等の数量及び金額。なお、2007年3月までの計数は、債務引受後のクリアリング機構における訂正のうち、取引日翌々日以降の訂正分を含まないのに対し、2007年4月以降の計数は、これを含む。

注3) 清算後決済高は、清算約定の決済に係る数量及び金額（クリアリング機構によりネットティングされた後のもの）。

注4) 株券には、優先出資証券、投資証券及び上場投資信託受益権を含む。

注5) CBとは、転換社債券及び転換社債型新株予約権付社債券を指す。

6-2 日銀当座預金決済（片道ベース、1営業日平均）

— 百万円

		日銀当座預金決済金額
05年		66,987
06		90,194
07		90,172
06/	1月	95,436
	2	102,214
	3	79,475
	4	109,697
	5	108,850
	6	114,564
	7	72,697
	8	81,218
	9	92,809
	10	70,206
	11	75,149
	12	81,680
07/	1	66,355
	2	80,682
	3	125,860
	4	89,144
	5	74,185
	6	95,662
	7	87,582
	8	122,184
	9	86,448
	10	85,751
	11	75,504
	12	85,693
08/	1	106,026
	2	85,277
	3	93,849
	4	73,945
	5	65,508
	6	90,154

注1) クリアリング機構調べ。債務引受を行った清算対象取引の決済に係るクリアリング機構による金銭の受取り。

注2) 上記計数には、取引所取引DVP決済に係る資金決済のほか、国債先物取引等に係る差金決済等も含む。但し、国債先物取引の現渡決済に対応するDVP資金決済は除く。

7. ほふりクリアリング

7-1 株式等の一般振替DVP決済（片道ベース、1営業日平均）

	清算対象取引高 (債務引受高)				清算後資金決済高
	数 量		金 額		金 額 (百万円)
	株 券 (千株)	CB額面総額 (百万円)	株 券 (百万円)	C B (百万円)	
05 年	922,346	12,083	1,207,904	13,743	150,452
06	956,720	8,644	1,660,192	10,636	187,823
07	1,062,811	8,559	1,858,768	10,224	192,923
06/ 1 月	1,066,880	8,013	1,867,590	10,547	211,422
2	1,103,535	9,713	1,960,323	12,096	222,913
3	948,272	10,417	1,675,533	12,944	202,487
4	976,364	6,908	1,845,101	10,010	240,865
5	1,026,425	4,427	1,837,184	5,905	205,035
6	964,807	10,934	1,574,740	12,364	185,521
7	912,248	9,498	1,452,337	10,732	170,249
8	832,497	7,059	1,347,460	8,701	140,092
9	803,261	9,049	1,392,022	11,067	161,469
10	960,755	10,113	1,755,478	11,768	160,906
11	1,005,178	7,240	1,720,174	8,862	173,602
12	906,882	10,013	1,558,953	12,378	187,763
07/ 1	945,485	8,110	1,644,311	9,946	160,785
2	1,182,388	10,617	2,138,562	12,385	208,520
3	1,080,185	12,414	1,893,975	15,095	227,395
4	983,855	6,286	1,733,617	7,930	176,885
5	1,064,263	6,902	1,914,729	8,502	183,002
6	1,074,347	9,142	1,963,426	10,833	227,079
7	952,663	7,648	1,785,130	8,948	186,531
8	1,145,411	10,516	2,028,991	12,734	198,431
9	889,785	9,050	1,529,761	10,097	165,049
10	1,092,981	6,994	1,953,075	8,152	177,416
11	1,199,375	8,797	1,900,807	10,698	196,634
12	1,109,916	5,993	1,740,089	6,975	202,113
08/ 1	1,098,260	9,854	1,635,023	11,300	167,878
2	1,207,993	9,021	1,732,547	10,113	153,915
3	1,118,173	6,911	1,518,100	7,576	203,874
4	1,103,040	7,632	1,592,369	8,097	207,076
5	1,195,463	6,376	1,744,439	6,982	183,089
6	1,155,538	6,289	1,630,174	7,097	199,010

注1) ほふりクリアリング調べ。

注2) 清算対象取引高は、ほふりクリアリングが債務引受けを行った清算対象取引に係る株券等の数量及び金額。清算後資金決済高は、ほふりクリアリングによりネットティングされた後に、資金決済支払額が同受取額を超過した参加者のネット支払額の合計（片道ベース、決済促進送金を除く）。

注3) 株券には、優先出資証券、投資証券及び上場投資信託受益権を含む。

注4) CBとは、転換社債券及び転換社債型新株予約権付社債券を指す。

7-2 日銀当座預金決済（片道ベース、1営業日平均）

— 百万円

		日銀当座預金決済金額
05年		221,253
06		354,171
07		359,107
06/	1月	378,319
	2	402,655
	3	380,205
	4	395,162
	5	358,767
	6	345,932
	7	317,977
	8	286,025
	9	335,489
	10	378,550
	11	345,497
	12	334,872
07/	1	290,488
	2	378,013
	3	392,937
	4	327,632
	5	332,083
	6	399,719
	7	357,958
	8	384,737
	9	322,650
	10	371,997
	11	369,196
	12	368,255
08/	1	322,313
	2	313,994
	3	355,881
	4	377,143
	5	349,803
	6	370,475

注1) ほふりクリアリング調べ。

注2) 上記計数は、債務引受けを行った清算対象取引の決済に係るほふりクリアリングによる金銭の受取り（決済促進送金を含む）。

8. 証券保管振替機構

8-1 短期社債決済（片道ベース、1営業日平均）

(件数)		引受		振替		償還		買入消却	日銀当預 DVP決済
		うちDVP		うちDVP		うちDVP			
05年		110	45	383	247	93	70	0	362
06		149	71	633	381	171	127	0	578
07		168	88	773	425	192	136	0	650
06/	1月	147	61	526	293	191	138	0	492
	2	145	67	563	370	160	122	0	559
	3	149	55	579	364	176	135	0	554
	4	134	62	574	364	153	110	0	536
	5	146	73	558	345	179	130	0	548
	6	140	67	561	345	159	118	0	530
	7	153	80	621	365	178	132	0	577
	8	136	72	695	420	150	113	0	605
	9	167	73	687	408	173	128	0	609
	10	150	75	721	427	186	131	0	633
	11	155	80	741	430	180	130	0	641
	12	171	87	755	429	173	133	0	649
07/	1	169	84	747	436	204	144	0	664
	2	166	86	784	446	189	134	0	666
	3	185	82	740	410	198	143	0	635
	4	156	80	698	351	180	119	0	550
	5	155	80	683	362	190	124	0	566
	6	170	91	744	396	176	125	0	612
	7	170	92	763	422	203	146	0	659
	8	153	87	770	418	179	134	0	639
	9	189	96	834	454	224	167	0	717
	10	154	82	763	430	185	127	0	639
	11	166	93	836	475	182	131	0	700
	12	195	112	935	519	197	148	0	779
08/	1	176	99	895	508	224	156	0	762
	2	171	100	866	485	206	148	0	734
	3	183	90	868	475	229	169	0	735
	4	164	96	865	457	184	131	0	684
	5	161	93	905	530	181	136	0	760
	6	202	117	964	556	207	149	0	823

注) 証券保管振替機構調べ。

(金額)

— 百万円

	引受		振替		償還		買入消却	日銀当預 DVP決済
		うちDVP		うちDVP		うちDVP		
05年	459,020	233,917	1,917,009	1,445,537	380,697	313,963	12	1,993,417
06	639,521	371,753	3,339,847	2,306,849	649,084	536,874	106	3,215,476
07	669,038	412,366	4,052,866	2,709,967	658,122	542,217	82	3,664,551
06/ 1月	623,599	303,633	2,883,986	1,837,877	648,135	507,511	26	2,649,020
2	651,457	338,141	2,773,951	2,034,890	670,744	561,289	200	2,934,320
3	602,105	303,686	2,787,916	1,977,256	735,694	617,381	455	2,898,323
4	634,184	356,090	2,973,192	2,139,226	606,246	479,956	0	2,975,272
5	602,111	358,360	2,943,041	2,055,757	624,385	512,766	0	2,926,884
6	594,471	350,167	3,026,551	2,043,416	609,899	513,004	0	2,906,588
7	688,595	429,210	3,261,198	2,200,716	674,458	573,817	0	3,203,743
8	611,541	384,398	3,599,218	2,509,526	574,234	482,830	0	3,376,754
9	668,125	389,902	3,746,055	2,562,111	668,963	545,226	0	3,497,238
10	646,332	394,784	3,832,000	2,628,442	658,683	537,350	481	3,560,575
11	675,999	430,176	4,012,487	2,752,795	665,274	557,171	90	3,740,142
12	684,779	422,468	4,195,974	2,899,889	657,816	554,271	0	3,876,628
07/ 1	689,368	427,520	4,141,543	2,915,134	693,842	570,380	0	3,913,034
2	685,406	412,522	4,245,641	2,977,952	685,798	546,061	0	3,936,535
3	697,418	401,175	4,071,455	2,806,693	743,688	594,759	0	3,802,627
4	612,260	360,097	3,755,705	2,403,490	583,813	456,031	0	3,219,619
5	611,384	373,762	3,484,824	2,207,560	589,732	458,855	0	3,040,178
6	684,275	437,411	3,748,053	2,382,585	632,393	518,068	0	3,338,064
7	726,541	471,401	4,110,711	2,730,780	693,803	593,876	0	3,796,057
8	627,972	413,677	4,234,558	2,801,452	626,999	536,156	0	3,751,285
9	758,657	450,488	4,363,539	2,817,018	785,951	666,273	0	3,933,779
10	606,545	375,570	3,905,966	2,673,537	607,952	507,318	0	3,556,424
11	630,285	386,711	4,200,102	2,898,651	605,124	507,590	952	3,792,951
12	724,062	447,446	4,457,563	2,968,122	676,198	573,085	0	3,988,653
08/ 1	681,875	427,908	4,299,374	2,863,043	698,855	580,067	0	3,871,018
2	672,393	419,002	4,183,903	2,800,415	685,722	558,548	0	3,777,965
3	687,889	391,323	4,128,529	2,677,129	778,880	648,655	0	3,717,108
4	621,748	402,326	4,249,550	2,679,299	594,322	490,723	48	3,572,348
5	571,897	356,471	4,465,172	3,110,647	568,562	488,623	0	3,955,741
6	711,478	441,702	4,433,936	2,939,577	644,906	540,340	0	3,921,619

注) 証券保管振替機構調べ。

8-2 一般債決済（片道ベース、1営業日平均）

(件数)		—— 件						
	引受	振替		償還		買入消却	日銀当預 DVP決済	
		うちDVP	うちDVP	うちDVP	うちDVP			
05年								
06	153	38	593	181	0	0	219	
07	141	46	1,716	453	22	20	518	
06/	1月	53	29	106	49	0	0	78
	2	111	20	242	133	0	0	153
	3	312	38	336	147	0	0	185
	4	78	23	493	125	0	0	148
	5	131	50	424	149	0	0	199
	6	160	41	538	191	0	0	231
	7	145	38	681	174	0	0	212
	8	114	26	669	184	0	0	210
	9	270	49	816	232	0	0	281
	10	98	37	632	194	1	0	231
	11	136	45	869	265	0	0	310
	12	197	61	1,203	297	1	0	358
07/	1	110	31	1,018	243	8	8	283
	2	151	41	1,336	383	16	15	439
	3	299	70	1,664	471	21	20	561
	4	83	28	1,669	408	9	9	445
	5	117	47	1,645	450	14	13	510
	6	146	53	1,702	522	36	34	608
	7	115	39	1,332	459	15	15	513
	8	103	28	1,930	455	14	14	497
	9	227	62	2,085	613	40	37	711
	10	90	39	1,873	434	19	17	490
	11	109	46	2,077	486	16	14	546
	12	162	67	2,229	506	52	47	620
08/	1	99	32	2,135	512	63	44	589
	2	137	45	2,468	583	119	77	705
	3	262	64	2,669	662	248	149	875
	4	80	31	2,266	499	80	70	599
	5	126	51	1,948	512	108	82	645
	6	153	57	2,322	534	162	122	713

注1) 証券保管振替機構調べ。

注2) 上記件数は、円貨で発行された債券（デュアルカレンシー債等を含む）に限る。

注3) ファクターの減少に伴う定時償還（一部繰上償還を含む）が行われた銘柄については、当該銘柄が満期償還を迎えた際に「償還」の項目に計上。

(金額)

— 百万円

	引受	振替		償還		買入消却	日銀当預 DVP決済	
		うちDVP	うちDVP	うちDVP	うちDVP			
05年								
06	127,860	87,115	292,823	115,365	167	150	202,630	
07	161,501	113,948	888,714	251,064	11,182	8,361	373,372	
06/	1月	48,224	38,247	55,126	31,007	0	0	69,255
	2	103,086	72,278	144,936	85,589	0	0	157,867
	3	162,423	90,722	234,845	98,798	0	0	189,520
	4	112,391	74,110	270,531	91,759	0	615	165,869
	5	138,940	80,008	243,717	108,850	3	108	188,858
	6	129,164	95,676	365,621	121,021	0	54	216,697
	7	123,029	91,810	400,821	115,298	0	1,073	207,107
	8	104,922	75,661	285,528	109,514	0	13	185,175
	9	170,173	107,701	346,085	150,349	56	296	258,049
	10	115,315	84,336	282,636	124,473	1,704	1,889	210,504
	11	151,787	111,206	383,196	150,568	20	60	261,774
	12	157,914	113,189	445,773	178,632	174	294	291,873
07/	1	107,912	77,530	386,590	146,239	7,094	3,450	230,811
	2	159,056	115,971	663,143	226,114	6,085	327	347,350
	3	201,134	115,527	809,962	249,723	11,041	1,705	369,223
	4	130,219	92,692	662,330	212,573	3,234	1,049	308,401
	5	198,985	123,732	647,211	240,931	16,471	1,099	378,441
	6	189,021	138,908	735,351	285,943	12,320	2,277	434,868
	7	162,992	129,397	697,057	258,619	14,662	1,450	397,802
	8	87,099	61,769	956,887	253,488	10,508	2,117	322,135
	9	217,416	155,957	1,007,439	319,364	18,524	1,773	490,191
	10	162,493	122,271	1,943,208	252,766	5,420	13,299	380,162
	11	161,816	126,096	1,089,634	285,297	13,275	1,423	419,498
	12	168,755	113,794	951,953	279,688	16,158	2,334	406,869
08/	1	147,467	117,909	938,196	320,884	79,573	1,220	510,429
	2	169,347	126,126	981,368	337,912	148,433	3,205	595,059
	3	201,543	114,543	1,115,104	367,481	265,959	6,304	716,169
	4	149,556	118,480	881,390	292,403	149,744	2,855	547,095
	5	189,258	119,576	933,173	274,628	164,000	6,694	540,546
	6	168,685	137,066	910,653	273,908	154,723	2,930	551,568

注1) 証券保管振替機構調べ。

注2) 上記金額は、円貨で発行された債券（デュアルカレンシー債等を含む）に限る。

注3) ファクターの減少に伴う定時償還（一部繰上償還を含む）が行われた銘柄については、当該銘柄が満期償還を迎えた際に「償還」の項目に計上。

注4) 定時償還（同上）銘柄については、実質金額（振替口座簿に記録された金額にファクターを乗じて得た金額）ではなく、各社債の金額を計上。

8-3 投資信託決済（片道ベース、1営業日平均）

		(件数)				—— 件	
		設定	うちDVP	解約	うちDVP	償還	日銀当預 DVP決済
05年							
06							
07		4,891	881	5,289	1,429	5	2,310
07/	1月	4,521	765	5,192	1,350	4	2,115
	2	4,604	808	5,535	1,483	6	2,291
	3	5,134	879	5,058	1,396	6	2,275
	4	4,320	770	4,996	1,364	4	2,134
	5	4,781	864	5,487	1,475	4	2,339
	6	5,082	921	5,730	1,518	4	2,440
	7	5,232	957	5,739	1,520	5	2,477
	8	5,385	976	4,775	1,310	4	2,286
	9	4,840	860	4,724	1,321	9	2,181
	10	4,788	873	5,601	1,491	5	2,364
	11	5,041	943	5,310	1,437	2	2,380
	12	4,816	924	5,275	1,470	5	2,395
08/	1	5,367	1,073	5,407	1,504	6	2,577
	2	4,816	1,002	4,754	1,400	5	2,403
	3	4,902	1,018	5,122	1,501	7	2,519
	4	4,509	972	4,897	1,457	4	2,429
	5	4,968	1,072	5,042	1,504	3	2,576
	6	4,969	1,103	5,108	1,525	4	2,628

注) 証券保管振替機構調べ。

(金額)

— 百万円

	設定	解約		償還	日銀当預 DVP決済	
		うちDVP	うちDVP			
05年						
06						
07	407,859	228,772	331,931	201,053	6,735	429,825
07/ 1月	450,197	246,023	351,345	205,312	5,325	451,335
2	493,759	275,943	390,499	225,414	7,679	501,357
3	455,781	231,739	404,870	242,413	12,281	474,152
4	402,783	230,582	314,391	186,172	1,688	416,754
5	424,917	237,979	320,075	191,386	5,073	429,365
6	496,249	280,216	376,110	218,657	8,375	498,873
7	469,321	259,458	359,694	230,261	7,403	489,719
8	353,987	189,030	311,831	196,111	5,643	385,141
9	323,666	179,845	259,327	161,063	12,362	340,909
10	352,221	207,765	313,136	186,627	7,319	394,392
11	333,520	196,518	285,526	180,339	5,781	376,858
12	339,082	212,646	291,557	184,800	2,035	397,446
08/ 1	314,285	183,963	290,247	180,282	1,874	364,246
2	254,634	147,719	241,898	148,831	3,007	296,550
3	277,180	162,127	292,162	180,426	4,756	342,553
4	261,547	150,584	219,801	130,933	931	281,516
5	296,240	173,607	258,552	160,880	1,181	334,487
6	291,584	173,182	278,655	169,528	1,106	342,710

注1) 証券保管振替機構調べ。

注2) 金額は、受益権1口あたりの元本に口数を乗じた計数。

8-4 株式口座振替（片道ベース、1営業日平均）

— 件、百万株

	件 数		株 数	
	取引所取引	一 般	取引所取引	一 般
05 年度	108,536	138,061	1,712	2,571
06	100,361	138,153	1,520	2,594
07	97,484	151,347	1,543	2,970
06/ 1 月	123,602	166,773	1,839	2,738
2	115,988	161,821	1,803	2,814
3	100,079	135,502	1,484	2,758
4	109,550	146,986	1,588	2,840
5	101,359	149,072	1,514	2,389
6	98,162	141,864	1,513	2,437
7	94,335	133,434	1,395	2,268
8	94,792	121,614	1,430	2,188
9	91,260	117,130	1,329	2,531
10	99,055	136,930	1,453	2,772
11	98,361	144,596	1,437	2,591
12	103,972	131,907	1,482	2,348
07/ 1	103,241	135,060	1,556	2,337
2	109,153	153,047	1,831	3,039
3	102,512	148,737	1,741	3,434
4	98,949	142,783	1,512	2,986
5	100,543	147,177	1,585	2,734
6	102,661	144,714	1,650	2,808
7	101,717	138,927	1,494	2,448
8	100,368	160,601	1,673	3,017
9	88,900	132,533	1,323	2,929
10	97,819	151,049	1,487	3,181
11	97,211	165,976	1,580	3,108
12	98,340	153,284	1,510	2,891
08/ 1	97,444	155,307	1,544	2,938
2	93,374	163,967	1,597	3,112
3	90,590	157,333	1,518	3,487
4	89,109	157,205	1,409	3,218
5	98,004	158,022	1,585	2,939
6	95,251	156,497	1,576	3,084

注1) 証券保管振替機構の公表資料に基づき日本銀行において作成。

注2) 「件数・取引所取引」及び「株数・取引所取引」は、渡方現物清算参加者から日本証券クリアリング機構への振替及び日本証券クリアリング機構から受方現物清算参加者への振替に係る件数・株数の合計。

注3) 「件数・一般」及び「株数・一般」は、渡方参加者から受方参加者への振替に係る件数・株数（DVP振替においては、渡方DVP参加者からほふりクリアリングへの振替に係る件数・株数）。

Ⅲ. その他

1. 通貨流通高

1-1 日本銀行券発行高

— 億円、() 内は前年比%

		日本銀行券 発行高	一万円	五千円	二千円	千円
05 年		792,705 (+1.7)	720,611	28,153	5,072	37,235
06		798,367 (+0.7)	727,900	27,750	3,305	37,793
07		812,777 (+1.8)	740,488	28,924	3,111	38,651
06/	1 月	747,488 (+2.1)	679,841	26,143	4,857	35,013
	2	746,616 (+2.2)	680,758	25,376	4,572	34,279
	3	749,781 (+0.4)	684,362	25,226	4,337	34,225
	4	760,911 (+0.1)	694,405	25,687	4,070	35,121
	5	739,543 (+0.7)	675,189	24,832	3,760	34,135
	6	745,626 (+0.7)	681,476	24,722	3,593	34,210
	7	746,246 (+0.7)	682,102	24,732	3,536	34,252
	8	744,769 (+1.2)	680,399	24,855	3,488	34,403
	9	741,388 (+0.9)	677,256	24,715	3,418	34,376
	10	744,469 (+0.9)	680,222	24,766	3,343	34,518
	11	745,566 (+0.9)	680,807	25,161	3,296	34,683
	12	798,367 (+0.7)	727,900	27,750	3,305	37,793
07/	1	752,440 (+0.7)	686,004	25,928	3,239	35,652
	2	756,627 (+1.3)	691,419	25,352	3,171	35,070
	3	758,941 (+1.2)	693,482	25,520	3,119	35,206
	4	771,287 (+1.4)	704,735	25,986	3,112	35,840
	5	749,858 (+1.4)	684,983	25,300	3,106	34,858
	6	758,370 (+1.7)	693,683	25,133	3,109	34,835
	7	755,407 (+1.2)	690,470	25,278	3,137	34,913
	8	752,063 (+1.0)	686,855	25,472	3,100	35,029
	9	756,298 (+2.0)	691,119	25,411	3,099	35,063
	10	755,892 (+1.5)	690,548	25,588	3,103	35,048
	11	758,486 (+1.7)	692,188	26,207	3,077	35,410
	12	812,777 (+1.8)	740,488	28,924	3,111	38,651
08/	1	762,561 (+1.3)	694,824	26,917	3,035	36,183
	2	763,579 (+0.9)	697,156	26,258	2,994	35,571
	3	764,615 (+0.7)	698,125	26,402	2,949	35,539
	4	773,312 (+0.3)	706,126	26,607	2,932	36,049
	5	755,697 (+0.8)	690,101	25,896	2,907	35,197
	6	762,909 (+0.6)	697,570	25,731	2,862	35,151

注) 年・月末流通高。単位未満、切捨。

1-2 貨幣流通高

— 億円、() 内は前年比%

	貨幣 流通高	貨幣流通高						
		五百円 以下計	五百円	百円	五十円	十円	五円	一円
05 年	45,022 (+0.2)	34,373 (+0.7)	18,564	10,439	2,270	2,078	611	408
06	45,285 (+0.6)	34,746 (+1.1)	18,879	10,518	2,258	2,075	605	408
07	45,773 (+1.1)	35,342 (+1.7)	19,428	10,575	2,261	2,068	600	407
06/ 1 月	44,882 (+0.2)	34,239 (+0.6)	18,512	10,364	2,268	2,075	610	408
2	44,594 (-0.0)	33,962 (+0.3)	18,373	10,253	2,254	2,064	609	407
3	44,502 (+0.0)	33,880 (+0.3)	18,347	10,210	2,247	2,059	608	407
4	44,752 (+0.3)	34,141 (+0.8)	18,481	10,323	2,254	2,067	607	407
5	44,690 (+0.5)	34,088 (+1.0)	18,458	10,299	2,251	2,064	607	406
6	44,533 (+0.7)	33,940 (+1.2)	18,396	10,229	2,242	2,059	605	406
7	44,604 (+0.8)	34,019 (+1.4)	18,470	10,235	2,243	2,058	605	406
8	44,646 (+0.8)	34,070 (+1.4)	18,511	10,247	2,241	2,058	604	406
9	44,652 (+0.8)	34,084 (+1.3)	18,520	10,257	2,240	2,056	604	406
10	44,718 (+0.8)	34,161 (+1.4)	18,581	10,272	2,239	2,057	604	407
11	44,928 (+0.7)	34,380 (+1.2)	18,697	10,362	2,244	2,064	604	407
12	45,285 (+0.6)	34,746 (+1.1)	18,879	10,518	2,258	2,075	605	408
07/ 1	45,183 (+0.7)	34,651 (+1.2)	18,851	10,461	2,256	2,069	604	407
2	44,964 (+0.8)	34,441 (+1.4)	18,770	10,353	2,246	2,060	603	406
3	44,875 (+0.8)	34,363 (+1.4)	18,745	10,314	2,239	2,054	602	406
4	45,071 (+0.7)	34,569 (+1.3)	18,886	10,371	2,245	2,057	601	406
5	44,985 (+0.7)	34,493 (+1.2)	18,858	10,330	2,244	2,053	600	406
6	44,854 (+0.7)	34,372 (+1.3)	18,806	10,278	2,235	2,046	599	405
7	44,925 (+0.7)	34,451 (+1.3)	18,877	10,287	2,234	2,046	599	405
8	44,970 (+0.7)	34,505 (+1.3)	18,923	10,294	2,235	2,046	598	406
9	45,011 (+0.8)	34,555 (+1.4)	18,971	10,304	2,230	2,046	598	406
10	45,107 (+0.9)	34,659 (+1.5)	19,053	10,320	2,231	2,048	598	406
11	45,306 (+0.8)	34,867 (+1.4)	19,183	10,380	2,242	2,055	598	407
12	45,773 (+1.1)	35,342 (+1.7)	19,428	10,575	2,261	2,068	600	407
08/ 1	45,625 (+1.0)	35,203 (+1.6)	19,363	10,514	2,256	2,062	599	407
2	45,391 (+1.0)	34,978 (+1.6)	19,246	10,426	2,248	2,052	598	406
3	45,325 (+1.0)	34,924 (+1.6)	19,234	10,395	2,243	2,047	596	406
4	45,430 (+0.8)	35,040 (+1.4)	19,325	10,423	2,242	2,046	596	406
5	45,321 (+0.7)	34,941 (+1.3)	19,289	10,375	2,235	2,040	595	405
6	45,238 (+0.9)	34,868 (+1.4)	19,293	10,316	2,226	2,032	593	404

注1) 貨幣流通高は記念貨を含む。また、日本銀行保有分を除き、市中金融機関保有分を含む。

注2) 年・月末流通高。単位未満、切捨。

2. SWIFT

— 件、%

	総送信件数 <前年比>						世界に占める 日本のシェア	<参考> 日本の参加 金融機関数
			顧客送金	銀行間付替	証券	その他		
05 年	76,207,180	< +8.0 >	8,113,667	7,186,171	39,402,973	21,504,369	3.2	258
06	84,263,354	< +10.6 >	8,532,433	7,825,996	44,293,097	23,611,828	3.1	261
07	110,984,995	< +31.7 >	11,619,227	12,676,884	57,215,444	29,473,440	3.1	257
06/ 1 月	6,459,443	< +5.0 >	621,986	572,520	3,527,368	1,737,569	3.0	257
2	6,721,803	< +14.3 >	638,854	576,179	3,723,575	1,783,195	3.1	257
3	7,303,329	< +1.9 >	778,751	690,630	3,799,284	2,034,664	2.9	255
4	6,429,029	< +14.4 >	690,953	604,086	3,317,145	1,816,845	3.0	255
5	6,731,963	< +23.7 >	685,067	648,878	3,434,723	1,963,295	2.6	254
6	7,576,451	< +20.1 >	750,838	675,285	4,044,335	2,105,993	3.0	254
7	6,292,534	< +10.4 >	649,441	607,379	3,223,512	1,812,202	2.8	254
8	7,045,502	< +1.6 >	765,725	684,918	3,525,570	2,069,289	3.0	254
9	7,169,653	< +11.5 >	696,429	697,207	3,827,678	1,948,339	3.0	256
10	7,431,889	< +10.4 >	755,647	685,686	3,999,027	1,991,529	3.0	256
11	7,633,133	< +14.6 >	754,006	663,299	4,045,518	2,170,310	3.0	256
12	7,468,625	< +3.9 >	744,736	719,929	3,825,362	2,178,598	3.1	261
07/ 1	7,217,489	< +11.7 >	656,202	797,210	3,687,140	2,076,937	2.8	258
2	7,698,644	< +14.5 >	682,185	757,772	4,194,701	2,063,986	3.1	258
3	9,382,872	< +28.5 >	894,925	1,033,356	4,830,220	2,624,371	3.2	259
4	8,285,048	< +28.9 >	893,333	821,987	4,473,031	2,096,697	3.2	260
5	9,191,646	< +36.5 >	1,004,196	953,874	4,876,669	2,356,907	3.1	260
6	9,812,337	< +29.5 >	1,359,470	1,093,602	4,946,433	2,412,832	3.3	260
7	9,823,206	< +56.1 >	1,313,069	1,215,760	4,654,678	2,639,699	3.2	260
8	12,084,370	< +71.5 >	1,332,404	1,470,669	6,051,231	3,230,066	3.7	261
9	8,205,826	< +14.5 >	720,721	1,002,866	4,215,560	2,266,679	2.9	261
10	10,201,013	< +37.3 >	950,732	1,209,214	5,331,410	2,709,657	3.1	261
11	10,174,553	< +33.3 >	908,107	1,315,524	5,225,860	2,725,062	3.2	260
12	8,907,991	< +19.3 >	903,883	1,005,050	4,728,511	2,270,547	3.1	257
08/ 1	8,940,323	< +23.9 >	711,095	913,272	4,709,022	2,606,934	2.7	258
2	8,871,864	< +15.2 >	670,375	822,803	4,965,122	2,413,564	3.0	258
3	9,793,724	< +4.4 >	768,234	996,342	5,252,133	2,777,015	3.2	257
4	9,969,018	< +20.3 >	866,517	1,008,696	5,403,104	2,690,701	3.0	257
5	9,581,139	< +4.2 >	885,063	931,622	5,358,143	2,406,311	3.1	257
6	10,744,048	< +9.5 >	1,063,000	1,036,544	5,844,290	2,800,214	3.4	257

注1) 全国銀行協会調べ。

注2) 総送信件数は在日銀行等（外銀在日支店を含む）の総送信件数。

3. 金融機関のCD・ATM取引状況（1営業日平均）

— 千件、億円

	支払件数	支払金額
05年	1,349	783
06	1,309	722
07	1,306	686
06/ 1月	1,240	708
2	1,259	698
3	1,267	701
4	1,354	757
5	1,297	709
6	1,291	713
7	1,443	804
8	1,209	650
9	1,308	677
10	1,302	679
11	1,295	666
12	1,448	913
07/ 1	1,216	648
2	1,296	681
3	1,290	675
4	1,322	704
5	1,217	633
6	1,310	692
7	1,344	718
8	1,220	627
9	1,419	698
10	1,251	623
11	1,260	617
12	1,575	948
08/ 1	1,210	631
2	1,265	640
3	1,336	672
4	1,281	653
5	1,293	631
6	1,325	668

注1) 全国銀行協会の公表資料に基づき日本銀行において作成。

注2) CD・ATMによる業態内・業態間（全国キャッシュサービス：MICS）取引の総計。
金融機関間における取引の計数であり、金融機関内における取引の計数を含まない。